

平成29年度

事務事業概要



～ 西中延区営住宅 竣工 ～



品川区 都市環境部



あなたの **わ!しながわ** と出会ってください。

品川区都市環境部組織図 (平成29年4月1日現在)

〔 課 名 〕		〔 係 名 〕		〔係職員数〕	事	技	能	再	非	派
都市環境部 368名	都市計画課 11名	計画調整担当（主査） （部長・課長 含む）	8	3	5					
		景観担当（主査）	3		2		1			
	住 宅 課 13名	住宅運営担当（課長 含む）★	8	7	1					
		空き家対策担当（主査）	2	2						
		開発指導担当（主査）	3		3					
	木密整備推進課 14名	木密整備担当（主査） （課長 含む）	10	2	7			1		
		不燃化促進担当（主査）	4		3				1	
	都市開発課 16名	都市開発担当（主査） （課長 含む）	13	3	7			2		1
		立体化担当（主査）	3		3					
	建 築 課 38名	事務調査係（課長 含む）★	6	3	1			2		
		審査担当（主査）★	14		11			3		
		監察担当（主査）★	4		3			1		
		細街路担当（主査）	10		8			2		
		耐震化促進担当（主査）	4	1	2			1		
環 境 課 21名	環境管理係（課長 含む）	7	6	1						
	環境推進係	4	4							
	指導調査係	10	1	8					1	
品川区 清掃事務所 255名	庶務係（所長 含む）	10	9				1			
	事業係	235	2		181	16	36			
	リサイクル推進係	6	6							
	許可指導係	4	2		2					
合 計				368	51	65	183	30	37	2

* 事＝事務職 技＝技術職（土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、検査技術）

能＝技能系（Ⅴ、Ⅵ） 再＝再任用（常勤・短時間） 非＝非常勤 派＝派遣（品川区行政実務研修員を含む）

★休職者（4名）を含む

目 次

都市環境部組織図		
「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして		1
他課との連携事業一覧		7
都 市 計 画 課		
係別事務分掌		計一 1
一.都市計画事務		計一 2
1 品川区まちづくりマスタープラン		計一 2
2 都市計画の決定および変更		計一 3
3 都市計画審議会		計一 3
4 都市計画の相談等		計一 4
5 都市計画の提案		計一 4
6 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出		計一 5
7 沿道環境整備		計一 5
8 用途地域の指定状況		計一 6
9 品川区内の都市計画道路の現況		計一 7
10 第四次事業化計画		計一 8
11 東京都施工事業の現況		計一 9
12 国施工事業の現況		計一 11
13 首都高速道路(株)施行事業の現況		計一 12
二. 公共交通の整備促進		計一 13
1 鉄道網の現況		計一 13
2 バス路線網の充実		計一 13
3 その他		計一 14
三. 区民の自主的なまちづくりへの支援		計一 14
1 区民の自主的なまちづくりへの支援		計一 14
四. まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区)		計一 15
1 立会川・勝島まちづくりビジョン策定		計一 15
2 八潮地区まちづくり検討		計一 15
五. やさしいまちづくり推進事業		計一 16
1 やさしいまちづくり推進事業		計一 16
六. 都市景観形成事業		計一 19
1 「品川区景観計画」		計一 19
2 品川区景観計画の運用開始		計一 19
3 平成29年度の取り組み		計一 20
七. 開発環境指導		計一 21
1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備		計一 21
2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備		計一 22
3 建築物等の福祉に関する整備		計一 22
住 宅 課		
係別事務分掌		住一 1
一. 公営住宅の管理等		住一 2
1 区営住宅の管理		住一 2
2 区民住宅の管理		住一 3
3 都営住宅および都民住宅入居者の公募		住一 6

二. 住宅改善資金融資あっせん・助成事業	住一	7
1 住宅修築資金融資あっせん	住一	7
2 住宅改善工事助成事業	住一	8
三. マンションの管理支援	住一	10
1 セミナー・交流会	住一	10
2 建替・修繕支援	住一	11
3 管理運営支援	住一	11
四. 業者紹介・各種支援事業	住一	12
1 増改築施工業者の紹介	住一	12
2 親元近居支援事業	住一	12
3 住環境改善	住一	13
五. 空き家等対策事業	住一	14
1 空き家等対策事業	住一	14
六. 建築紛争調整事務	住一	16
1 都市計画法に基づく開発許可事務	住一	16
2 建築審査会事務	住一	16
3 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務	住一	17
4 建築物の解体工事に関する事前周知	住一	18
5 葬祭場等の設置に係る環境整備	住一	19
木密整備推進課		
係別事務分掌	木一	1
一. 密集住宅市街地整備促進事業	木一	2
1 地区位置図	木一	2
2 事業地区、事業期間および計画内容	木一	2
3 実績	木一	3
4 計画	木一	3
5 助成の内容	木一	3
二. 木密地域不燃化10年プロジェクト	木一	5
1 地区位置図	木一	5
2 事業地区および事業期間	木一	5
3 実績	木一	6
4 計画	木一	6
5 助成の内容	木一	7
三. 防災街区整備事業	木一	8
1 地区位置図	木一	8
2 事業地区および事業期間	木一	8
3 計画の概要と完成イメージ	木一	9
4 計画	木一	9
四. 都市防災不燃化促進事業	木一	10
1 地区位置図	木一	10
2 事業地区および事業期間	木一	10
3 実績	木一	11
4 計画	木一	12
5 助成の内容	木一	13
五. 防災生活圏促進事業	木一	14
1 地区位置図	木一	14

2 事業地区および事業期間	木ー	14
3 実績	木ー	14
4 計画	木ー	15
六. 避難道路機能強化事業(滝王子通り地区)	木ー	16
1 地区位置図	木ー	16
2 事業地区および事業期間	木ー	16
3 実績	木ー	16
4 計画	木ー	17
七. 木密連担地域改善事業	木ー	18
1 地区位置図	木ー	18
2 事業実施地区	木ー	18
3 計画	木ー	18
都 市 開 発 課		
係別事務分掌	開ー	1
都市開発課の職務内容	開ー	1
一.大井町駅周辺地区の整備	開ー	2
1 地区概要	開ー	2
2 事業概要	開ー	3
3 広町地区開発構想	開ー	4
二.大崎駅周辺地区の整備	開ー	5
1 地区概要	開ー	5
2 東五反田地区の事業概要	開ー	7
3 大崎駅西口地区の事業概要	開ー	9
4 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備	開ー	12
5 大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開	開ー	15
6 広町一丁目周辺地区	開ー	15
三.目黒駅・五反田駅周辺地区の整備	開ー	16
1 目黒駅周辺地区概要	開ー	16
2 目黒駅前地区	開ー	17
3 五反田駅周辺地区	開ー	17
4 西五反田三丁目地区(荏原市場跡地および周辺)	開ー	19
四.武蔵小山駅周辺地区の整備	開ー	20
1 地区概要	開ー	20
2 事業概要	開ー	21
五.その他の拠点地区の整備	開ー	23
1 品川駅東口地区	開ー	23
2 東品川四丁目地区(品川シーサイド)	開ー	23
3 西大井駅周辺地区	開ー	24
六.鉄道連続立体化と周辺のまちづくり	開ー	25
1 京浜急行線と品川駅南地域周辺地区	開ー	25
2 東急大井町線と戸越公園駅周辺地区	開ー	27
七.その他の拠点地区の整備	開ー	28
1 東品川二丁目地区(天王洲アイル)	開ー	28
八.鉄道新線に関すること	開ー	29
1 リニア中央新幹線の整備	開ー	29

建 築 課

係別事務分掌	建一	1
一. 建築物等の確認審査・許認可	建一	2
1 事前相談	建一	2
2 建築確認事務	建一	2
3 特例許可等に関する事務	建一	3
4 風俗営業等の建築物に対する意見照会	建一	3
二. 建築物等の維持・保全	建一	5
1 特定建築物等定期調査報告	建一	5
2 老朽建築物等の改善指導	建一	5
3 防災査察	建一	5
三. 違反建築物の取締り業務	建一	6
1 違反建築物取締り事務	建一	6
四. 建設リサイクル法受付事務	建一	7
1 建設リサイクル法の目的と対象工事	建一	7
五. 細街路拡幅整備事業	建一	8
1 細街路拡幅整備	建一	8
2 道路位置の指定・取消等	建一	9
六. 私道整備事業	建一	9
1 私道整備助成	建一	9
七. 指定道路等台帳整備事業	建一	10
1 指定道路台帳整備	建一	10
八. 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業	建一	11
1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業	建一	11
九. 住宅・建築物耐震化支援事業	建一	11
1 耐震化助成の流れ	建一	12
2 助成額一覧	建一	13
3 実績	建一	16
十. がけ・擁壁安全化支援	建一	16
1 がけ・擁壁安全化支援	建一	16
十一. その他の事業	建一	17
1 各種証明発行	建一	17
2 建築動態統計調査事務	建一	17
環 境 課		
係別事務分掌	環一	1
一. 温暖化対策事業	環一	2
1 太陽光発電システム設置助成事業(家庭用)	環一	2
2 太陽光発電システム設置助成事業(業務用)	環一	3
3 事業所用LED照明設備助成事業	環一	3
4 温暖化防止対策関連計画の推進	環一	4
5 環境情報管理システム運用および環境法令に基づく届出	環一	4
6 グリーン電力証書システムの活用	環一	5
二. 環境情報活動センター運営	環一	6
1 品川区環境情報活動センターの運営	環一	6
2 環境学習講座等	環一	7
三. 環境マネジメントシステム運用管理	環一	8
1 しながわエコリンクの運用概要	環一	8
2 各種研修の実施	環一	8

3 環境監査の実施		環一	9
4 表彰の実施		環一	9
四. しながわ環境未来事業		環一	9
1 しながわ環境ミュージカル		環一	9
2 環境啓発物語		環一	10
五. 環境活動推進経費		環一	10
1 環境活動推進会議		環一	10
2 しながわECOフェスティバル		環一	11
3 打ち水大作戦しながわ		環一	12
六. 環境経営支援事業		環一	13
1 エコアクション21認証取得支援事業		環一	13
2 環境経営セミナー実施事業		環一	14
3 サマールック、ウォームビズキャンペーンの実施		環一	15
七. エコライフ普及事業		環一	15
1 地球にやさしい環境運動推進事業		環一	15
2 国産間伐材の有効活用事業		環一	17
八. 地域エコ活動推進事業		環一	18
1 環境講演会		環一	18
2 環境表彰式		環一	18
3 エコライフアイデアコンテスト事業		環一	19
4 しながわ家庭エコチャレンジ		環一	20
5 暮らしの中の電力シェイプ作戦		環一	20
6 SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト		環一	21
7 ボトルキャップ回収運動		環一	21
8 エコプロ(オール東京62市区町村共同事業)		環一	22
九. 低公害車買換え支援事業		環一	22
十. カラス及び外来種対策事業		環一	24
1 カラス対策		環一	24
2 外来種対策		環一	24
十一. 環境指導相談		環一	25
1 工場指導		環一	26
2 環境相談		環一	30
十二. 環境調査測定		環一	31
1 環境調査測定		環一	31
十三. アスベスト対策事業		環一	38

品川区清掃事務所

係別事務分掌		清一	1
一. ごみ・資源収集実績量の推移		清一	2
二. 直営事業の経営資源等		清一	3
三. 主な委託事業等の概要		清一	5
四. 収集作業計画(平成29年度)		清一	6
(参考:品川区内のごみ・資源の流れ)		清一	7
五. ごみ収集		清一	8
1 ごみの収集運搬作業		清一	8
2 排出指導		清一	8
3 不法投棄対策		清一	9
4 し尿収集作業		清一	9
5 動物死体収集		清一	10

6 粗大ごみの収集運搬		清一	10
7 その他、付帯する事務・事業		清一	11
六. 資源回収事業		清一	13
1 資源ステーション回収		清一	13
2 拠点回収		清一	13
3 区施設資源回収		清一	15
4 資源の持ち去り対策		清一	15
5 リサイクル資源の売払		清一	16
七. リサイクル活動支援事業		清一	18
1 資源集団回収		清一	18
2 家庭用生ごみ処理機購入助成		清一	18
3 事業系生ごみ処理機の普及		清一	19
4 リサイクルショップ運営支援		清一	19
5 フリーマーケット		清一	20
八. 事業系廃棄物に係る指導と許可		清一	22
1 一般廃棄物処理業の許可指導		清一	22
2 事業系廃棄物の排出指導		清一	22
3 事業用建築物に係る指導		清一	24
4 浄化槽清掃業の許可指導		清一	26
九. 計画と普及啓発		清一	27
1 品川区一般廃棄物処理基本計画		清一	27
2 品川区分別収集計画		清一	27
3 廃棄物減量等推進審議会		清一	28
4 廃棄物減量等推進員		清一	29
5 啓発事業		清一	29
6 普及広報		清一	31
7 リユース(再利用・再生)促進事業		清一	33
8 区民やリサイクル団体との協働事業		清一	33

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして

区では平成 20 年 4 月に区民と区との協働指針として「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とした基本構想を策定し、この実現に向け着実に施策を展開しています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は想像を絶する被害をもたらし、私たちに多くの教訓と課題を残しました。また、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震では、一日でも早い地震の復興を望むとともに、区では物資の支援や、被災建築物および被災宅地の応急危険度判定員の派遣など、技術を生かした支援を行ってきました。

一方、区を取り巻く内外の経済状況においては、雇用、所得環境の改善や各種政策の効果等により緩やかに回復していくことが期待されていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動など、先行きの不透明感は払しょくできていません。このような中、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」を契機とした賑わいの創出や施設環境整備を推進させるとともに、子育て・教育・高齢者福祉・防災対策等の重点課題への対応は着実にかつ加速度的に進めなくてはなりません。あわせて、まちづくりの分野では、防災対策などの喫緊の課題はもとより、「次代につなぐ環境都市」や「暮らしを守る安全・安心都市」の実現など、長期基本計画の着実な推進を図る必要があります。また、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」に向けて、おもてなしの心を持ったまちづくりを進めることも大切です。

「次代につなぐ環境都市」の実現に向けては、COP21 のパリ協定における「日本の約束草案」が提出されたことや、東京都の環境基本計画が改訂されたことなど、国や都の大きな動きの中で、地域特性を活かしながら自然との調和や、都市景観、環境負荷の軽減に配慮したまちづくりが大切になります。とりわけ環境再生への取組は、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえ、環境負荷を軽減するための行動を推進することが重要であり、今年度から見直し改訂する「品川区環境計画」等を踏まえ、環境事業や清掃事業を展開していきます。

また、「暮らしを守る安全・安心都市」の実現に向けては、防災対策のほか、魅力あるまちづくりのための市街地整備や、便利で住みやすい住環境づくりなど、様々な取組を進める必要があります。平成 25 年 2 月に策定した「品川区まちづくりマスタープラン」とともに、平成 26 年 5 月に国家戦略特区として指定されたことも踏まえ、地域特性を活かしたまちづくりを進めていきます。

1. まちづくり

区は、江戸の昔は臨海部に東海道第一の宿場が位置し、明治以降は目黒川沿いを中心に工場が立地するなど、京浜工業地帯の一翼を担うものづくりのまちとして発展してきました。一方、内陸部は関東大震災を機に、東京の都心部から避難してきた人が移住し、この時期に相次いで鉄道が開業したこともあり、

急速に市街化が進みました。戦災復興期においても、抜本的な対策を講じる間もなく人口の流入や工場の立地が進んだため、区の都市構造は、関東大震災後の市街化が始まった時点と基本的には変わらないまま現在に至っています。

このような歴史的背景を持つ品川のまちは、目黒川沿いや臨海部に比較的規模の大きい工場などが立地する一方、内陸の台地部は、都市基盤が未整備の市街地に住宅や小規模な事業所が密集しているという特徴を持っています。また、鉄道の駅が多いことや、沿道型の商店街が多いことも他に類を見ない特徴です。

こうした都市構造の特徴を踏まえ、区は「品川区まちづくりマスタープラン」に基づき、まちの安全性や快適性、利便性を高めるため、地域ごとの課題や特性に応じ、都市計画制度や景観計画などを活用しながら様々な事業を展開しています。

既成街区である大井町、五反田、目黒や、工場の移転などにより土地利用転換が進む大崎や天王洲などは、広域活性化拠点および都市活性化拠点として位置づけ、産業施策と連携しながら商業、業務など、拠点にふさわしい機能の充実を図っています。

とくに、大崎駅周辺地域（約 60ha）は、地域の開発機運の高まりを踏まえ、平成 14 年 7 月に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定され、区としても地権者等によるまちづくりの主体的な取組みを支援しながら、地区計画制度等の都市計画手法を活用するなどして、民間活力を活かしたまちづくりを推進してきました。地区活性化拠点に位置づけた武蔵小山では、市街地再開発組合の設立を認可された地区が増え、工事に着手した地区もあります。

品川駅南地域や戸越公園駅周辺地域では、各地域の「まちづくりビジョン」に基づき、地域の将来像の実現に向け、まちづくりを進めていきます。

また、土地利用状況が大きく変化している立会川・勝島地区においても、今後のまちづくりの方針となる「まちづくりビジョン」を策定するとともに、八潮地区では今後のまちづくりに向けた検討を開始します。

まちづくりは、行政からの提案だけでなく、そこに暮らす地元の方々の発意に基づき進めることが、円滑な推進につながります。区はまちづくりの活動を行う団体に対し、補助金の交付やまちづくりの専門家を派遣するなど、区民の自主的な取組を支援しています。

一方、民間の建築行為に対しては、都市計画法に基づく開発許可制度や開発環境指導要綱などに基づき指導を行うとともに、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整を行い、秩序あるまちづくりを進めています。

なお、平成 28 年 4 月 1 日施行の品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例にもとづき、地域活動課と連携しながら、マンションに関わる事業者に対し町会・自治会活動への協力を求めることにより、「毎日の暮らしの中でも、いざ！というときにも共に助け合うまちづくり」を進めます。

2. 住 宅

区の住宅施策においては、高耐久・高品質・長寿命な住宅ストックの充実や活用を図ることにより、居住環境のさらなる向上を図っています。

このうち、民間住宅に対しては、住宅改善助成や修築にかかる融資あっせんや地元業者の紹介などを実施することで、住環境の向上だけでなく、地元建設業界の支援にもつなげています。

民間マンションに対しては、マンション管理相談や専門家の派遣を行うほか、管理組合の交流会を開催するなど、マンションの適正管理に向けた支援をしています。また、建替えや大規模修繕の円滑な実施を促進するため、相談体制の充実を図っていきます。

公的住宅ストックの充実としては、区営住宅等の住宅付帯設備の修繕等を計画的に進め、長寿命化を図っています。また、平成 28 年 5 月に建替えが完了した西中延区営住宅（平塚橋会館跡複合施設）に続き、中延一丁目区営住宅についても従前居住者用住宅を併設した施設として、平成 30 年 2 月の竣工に向けて建設が進んでいます。

空き家等対策事業については、平成 27 年 4 月 1 日の品川区空き家等の適正管理等に関する条例の施行後、実態調査などの結果をもとに、適正管理への支援や、地域活動課などと連携した特定空家等の認定や措置を進めてきました。平成 28 年 7 月より開設した「空き家ホットライン」による相談体制の強化とあわせ、空き家の有効活用に向けた施策に努めていきます。

3. 防 災

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の不燃化、耐震化に向けた取組を進めています。

発災時の大規模火災等による被害を防ぎ、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動および避難を可能とするため、延焼遮断帯の形成や防災生活道路の整備、公園等のオープンスペースの確保を進めるほか、都と区が連携して実施する「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」により、特に危険度が高いとされる 9 地域を不燃化特区に指定し、老朽住宅の除却助成、固定資産税等の減免、防災建替え相談窓口の設置や専門相談員の無料派遣等による支援を行っています。平成 28 年度には住替えにかかる費用の助成を開始し、今年度からは対象建築物の範囲を拡大することで不燃化の取組を加速します。

さらに、都市防災不燃化促進事業による沿道建築物の不燃化促進や防災生活圏事業による広域避難所の周辺整備及び避難道路機能の強化にも取り組んでいます。

現在、中延地区において進められている区内 2 箇所目となる防災街区整備事業は、今年度より建設に着手します。また、建物の倒壊危険度が高く重点的な取組が必要な区域において、個別訪問による直接的な情報提供や働きかけによる耐震化に向けた積極的な周知啓発を行いながら、木造住宅に対する

耐震補強、除却工事費助成を拡充し、住宅建築物の耐震化促進に向けた更なる取組を進めていきます。

今後も、引き続き老朽住宅の建替えや不燃化、耐震化を加速させるため、さらなる支援の強化を図るとともに、公園用地等の確保を強化し、「燃えないまち・燃え広がらないまち」の実現に向け、地域の防災性の向上と、より安全な市街地環境の形成に努めていきます。

4．建築指導

建築行政は、建築確認や各種許認可、細街路の拡幅協議や整備、違反建築物に対する指導などを通し、都市計画行政とともに、まちづくり行政の一翼を担っています。

建築確認は、平成 19 年以降、建築基準法の改正を重ね、構造計算適合判定機関によるピアチェックの導入や、一定規模以上の建築設計における構造設計一級建築士や設備設計一級建築士の関与の義務付けなど、建築関係法令の確実な執行に向けた整備が進められており、また、平成 27 年 7 月には、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）が公布され、今年度より、延べ面積 2,000 ㎡以上の大規模非住宅建築物の新築等を行う場合に、建築物の省エネ基準への適合義務化が施行されました。

さらに、不特定多数の者の利用を前提とした特定建築物に対しての定期報告制度を通じた継続的な安全確保や、細街路拡幅整備事業を通じた法令順守の指導を行うとともに、建築確認審査においては、個々の建築物が適切に建築されるよう、事前相談によるアドバイスを行ない、確認事務の迅速化・適正化のため、関係機関との連携強化を図っています。

また、土砂災害の未然防止対策として、今年度より、がけや擁壁の安全対策を支援し、生命、財産の安全確保とともに、災害発生時の道路閉塞による避難や消火活動への支障となる危険性の解消により地域の防災力の向上を図っていきます。

5．交通網

区内の交通網は、高密度に整備された鉄道網と、都心から南北方向に延びる放射道路網によって特徴づけることができます。交通網の整備は、都市の快適さや魅力を高めていくための最も重要なことの一つです。将来にわたり住みよく、活力あるまちとして発展するには、鉄道や道路の安全性や利便性を高めるとともに住民ニーズを踏まえた効率的な交通体系を形成していく必要があります。

区内の鉄道網は、りんかい線全線開通により、埼玉・新宿方面と臨海副都心・千葉方面を結ぶ広域ネットワークが形成されるとともに、湘南新宿ラインの全線直通運転による利便性の向上が図られました。また、まちの安全性・快適性の向上を目指し、鉄道立体化にも取り組み、完成した東急池上線、京急本

線（新馬場駅以南）、東急目黒線に続き、新たに京急本線（北品川駅付近）の都市計画手続きを進めています。また、東急大井町線（戸越公園駅付近）の事業化に向けた検討も行っています。駅施設のバリアフリー化については、引き続き鉄道事業者に対しエレベーターやホームドア等の設置を働きかけていきます。また、平成 27 年 3 月には、「大井町駅周辺地区バリアフリー計画」を策定し、旗の台駅周辺地区についてもバリアフリーに向けた計画策定の準備を進め、誰もが安心して移動できるまちづくりを更に進めていきます。

一方、区内の主要道路網については、南北方向に比べ東西を結ぶ道路整備が遅れていることから、生活道路への通過車両の進入もあり、交通渋滞の原因となっています。そのため、都道補助 26 号線の早期整備が不可欠であり、都と調整を図りながら整備推進していきます。また、都道補助 26 号線の完成とあわせ、武蔵小山と大井町を結ぶ路線バス運行を働きかけるなど、更なる利便性向上を目指します。

都市計画道路については、東京都では平成 28 年 3 月に「東京における都市計画道路の整備方針」を策定し、平成 37 年度までに優先的に整備すべき路線を示し、区内では 4 つの路線が選定されました。また、東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」では、平成 32 年度までに整備すべき特定整備路線として区内 3 路線が選定されたことから、これら路線の整備に併せ、周辺のまちづくりも、都との連携・協力のもと事業を進めていきます。

6. 環 境

かけがえのない地球環境を次代に引き継ぎ、持続可能な地域社会を実現するには、区民・事業者・区が、それぞれの責任と役割を踏まえて、これまでの「環境配慮行動」から、一步踏み込んだ「環境再生行動」の取組など、積極的な取組が求められています。一方で、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用や地球温暖化防止対策の再検討など、低炭素社会の実現に向けた課題も複雑・高度化してきています。さらに、日本のパリ協定批准、これを受けた東京都環境基本計画の策定など、国や都の新たな動きを踏まえ、区では今年度、「品川区環境計画」、「地球温暖化防止対策実行計画」、「品川区地球温暖化対策地域推進計画」を分かりやすく、総合的に改訂します。

また、平成 27 年度より運用を開始した「しながわエコリンク」（環境マネジメントシステム）の円滑な運用管理を実施し、継続的な環境保全活動を全庁的に推進していきます。その他、「SHINAGAWA"もったいない"プロジェクト」を拡充させ、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」に向けた環境への取組を図ります。

また、環境情報の収集や発信手段を充実させるとともに、次世代を担う子どもたちを中心として、地球温暖化の問題を正しく理解してもらうため、環境情報活動センターを拠点とした環境学習を進めます。

生活環境対策として、大気汚染の定期的測定や騒音・振動などの事業者への

各種指導、相談などを適宜行うとともに、アスベスト対策や土壌汚染対策などについても強化していきます。また、福島第一原発の事故以降、実施してきた区内の放射線量の測定についても、引き続き、定期的に測定し、公表していくとともに、簡易測定器の貸し出しなど、区民が安心して生活できるよう対策を行っていきます。あわせて、国が検討を進めている、羽田空港の機能強化に伴い、本年度、区内の環境騒音調査を実施します。

7. 清掃・リサイクル事業

平成 12 年度に東京都から特別区へ清掃事業が移管されて以降、区では、ごみの減量とリサイクルを推進するため、地域特性に応じた区独自の取組を積極的に実施してきました。

とりわけ、移管直後の平成 12 年 5 月からカラス対策とまちの美化の向上を目的に、商店街での早朝各戸収集を開始しました。その後、平成 14 年度からは、ごみの分別徹底などを目的に、住宅地での各戸収集実施エリアを順次拡大し、平成 17 年 7 月には区内全域に展開しました。更に、平成 20 年 10 月にはサーマルリサイクルの本格実施を機に分別変更も実施しました。

その後も、常に区民に寄り添った事業へのレベルアップに努め、高齢者に配慮した「ふれあい収集」や町会等への「出前講座」、子供への環境学習などのきめ細やかな啓発事業にも取り組んでいます。

一方、資源回収については、移管時には古紙類、びん、缶などの 5 品目でしたが、その後ペットボトル他の品目にも逐次拡大し、平成 20 年 10 月からは、プラスチック製容器包装等も追加して 12 品目に充実しました。あわせて、拠点回収では古着や廃食用油、不用園芸土の回収に加えて、平成 25 年 10 月からは小型家電の回収も開始しました。

こうした取組の結果、ごみ量は減少傾向を維持し、かつ、資源回収量も安定した回収水準を維持しています。

今後も、資源循環型社会の構築に向けてなお一層の普及啓発に努め、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、区民の生活環境の向上を図るとともに「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」に向け、訪れていただいた方にも快適な環境を提供するためにも、ごみの減量とリサイクルの推進に引き続き取り組んでいきます。

また、近年の課題である事業系廃棄物の減量とリサイクルの推進の充実に取り組んでいます。

このように、清掃・リサイクル事業は、廃棄物の適正排出・適正処理の啓発をとおして衛生的で快適な住環境の維持向上を担いながら、他面、災害対応にも備えるなど、保有施設とマンパワーを生かして、区民生活の安心・安全を確保する役割の一翼も担っていきます。

他課との連携事業一覧

都市計画課

事業名	連携事業内容	連携課名
まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区)	地域住民との意見交換 保育施設との連携 福祉施設との連携 水辺利活用事業(水辺の賑わい創出構想) 教育施設との連携	地域活動課 保育課 福祉計画課 河川下水道課 庶務課
シェアサイクル事業	計画策定・社会実験	文化観光課 土木管理課
やさしいまちづくり推進事業	やさしいまちづくりの推進	地域活動課 商業・ものづくり課 福祉計画課 高齢者福祉課 障害者福祉課 都市開発課 建築課 土木管理課 道路課 公園課
都市景観形成事業	商店街活性化事業 商店街電線類地中化事業 行為の届出に関する情報提供(緑化)	商業・ものづくり課 道路課 公園課
中高層建築物等の建設に係る開発環境指導	各課所管条例・要綱等に対する意見照会、 情報提供	商業・ものづくり課 建築課 品川区清掃事務所 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課 庶務課 学務課

住宅課

事業名	連携事業内容	連携課名
中延一丁目区営住宅建替え	密集住宅市街地整備促進事業	施設整備課 木密整備推進課
空き家等対策事業	管理不全状態にある空き家等の対策検討・実施	地域活動課 福祉計画課 高齢者福祉課 各保健センター 都市計画課 建築課 環境課
都市計画法に基づく開発許可	開発許可申請にともなう公共施設管理者への協議、同意	道路課 公園課

木密整備推進課

事業名	連携事業内容	連携課名
密集住宅市街地整備促進事業	中延一丁目従前居住者用住宅新築 (中延一丁目区営住宅との合築)	施設整備課 住宅課
密集住宅市街地整備促進事業 防災生活圏促進事業	防災広場の整備 防災生活道路の整備 細街路の整備	建築課 土木管理課 道路課 公園課
木密地域不燃化10年プロジェクト 都市防災不燃化促進事業	建築物除却費助成	建築課 環境課
防災街区整備事業	中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備	都市計画課 住宅課 環境課 土木管理課 道路課 公園課

都市開発課

事業名	連携事業内容	連携課名
大井町駅周辺地区、大崎駅周辺地区、目黒駅・五反田駅周辺地区、武蔵小山駅周辺地区、品川駅南地域周辺地区、戸越公園駅周辺地区などの整備	産業振興・観光施策と連携したまちづくりの推進	商業・ものづくり課 文化観光課
	市街地再開発事業等に伴う公共施設の整備	土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課
	整備に必要な地区計画、市街地再開発事業等の都市計画手続き	都市計画課
	整備地区に係る公有財産の活用、公益施設の取得	企画調整課 経理課 地域活動課 戸籍住民課 商業・ものづくり課 保育課
	大崎駅周辺地区におけるエリアマネジメントの展開	企画調整課 総務課 都市計画課 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課
京急北品川駅周辺、東急戸越公園駅周辺の鉄道立体事業の推進	鉄道立体化による周辺道路、駅前広場等計画策定および都市計画手続きの調整	都市計画課 土木管理課 道路課

建築課

事業名	連携事業内容	連携課名
建築物等の確認審査・許認可	確認事務等に係る事務	都市計画課
細街路拡幅整備事業	整備後に係る事務	木密整備推進課 土木管理課 道路課 公園課
指定道路等台帳整備事業	区道の情報収集等 GISシステム使用・HP地図使用	都市計画課 広報広聴課 商業・ものづくり課 土木管理課 防災課 河川下水道課
建設リサイクル法受付事務	解体工事の看板設置 アスベスト除去工事の指導・合同パトロール	住宅課 環境課
住宅・建築物耐震化支援事業	町会会館耐震診断 対象案件の確認 両課で助成の重複がないよう内容の確認	地域活動課 木密整備推進課 公園課

環境課

事業名	連携事業内容	連携課名
エコライフ普及事業	しながわECOチャレンジで環境意識向上と負荷軽減を図る。	学務課 教育総合支援センター
ECOフェスティバルの実施	出展参加・共同実施 商店街と連携して実施	税務課 地域活動課 商業・ものづくり課 オリンピック・パラリンピック準備課 国保医療年金課 品川区清掃事務所 河川下水道課
しながわ打ち水大作戦	地域センター、商店街と連携して実施 打ち水百景写真コンクール・作品展	地域活動課 商業・ものづくり課 子ども育成課 保育課 道路課
地球にやさしい環境運動推進事業	商店街と連携して実施	商業・ものづくり課
国産間伐材の有効活用事業	商店街と連携して実施	商業・ものづくり課
しながわ環境表彰式	環境表彰式の実施	総務課 地域活動課 品川区清掃事務所 公園課
グリーン電力証書システムの活用	防災フェア、みどりと花のフェスティバル（戸越公園会場）、しながわ区民まつりで活用	地域活動課 公園課 防災課
環境学習講座等	公園課と連携して「園芸講座」を実施	公園課
温暖化防止対策関連計画の推進	各種計画事業の進捗状況確認 重点プロジェクト事業の検討・実施 「第二次品川区環境計画」、「品川区地球温暖化防止対策実行計画(第三次)」、「品川区地球温暖化対策地域推進計画」の改訂作業	施設整備課 地域活動課 商業・ものづくり課 高齢者福祉課 都市計画課 住宅課 都市開発課 品川区清掃事務所 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課 教育委員会事務局

品川区清掃事務所

事業名	連携事業内容	連携課名
ふれあい収集事業	高齢福祉部門でのひとり暮らし高齢者対応	高齢者福祉課



都市計画課



都 市 計 画 課

係 別 事 務 分 掌

計画調整担当（主査）

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 まちづくり全般に係る企画、調整および調査に関すること。
- 6 国、都その他の機関が実施する都市計画事業等の連絡調整に関すること。
- 7 公共交通の整備促進に関すること。
- 8 都市計画の決定および変更に関すること。
- 9 都市計画審議会に関すること。
- 10 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出に関すること。
- 11 部内他課、係に属しないこと。

景観担当（主査）

- 1 景観まちづくりの企画、調整および推進に関すること。
- 2 景観計画に基づく指導に関すること。
- 3 景観審議会に関すること。
- 4 中高層建築物等の環境指導に関すること。

一. 都市計画事務 (計画調整担当)

【特別区の都市計画行政】

都市計画事務は、昭和49年の地方自治法の一部改正に伴い、昭和50年4月1日から都市計画決定権の一部が特別区に移管されました。その後、区が主体となって定める地区計画・沿道整備計画が創設され(昭和55年)、都市計画法施行令の一部改正(昭和58年)では、区は市町村に準じた都市計画決定権を得ています。さらに、都区制度改革および地方分権に係る改正(平成10、11年)により、1ha以下の特定街区やごみ焼却場、10ha未満の公園・緑地等に関する都市計画についての決定権限が区に移管されました。そして、平成23年に公布された「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、国または都が設置するもの以外の10ha以上の公園・緑地等、4車線以上の道路等に関する都市計画についての決定権限も区に移管されています。

1 品川区まちづくりマスタープラン

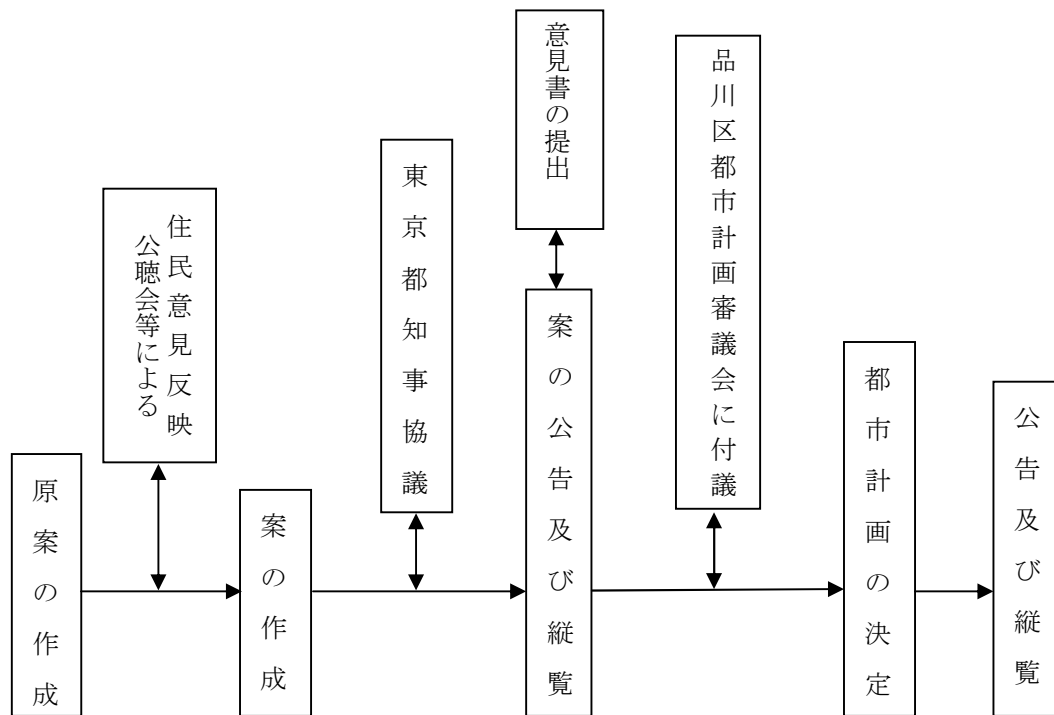
都市計画行政を進める上で、住民に最も近い立場にある区が、その創意工夫の下、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることが望まれています。このため区では、平成13年に市街地整備基本方針を定め計画的にまちづくりを進めてきました。その後、区を取り巻く状況は、人口の増減や少子高齢化、環境問題、災害に強い都市づくりへの喫緊な取り組みの必要性など、まちづくりのあり方に影響を与える大きな変化が生じています。このため、区では、区民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応し、計画的にまちづくりを推進していくため、まちづくりに関する各分野を包括した総合的な計画として、平成25年2月に「品川区まちづくりマスタープラン」を策定しました。この計画に基づき、しながわのまちづくりを進めています。



2 都市計画の決定および変更

区が決定および変更できる都市計画の主なものは、①防火地域および準防火地域・特別用途地区・高度地区・高度利用地区等の地域地区、②国または都が設置するもの以外の道路や公園等の都市施設、③国または都が施行するもの以外の50ha未満の土地区画整理事業、④施行区域面積が3ha以下の第一種市街地再開発事業、⑤地区計画があります。

都市計画決定および都市計画の変更決定を行う場合、東京都知事に協議し、品川区都市計画審議会の議を経て決定することになっています。



区が定める都市計画の決定手続き

3 都市計画審議会

品川区都市計画審議会は、都市計画行政の円滑な運営を図るため、「品川区都市計画審議会条例（昭和50年3月25日条例第27号）」に基づき、区長の附属機関として設置されました。その後、平成12年4月の都市計画法の改正により、都市計画法に基づく審議会に位置づけられています。審議会は、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、区民の合計20名以内で構成され、任期は2年間です。

審議会は、区長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議しています。

- ① 品川区が定める都市計画に関すること
- ② 品川区以外が定める都市計画に関すること
- ③ その他区長が都市計画上必要と認める事項に関すること

審議会の開催状況 ※昭和50年9月19日（初回）から合計161回開催

単位：回

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催回数	4	2	4	2	1

平成 28 年度 品川区都市計画審議会開催状況

回	開催月日	審 議 事 項	備 考
161	平成 28 年 7 月 20 日	・ 東京都市計画高度地区の変更 (補助 29 号線沿道(戸越区間、豊町区間、西大井区間)、 補助 28 号線沿道(大井区間)) ・ 東京都市計画防火地域および準防火地域の変更 (補助 29 号線沿道(戸越区間、豊町区間、西大井区間)、 補助 28 号線沿道(大井区間)) ・ 東京都市計画用途地域の変更 (補助 29 号線沿道(戸越区間、豊町区間、西大井区間)、 補助 28 号線沿道(大井区間))	付議・答申 付議・答申 付議・答申

平成 29 年度予算額 1, 3 1 1 千円

4 都市計画の相談等

都市計画道路や用途地域等の決定状況、図書の縦覧、決定区域・事業の実施等について、相談・問合せに対応しています。

都市計画相談件数

単位：件

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
都市計画一般	179	207	276	266	392
計 画 道 路	556	566	481	563	539
そ の 他	146	110	158	69	316
計	881	883	915	898	1,247

5 都市計画の提案

都市計画法の改正（平成 14 年 7 月）および都市再生特別措置法の制定（平成 14 年 4 月）により新たに、地権者による都市計画の決定や変更についての提案制度が出来ました。提案された案件は、都市計画を定める必要性について判断した後、都市計画手続を行い、都市計画が決定されます。

なお、平成 20 年度から平成 28 年度までの 9 年間の提案実績はありません。

6 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、2,000㎡以上の土地取引をしたときは、2週間以内に届出するよう、権利取得者に義務付けています（法第23条）。区ではこの法に基づき受付事務を行っています。

土地取引とは、売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共用持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡を指します。

- 届 出 受 理 事 務 品川区 都市環境部 都市計画課 計画調整担当
- 利用目的審査事務 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
届出件数	14	23	18	17	15

7 沿道環境整備

中原街道は、都心から川崎、横浜方面への交通の分散を図るために計画された幹線道路ですが、近年、自動車交通量の増加による道路交通騒音などが課題となっています。

このため、平成18年12月に「品川区中原街道地区沿道地区計画」を定め、遮音上有効な建築物への誘導や沿道建築物の防音構造化へ支援を行い、適正で合理的な沿道地域の土地利用を図っています。

具体的には、沿道奥行20mの範囲において東京都が実施する騒音調査および防音工事助成の受付事務を行っています。



箇所名：中原街道

品川区内起点：
平塚二丁目4番地先

品川区内終点：
旗の台五丁目16番地先

品川区内延長：
2,385m

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
騒音調査の申込	47	26	6	2	2
防音工事の助成申込	10	38	23	0	0

8 用途地域の指定状況

用途地域は、土地の合理的な利用を図るためのゾーニング制度である地域地区制度の中でも最も基本的なものです。ゾーンごとに、建築物の用途を規制することにより、市街地の建築物を用途別に合理的に配置し、良好な都市環境を確保することを目的としています。

東京都市計画用途地域(東京都知事決定) 平成28年10月3日告示・施行(品川区内)

種 別	面積 (ha)	比率※ (%)	内 容
第一種低層 住居専用地域	126.7	5.6	低層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種低層 住居専用地域	0	—	小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種中高層 住居専用地域	207.9	9.3	中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種中高層 住居専用地域	3.4	0.2	一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種住居地域	558.9	24.9	大規模な店舗、事務所の立地が制限される、住宅の環境保護のための地域
第二種住居地域	15.0	0.7	大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域
準住居地域	0	—	道路の沿道等において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
近隣商業地域	142.0	6.3	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
商業地域	259.8	11.6	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
準工業地域	869.6	38.8	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
工業地域	59.9	2.7	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域	0	—	専ら工業の利便の増進を図る地域
合 計	2,243.2	100.0	

※表中の数値は小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、比率の合計が100.0%となっていない場合があります。

9 品川区内の都市計画道路の現況

品川区内の都市計画道路整備率は、平成29年4月1日現在76.0%となっています。なお、平成27年3月31日現在の23区の平均整備率は64.7%という状況です。平成27年度で終了した第三次事業化路線は6路線中4路線が着手し、事業が積極的に進められてきました。また、平成28年3月に策定された『第四次事業化計画』においては都施工1路線、区施工3路線が新たに優先整備路線に指定され、さらに整備が進み交通ネットワークが強化されます。なお、優先整備路線に位置づけられていなくても、まちづくり等地域の気運が高まった路線については随時事業化を図っていくことになっています。

また、都では「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、延焼遮断帯として効果のある都市計画道路を特定整備路線として指定し、重点的・集中的に取り組んでいます。

都市計画道路調査

(平成29年4月1日現在)

		全体	完成	事業中	概成	未着手
合 計	延長(m)	76,579	50,094	9,725	9,042	7,718
	率 (%)	100.0	65.4	12.7	11.8	10.1
区	延長(m)	21,563	16,383	381	1,535	3,264
	率 (%)	100.0	76.0	1.8	7.1	15.1
都	延長(m)	38,471	23,561	7,335	3,121	4,454
	率 (%)	100.0	61.2	19.1	8.1	11.6
国	延長(m)	16,545	10,179	1,980	4,386	0
	率 (%)	100.0	61.5	12.0	26.5	0.0

都市高速道路調査

(平成29年4月1日現在)

		全体	完成	事業中	概成	未着手
合 計	延長(m)	63,140	53,780	9,360	0	0
	率 (%)	100.0	85.2	14.8	0	0
都市高速道路 第1号線	延長(m)	21,930	21,930	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 第2号線	延長(m)	8,500	8,500	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 湾岸線	延長(m)	23,350	23,350	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 中央環状品川線	延長(m)	9,360	0	9,360	0	0
	率 (%)	100.0	0	100.0	0	0

※区外も含む

※現在事業中の路線

・区施工路線

補助163号線^{注)}
補助159号線^{注)}
補助205号線

・都施工路線

環状6号線 2区間
放射2号線 1区間 (特定整備路線)
補助26号線 2区間
補助28号線 3区間 (うち1区間が特定整備路線)
補助29号線 6区間 (特定整備路線)

注) 市街地再開発事業等による整備を含む

10 第四次事業化計画

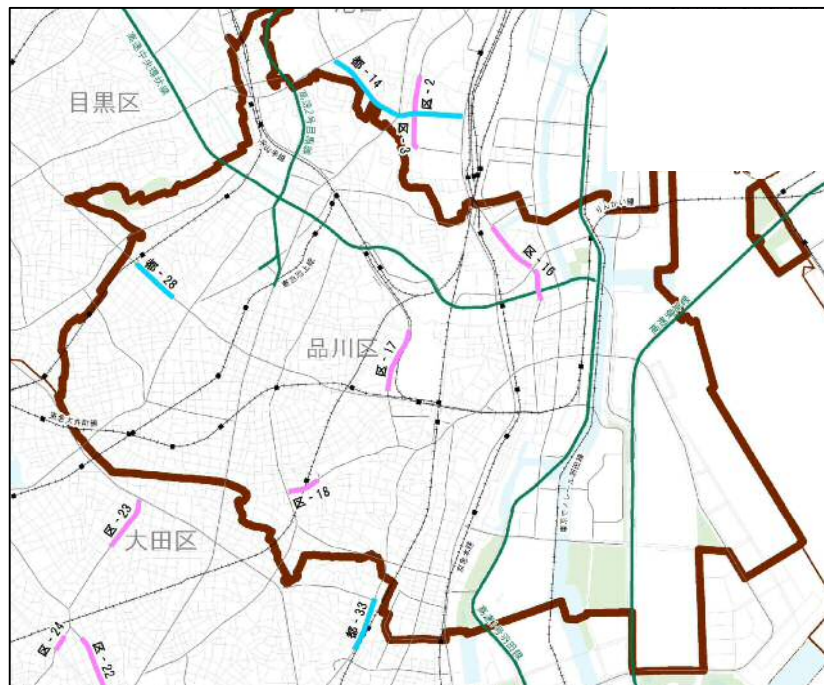
都市計画道路事業は、これまで、昭和56年、平成3年と平成16年の3回にわたり、概ね10年間で着手または完成すべき路線を選定した「事業化計画」を策定し、計画的、効率的な整備に努めてきました。この結果、放射・環状の主要な幹線道路については、その6割が完成し、都市の骨格的な道路ネットワークを形成しつつあります。また、交通処理機能のみならず、地下鉄等の収容空間、震災時の緊急輸送路や延焼遮断帯として都市の防災性向上に寄与するなど、着実に成果を挙げています。

第三次事業化計画（平成16年度～27年度）では、区部で約64kmが事業着手し48%の着手率でした。

平成28年3月、東京都、特別区、26市、2町は東京が目指すべき将来像の実現に向け、東京の抱える道路整備の課題を解決するため、都市計画道路の整備に関わる基本目標として、「①活力 ②防災 ③暮らし ④環境」の4点を設定し、東京における都市計画道路全体の新たな計画として、第四次事業化計画（平成28年度～37年度）を盛り込んだ「東京における都市計画道路の整備方針」を策定しました。

「第四次事業化計画」では、上記4つの基本目標から15の検証項目を設定し、各都市計画道路を15の項目により検証することで今後10年間で優先的に整備すべき路線「優先整備路線」を選定するとともに計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線「計画内容再検討路線」や必要性が確認されなかった路線「見直し候補路線」を位置づけました。

品川区内では「第四次事業化計画」において以下に示す4路線（都施行1路線、区施行3路線）が選定されています。



優先整備路線一覧（都施行〔区部〕）				
NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
都-28	補助26号線	放射2付近～東急目黒線	品川	480

優先整備路線一覧（区施行）				
NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
区-16	補助162号線	補助149～補助161付近	品川	840
区-17	補助163号線	西品川一丁目～補助26付近	品川	630
区-18	補助205号線	品川区画街路3付近～補助29	品川	310

1 1 東京都施工事業の現況

(1) 都市計画街路事業

現在、品川区内では5路線の東京都施工の街路事業が進められています。特に補助26号線は区内を横断する重要な路線であり、区としては早期完成に向け都へ積極的な働きかけを行っています。

(平成29年4月1日現在)

路線名	地 区	延長	幅 員	事業期間 (年度)	用地取得率	備 考
環状6号線	下目黒	570m	30～40m	H12～H30	99 %	品川区 170m 目黒区 400m
	西五反田	400m	30～40m	H8～H30	100 %	
放射2号線	西五反田	1,255m	25～33m	H26～H32	1 %	特定整備路線
補助26号線	豊 町	665m	20～28m	H3～H30	99 %	
	平塚橋	180m	20m	H17～H29	99 %	
補助28号線	東大井	365m	20m	H3～H28	100 %	
	南品川	335m	20m	H10～H31	45 %	
	大井	520m	20m	H26～H32	8 %	特定整備路線
補助29号線	大崎	520m	20m	H25～H31	5 %	特定整備路線
	戸越	825m	20m	H26～H32	6 %	特定整備路線
	戸越公園	460m	20m	H26～H32	1 %	特定整備路線
	豊町	550m	20m	H25～H31	10 %	特定整備路線
	西大井	390m	20m	H26～H32	13 %	特定整備路線
	西大井 東馬込	700m	15～24m	H26～H32	5 %	特定整備路線

(2) 都市高速道路中央環状品川線

平成27年3月7日に品川区内を通る山手トンネル(湾岸線～渋谷線)が開通し、首都高速道路中央環状品川線が全線開通しました。

これにより、都心部の渋滞緩和や経済力の強化などが見込まれます。また、トンネルの総延長は約18.2kmとなり、道路トンネルとしては日本一の長さで、世界的に観てもノルウェーのレアドールトンネル約24.5kmに次ぐ第2位の長さです。

【概要】

- ・平成16年11月15日 都市計画決定
- ・平成17年 9月16日 東京都事業認可取得
- ・平成18年 6月20日 東京都・首都高事業認可取得
- ・平成25年 7月25日 事業認可変更取得(東京都・首都高)
- ・平成27年 3月 4日 事業認可変更取得(東京都・首都高)(中目黒換気所外溝工事のため)
- ・平成27年 3月 7日 開通
- ・平成29年 3月21日 事業認可変更取得(東京都・首都高)(街路復旧工事のため)
- ・期 間：平成18年6月20日～平成30年3月31日
- ・延 長：約9.4km ・車線数：往復4車線
- ・入口：1箇所(五反田) ・出口2箇所(五反田、中環大井南)
- ・換気所：4箇所(大井北・南品川・五反田・中目黒)



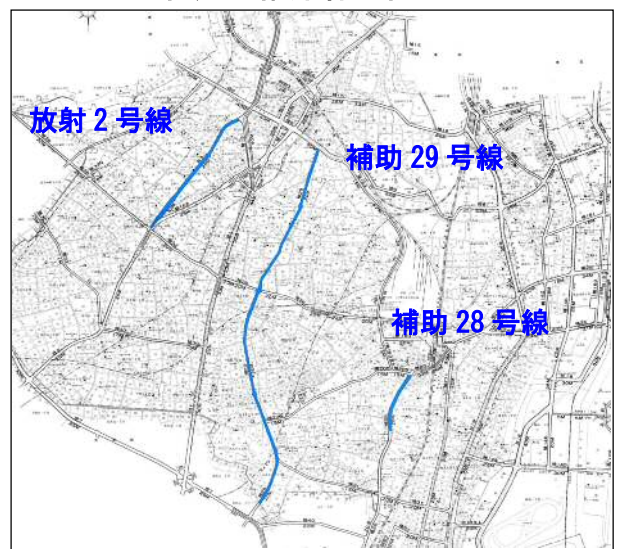
中央環状品川線概要図

(3) 特定整備路線

東京都が進める「木密不燃化10年プロジェクト」において、延焼遮断帯の形成を促進し、木密地域を燃え広がらないまちにすることを目的に「特定整備路線」整備事業が行われています。品川区においては、都市計画道路補助29号線、放射2号線および補助28号線が選定されました。

平成26年度には区内全線全区間において事業認可を取得し終え、平成32年度を目途として、都区連携により事業を進めています。

＜特定整備路線位置図＞



【概要】

- ・平成24年 6月28日 特定整備路線の選定
- ・平成24年10月31日 追加区間の選定
- ・平成24年12月 7日 特別支援策の公表
- ・平成25年 1月～ 説明会等の開催
- ・平成26年 3月24日 事業認可取得（補助29号線[大崎区間][豊町区間]）
- ・平成26年 9月26日 事業認可取得（補助29号線[戸越区間][西大井区間]）
- ・平成27年 1月26日 事業認可取得（補助28号線）
- ・平成27年 2月 4日 事業認可取得
（補助29号線[西大井東馬込区間]、放射2号線）
- ・平成27年 2月16日 事業認可取得（補助29号線[戸越公園区間]）

12 国施工事業の現況

（1）国道357号東京港トンネル（一般部）整備

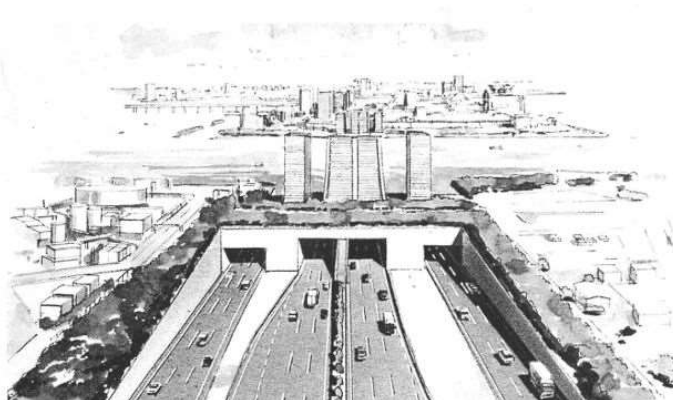
東京港トンネルは（一般部）は、現在慢性的な渋滞が発生している東京港トンネル（高速湾岸線）と平行して整備することで、当該区間の渋滞緩和を図る事業です。これにより都心部から臨海部へ交通が転換し、都市部の交通混雑が緩和するほか、空港や湾岸地域の物流拠点とのアクセス性を向上させ、物流の効率化を図ります。

【スケジュール】

平成14年～23年度	設備、道路構造設計検討
平成23年度	本体工事着手（西行き）
平成27年度	供用開始（西行き）【平成28年3月26日（土）開通】
	本体工事着手（東行き）
平成30年度	供用開始予定（東行き）

■整備イメージ

大井ふ頭から13号地（台場地区）
方向の整備イメージです。



1 3 首都高速道路株式会社施工事業の現況

平成25年1月、首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会より提言を受け、首都高速道路株式会社では、首都高速道路の構造物が将来にわたって健全性を保つことが出来るよう、更新計画について検討が実施されました。

その中で、京浜運河に位置する首都高速1号線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）は、過酷な使用状況や激しい腐食環境等からコンクリートの剥離や鉄筋の腐食等の損傷が多数発生しており、長期的な安全性を確保するには構造物の更新（造り替え）が必要と判断されました。

平成26年度に当該箇所における都市計画変更を完了し事業が認可されました。平成27年度より工事に着手し、平成37年度に完了する予定です。



首都高速1号線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）
の更新イメージ



二. 公共交通の整備促進 (計画調整担当)

1 鉄道網の現況 (計 14 路線 延 40 駅)

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も 40 と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩 15 分以内にあります。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京 23 区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。

会社名	路線名	区内の駅数および駅名	
J R 東 日 本	山 手 線	3	目黒、五反田、大崎
	京浜東北線	1	大井町
	横 須 賀 線	1	西大井
	埼 京 線	1	大崎
	湘南新宿ライン	2	大崎、西大井
東 京 急 行 電 鉄	目 黒 線	4	目黒、不動前、武蔵小山、西小山
	池 上 線	5	五反田、大崎広小路、戸越銀座、荏原中延、旗の台
	大 井 町 線	6	大井町、下神明、戸越公園、中延、荏原町、旗の台
京 浜 急 行 電 鉄	本 線	6	北品川、新馬場、青物横丁、鮫洲、立会川、大森海岸
東 京 都 交 通 局	浅 草 線	3	五反田、戸越、中延
	三 田 線	1	目黒
東 京 メ ト ロ	南 北 線	1	目黒
東京モノレール	羽 田 線	2	天王洲アイル、大井競馬場前
東京臨海高速鉄道	りんかい線	4	天王洲アイル、品川シーサイド、大井町、大崎
合 計	14 路線 延 40 駅	【実質駅数】 33 駅 (改札を通らず乗り換えられる駅は複数路線でも 1 駅とカウントする) 大崎駅 (りんかい線、山手線、埼京線、湘南新宿ライン) 目黒駅 (目黒線、南北線、三田線) 西大井駅 (横須賀線、湘南新宿ライン) 旗の台駅 (大井町線、池上線)	
		【駅名数】 26 駅	

2 バス路線網の充実 (計 67 系統)

品川区には、3つのバス事業者 (都営、東急、京急) により主要な幹線道路を中心にバスが運行されており、身近な交通手段として区民に広く利用されています。

区では、新しい都市計画道路の整備や大規模開発等により交通需要が増大した地域で、交通環境の変化に適切に対応していくためにバス路線の再編・充実をバス事業者に働きかけ、きめ細かな交通ネットワークを実現し、交通混雑の解消と区民の利便性の向上を図っていきます。

会社名	系統数
東京都交通局 都営バス	20
東急バス株式会社 東急バス	22
京浜急行バス株式会社 京浜急行バス	25

注) 系統数の集計にあたり、品川区内に 1 以上の停留所が存す系統を抽出

3 その他

シェアサイクル事業（計画の策定）

東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、区内来訪者の増加に対応した観光客の区内移動の利便性と、観光スポットへのアクセス性向上のため、シェアサイクルの社会実験を行います。

社会実験では、観光スポットへのアクセスのしやすさなどに配慮したサイクルポートの設置場所や自転車の配置台数を検討することに加え、他区からも利用ができるよう相互乗り入れを視野に入れた効果的な利用方法の検討を行います。

平成29年度の実施に向け、基本計画の策定を行います。

平成29年度予算額 10,000千円

三. 区民の自主的なまちづくりへの支援（計画調整担当）

1 区民の自主的なまちづくりへの支援

区民の自主的なまちづくり活動を援助することにより、生活環境の改善を促進し、活力ある緑豊かな住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

（1）助成事業

① まちづくり専門家派遣

- ・活動支援業務 まちづくり団体の活動に対する指導・助言、相談等への対応
- ・計画立案業務 地域の現況を踏まえた事業計画案を作成するほか、事業化に向けた課題等の計画立案

② まちづくり補助金

まちづくりを目的として活動している協議会などの団体への運営に必要な活動費の一部助成

（2）実績（平成2年度～平成28年度）

① まちづくり専門家派遣

- ・活動支援業務 延213回
- ・計画立案業務 延6回

② まちづくり補助金交付事業 延59団体

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
専門家派遣（件数）	1	5	7	8	12
専門家派遣団体（数）	1	2	3	2	1
補助金交付団体（数）	8	7	6	7	8

(3) 計 画 (平成29年度)

① まちづくり専門家派遣

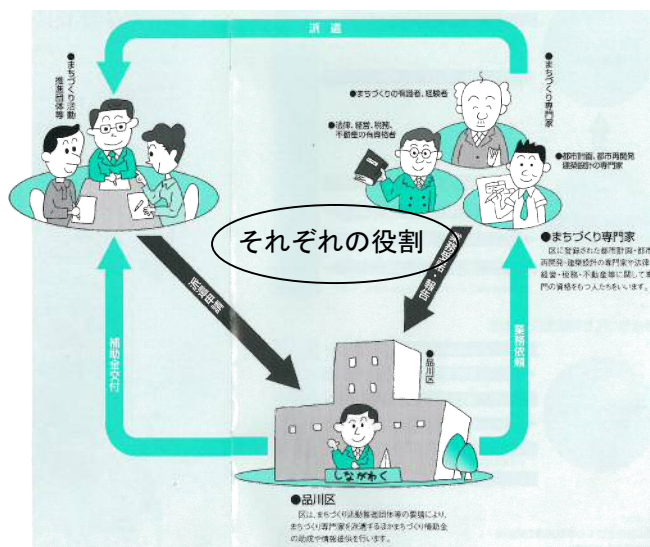
・活動支援業務

延 12回

② まちづくり補助金交付事業

10団体

平成29年度予算額 1,420千円



四. まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区) (計画調整担当)

1 立会川・勝島地区まちづくりビジョン策定

勝島エリアは、その一角をなしていた倉庫街等にマンション建設ラッシュが生じるとともに、立会川駅が東京2020オリンピック会場の周辺駅となるなど、立会川・勝島地区の土地利用状況は大きく変化してきています。地区の現状の課題を整理し、課題に対応した今後のまちづくりの方針となる「まちづくりビジョン」を策定します。

平成29年度予算額 8,100千円



2 八潮地区まちづくり検討

八潮団地は入居から30余年が経過し、団地内の人口バランスが少子高齢化へ大きく変わってきています。住民ニーズの変化や団地の老朽化の進行を見据え、八潮における今後のまちづくりについて検討を開始します。

平成29年度予算額 5,150千円



五. やさしいまちづくり推進事業 (計画調整担当)

1 やさしいまちづくり推進事業

高齢者や障害者等を含むだれもが、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自由に行動できる環境と、やさしくふれあいに満ちたまちづくりが求められます。

これまで進めてきたハード、ソフトの施策をより充実し、地域で生活する区民・事業者・行政等、すべての人々が、やさしいまちづくりを支える一員としての役割を認識のもと、協働してやさしいまちづくりの推進をめざします。

(1) 鉄道駅のバリアフリー化助成

区内鉄道駅においてバリアフリー化を図るため、エレベーターや可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックの整備にかかる費用の一部について助成を行っています。

平成29年度 対象

① J R 東日本京浜東北線大井町駅：

可動式ホーム柵整備助成（設置工事）

② J R 東日本京浜東北線大井町駅：

エレベーター整備助成（建築工事）

③ 東急電鉄大井町線荏原町駅：

可動式ホーム柵整備助成（設置工事）

実 績

	設 置 駅 等	
平成24年度	＜内方線付き点状ブロック整備助成＞	東京臨海高速鉄道りんかい線大井町駅
平成25年度	＜エレベーター整備助成＞	東京急行電鉄大井町線下神明駅
	＜内方線付き点状ブロック整備助成＞	東京臨海高速鉄道りんかい線品川シーサイド駅
平成26年度	＜内方線付き点状ブロック整備助成＞	JR 東日本京浜東北線大井町駅（概略設計）
平成27年度	＜内方線付き点状ブロック整備助成＞	東京臨海高速鉄道りんかい線天王洲アイル駅
	＜可動式ホーム柵整備助成＞	JR 東日本京浜東北線大井町駅（詳細設計）
平成28年度	＜可動式ホーム柵整備助成＞	JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事）
		東急電鉄大井町線中延駅（設置工事）

平成29年度予算額 鉄道駅可動式ホーム柵整備助成 161,468千円

平成29年度予算額 鉄道駅エレベーター整備助成 3,000千円

(2) しながわお休み石設置

平成8年度に作成した「しながわお休み石構想」に基づき、少し足腰の弱った高齢者などがまちを歩くときに、腰をおろしてひと休みできるものとして、また街のサイン的要素もあわせ周囲の景観にも調和するものとして、お休み石を設置しています。また、平成10年度から、還暦、銀婚式、誕生祝いなどの記念や、やさしいまちづくりに賛同する区民等の寄付を募り、お休み石設置費用の一部に充当する「記念お休み石事業」を実施しています。

設置実績

件数：基

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	累計
バス停お休み石	6	2	2	0	0	120
くつろぎお休み石	2	2	1	3	0	154
商店街お休み石	0	0	0	0	0	10
合 計	8	4	3	3	0	305
事業費(千円)	3,317	2,906	2,839	5,379	6,943	—

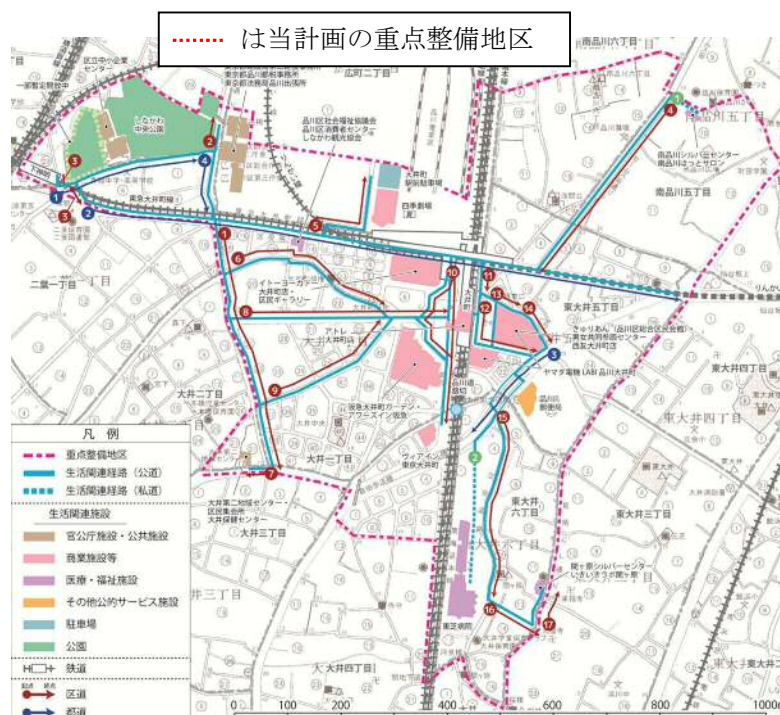
※事業費は修繕費を含む。

平成29年度予算額 5,898千円

(3) 大井町駅周辺バリアフリー計画策定

商業、公共、福祉施設が集積し、高齢者や障害者を含む多くの来街者が訪れる区を中心核である「大井町駅周辺」において、平成27年3月、バリアフリー計画^{*1}を策定しました。

平成27年度は、この計画に示した特定事業^{*2}に関する実施計画として特定事業計画を策定し、大井町駅周辺の一部区間に点字ブロックを敷設しました。平成28年度からは特定事業の進捗を確認し、特定事業計画の更新(改定)を行っております。



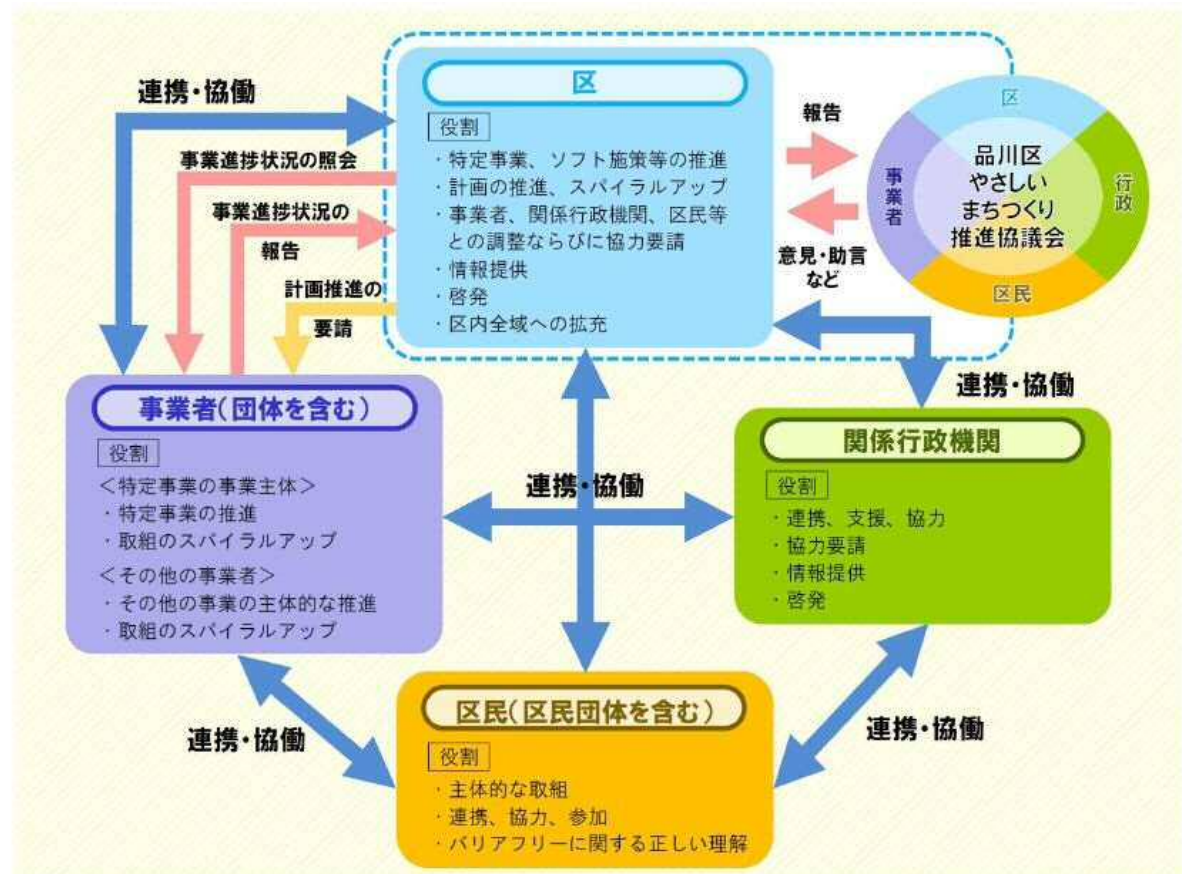
- ※1 バリアフリー計画とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条の「基本構想」に該当するものであり、旅客施設等を含んだエリアを重点整備地区として設定し、地区内の生活関連施設及び施設同士を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化の取組について示すものです。
- ※2 特定事業とは、生活関連施設及び生活関連経路の移動円滑化のために実施すべき事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の6種類があります。

(4) 旗の台駅周辺地区バリアフリー計画策定検討

大井町線と池上線の結節点となる旗の台駅は、周辺に区内有数の医療機関、教育施設、心身障害者福祉会館が集積する住宅地が徒歩圏内に集約され、区民の日常的な暮らしを支える地域生活拠点であることから、駅周辺のおよそ半径500～700mを重点整備地域とし計画策定及び、この計画に示した特定事業に関する実施計画として特定事業計画策定に取り組めます。

平成29年度予算額 4,364千円

今後の取組



六. 都市景観形成事業 （景観担当）

利便性や機能性に優れているだけでなく、地域の特性や個性を活かし区民にとって愛着の感じられる景観まちづくりを進めることも重要です。

品川区では、地域の歴史やにぎわいなど多様で個性的な特徴を踏まえ、これらを活かすことで区内の街並みをより魅力的にできると考えています。

「品川区景観計画」は東京都景観計画を踏まえ、区の実態に応じたよりきめ細やかな景観形成を図ることを目的に平成22年12月策定しました。

景観行政団体として、今後とも魅力ある景観、個性的な景観を創造していきます。

- 〔根拠法令等〕 ・ 景観法
・ 品川区景観条例

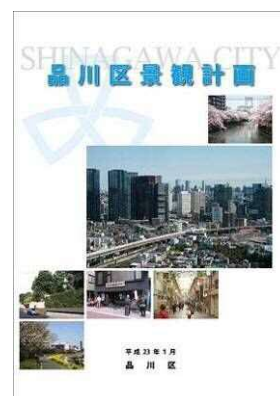
1 「品川区景観計画」

「品川区景観計画」は、区内全域を対象として、建築行為等に際して意匠形態などの届出義務等を定めています。また、地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」なども定めています。パブリックコメント、都市計画審議会への意見聴取など所定の手続きを経て、平成23年4月1日より運用を開始しています。

この基準に適合しないものについては「品川区景観条例」に基づき是正勧告を行うとともに、必要に応じて変更命令を行います。

■景観計画運用開始までの取り組み

平成20年10月	「品川区景観計画の基本的な考え方」についてのパブリックコメント実施
平成21年～	景観計画を策定するため東京都と協議
平成22年 5月	東京都同意取得
7月	「景観行政団体」となる 「品川区景観条例」制定・施行
9月	「品川区景観計画（案）」についての パブリックコメント実施
10月	都市計画審議会意見聴取
12月	「品川区景観計画」策定告示
平成23年 4月	「品川区景観計画」運用開始



品川区景観計画

2 品川区景観計画の運用開始

(1) 景観行政団体

景観計画に基づく届出等件数

単位：件

項 目	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
届 出	7 4	8 8	6 4	8 9	9 4
変 更 届	4	2 5	3 3	2 3	3 3
完了報告	3	4 4	4 9	3 6	8 6

（２）景観審議会の概要

品川区の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する機関として、「品川区景観条例（平成２２年７月８日条例３１号）」に基づき、区長の附属機関として設置されました。

審議会は、学識経験者、区民、区内景観関係団体の構成員による計１１名以内の委員で構成され、委員の任期は２年間です。

審議会は、次に掲げる事項等について調査審議します。

- ①景観計画の策定または変更
- ②重点地区などの決定
- ③景観法に基づく勧告・変更命令、景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- ④事前の相談における必要な指導または助言ほか

景観審議会開催回数単位：回

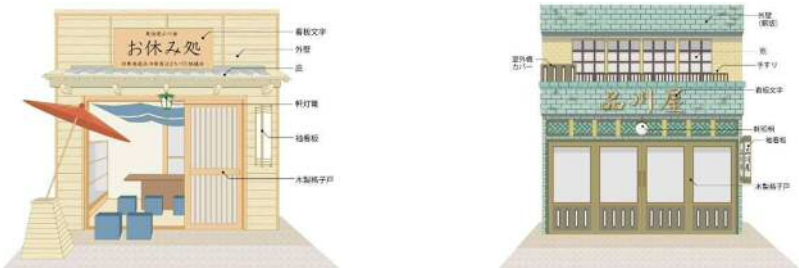
年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
開催回数	4	6	4	7	5

（３）街なみ環境整備事業の概要

品川区景観計画で重点地区に指定している「旧東海道品川宿地区」では、地域の個性や特徴を活かして、特に良好な景観づくりを推進するため、国の「街なみ環境整備事業」の補助制度を導入し、「旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱」を平成２４年２月に制定しました。これに基づき、旧東海道にふさわしい街なみづくりに貢献する建物の修景に対し、修景費用の一部を助成します。

実績件数単位：件

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件 数	3	4	3	3	3



旧東海道品川宿地区街並み環境整備事業（修景イメージ）

3 平成２９年度の取組み

景観計画を円滑に運用するため、「景観審議会」の開催や「景観アドバイザー制度」による重点地区における景観アドバイスなどの窓口相談を実施します。

武蔵小山駅周辺地区においては、「重点地区」への指定を実施するための委託を行います。旧東海道品川宿地区においては、平成２４年度から２８年度まで行われた第一期街なみ環境整備事業の事後評価を行うための委託を行いました。また引き続き、５年間の事業延長を行い第二期として修景事業を継続していきます。

水辺空間を眺望する視点場の抽出を行う委託を行います。

平成２９年度予算額 25,183 千円

七．開発環境指導（景観担当）

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建設事業について環境整備や防災対策について基準を定めています。適用事業の計画にあたっては、建築確認申請等の手続きを行う前に区と協議を行い、協定を締結する必要があります。地域の生活環境を良好なものとし、都市景観の形成と一体化された地域の特性や個性を活かした要綱指導を行っていきます。

1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備

（１）目 的

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建築物を建設する事業主に対して、協力を求めることにより、住みよい街づくりに寄与することを目的としています。

〔基準等〕 品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱

（２）内 容

宅地開発や中高層集合住宅および大規模建築物等の事業計画について、共用スペース、憩いの場の確保、緑化の促進、雨水対策、震災対策用防火貯水槽の設置など、生活環境の整備・防災対策等について協力をお願いしています。

対象建築物

- ・ 5区画以上の宅地開発事業
- ・ 住戸の数が20以上の集合住宅の建設事業
- ・ 延べ面積2,000㎡以上、または敷地面積1,000㎡以上の建設事業
- ・ 店舗、病院等で店舗面積等の合計が300㎡を超えるものの建設事業

実績件数

単位：件

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件 数	82	65	63	67	72

■開発環境指導要綱による整備の事例（歩道状スペース）



歩道状に整備された共用スペースは、歩行者の利便性を向上させています。

2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備

(1) 目 的

ワンルームマンションの建設について、建築主と近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境と地域社会の形成に資することを目的としています。

〔基準等〕品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

(2) 内 容

ワンルーム形式の建築物の計画に対して、建築計画の標識設置、説明会の開催、ファミリータイプ住戸や高齢者向け住戸の付置、壁面後退空地および緑地の確保、管理体制の確立、入居者の地域活動への参加等について、建築主と協議しています。

対象建築物

- ・ 1 住戸あたりの床面積が 30 m²未満の住戸が集合した建築物で、1 棟の戸数が 15 戸以上かつ階数 3 以上の建築物

実績件数

単位：件

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件 数	36	30	28	36	36

3 建築物等の福祉に関する整備

(1) 目 的

高齢者や障害者などを含むすべての区民が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備しています。

〔基準等〕品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

(2) 内 容

建物を新築や全面改築する場合、また既存施設の改善など区民が支障なく利用できるように敷地内通路、主要な出入口、傾斜路、廊下、階段、トイレ、エレベーター、エスカレーター、駐車場、標示・誘導などの整備について、建築主と協議しています。

対象建築物

- ・ 劇場、映画館、展示場、旅館、ホテル、遊興施設（パチンコ店、カラオケボックスなど）等で、延べ面積が 300 m²を超えかつ 1,000 m²未満のもの
- ・ 事業所等で、敷地面積が 1,000 m²以上かつ延べ面積が 2,000 m²未満のもの
- ・ 20 戸以上の集合住宅等で、敷地面積が 1,000 m²未満かつ延べ面積が 2,000 m²未満のもの

実績件数

単位：件

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件 数	27	20	26	33	26

平成 29 年度予算額 470 千円



住 宅 課



住 宅 課

係 別 事 務 分 掌

住宅運営担当（主査）

- 1 住宅施策の企画、調整および調査に関すること。
- 2 区営住宅および区民住宅の管理運営に関すること。
- 3 都営住宅および都民住宅の入居者の公募に関すること。
- 4 住宅の修築等に係る資金の融資あっ旋および助成に関すること。
- 5 マンションの管理に係る相談に関すること。
- 6 課内他係に属しないこと。

空き家対策担当（主査）

- 1 空き家等対策に係る企画、調整および調査に関すること。
- 2 空き家等適正管理審議会に関すること。

開発指導担当（主査）

- 1 都市計画法に基づく開発許可に関すること。
- 2 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関すること。
- 3 建築審査会に関すること。
- 4 建築紛争調停委員会に関すること。

一. 公営住宅の管理等 (住宅運営担当)

1 区営住宅の管理

(1) 目 的

住宅に困窮する低所得者向けの公営住宅である区営住宅を維持管理します。

〔根拠法令等〕 公営住宅法

品川区営住宅条例

(2) 管理内容

①使用料の徴収

②入居者の同居、承継等、適正利用の指導

③住宅および附帯設備の応急修繕ならびに計画修繕

(3) 指定管理者による管理

区営住宅の管理業務は、平成18年度から指定管理者により実施しています。

(4) 入居資格

①申込日現在、品川区内に居住していること

②現に同居し、または同居しようとする親族があること

③現に住宅に困窮していることが明らかであること

④収入が定められた基準内であること

(5) 募集時期

7月上旬および1月中旬

(6) 応募・入居者数

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
空き室応募件数	582	715	490	566	807
入 居 者 数	6	10	8	11	22

※平成23年度から空き室募集とする。(以前は待機者募集)

〔区営住宅一覧〕 <13団地439戸(平成29年4月現在)>

住 宅 名 (住 所)	戸 数	構 造	床面積 (単位:㎡)	間取り	1戸あたりの 専有面積	建設年度 移管年度
大井二丁目 区 営 住 宅 (大井 2-1-25)	30 (2)	RC5階建	2,006.18	3DK	51.04 ㎡ (66.04 ㎡)	S53 年度 (作業所付) —
南大井六丁目 区 営 住 宅 (南大井 6-1-20)	20	RC5階建 エレベーター付	1,407.00	3DK	51.04 ㎡	S48 年度 S61 年度
荏原七丁目 区 営 住 宅 (荏原 7-8-3)	33	RC5階建	1,310.10	2DK	33.48 ㎡	S43 年度 H3 年度
二葉一丁目 区 営 住 宅 (二葉 1-4-25)	24	RC5階建	899.40	2DK	33.48 ㎡	S44 年度 H3 年度
西大井六丁目 区 営 住 宅 (西大井 6-10-21)	40	RC5階建	1,901.20	3DK	41.73 ㎡	S47 年度 H5 年度
南大井一丁目 区 営 住 宅 (南大井 1-13-7)	47	SRC10 階建 エレベーター付	2,928.05	3DK	43.96 ㎡	S49 年度 H5 年度

住 宅 名 (住 所)	戸 数	構 造	床面積 (単位:㎡)	間取り	1戸あたりの 専有面積	建設年度 移管年度
南大井五丁目 区 営 住 宅 (南大井 5-7-10)	25	RC5階建 エレベーター付	1,768.37	3DK	51.04 ㎡	S50 年度 H5 年度
中延一丁目 区 営 住 宅 (中延 1-10-12) 【建替中(H30.2 竣工予定)】	21	RC3階建	1,411.40	3DK	51.04 ㎡	S50 年度 H5 年度
西大井六丁目第二 区 営 住 宅 (西大井 6-17-5・7)	18	RC3階建	1,225.20	3DK	51.04 ㎡	S54 年度 H6 年度
東大井三丁目 区 営 住 宅 (東大井 3-6-18・19)	45	RC8階建 エレベーター付	2,725.23	3DK	42.29 ㎡	S46 年度 H8 年度
	12	RC3階建	799.09	3DK	51.04 ㎡	S54 年度 H8 年度
西五反田五丁目 区 営 住 宅 (西五反田 5-6-13・14)	6	RC3階建	541.78	3DK	61.53 ㎡	S58 年度 H10 年度
	24	RC4階建	2,057.68			
西大井六丁目第三 区 営 住 宅 (西大井 6-2-16)	46	RC6階建 エレベーター付	2,226.82	1DK 2DK 3DK	34.00 ㎡ 52.30 ㎡ 60.30 ㎡	H15 年度 —
西中延区営住宅 (西中延 1-2-8)	48	S9階建 エレベーター付	2,587.34	2DK	34.50 ㎡ 53.70 ㎡	H28 年度 —

平成 29 年度予算額 396,273 千円

2 区民住宅の管理

(1) 目 的

中堅所得ファミリー層の定住化を図るため、良質な住宅を、区が建設または借り上げて適切な使用料で供給し、維持管理します。

〔根拠法令等〕 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
品川区立区民住宅条例

(2) 管理内容

①入居者の管理

入居者の募集、退去、諸届け受理、同居承継等許可、使用料及び共益費の徴収を行っています。

②施設管理(建設型区民住宅)

施設の維持管理、計画修繕、退去時の原状回復を行っています。

③施設管理(借上型区民住宅)

施設の維持管理、退去時の原状回復を行っています。なお借上型区民住宅は、開設年月から 20 年で所有者との契約が満了します。

(3) 指定管理者による管理

建設型区民住宅および借上型区民住宅の管理業務は、平成 18 年度から指定管理者により実施しています。

(4) 入居資格

- ①品川区に居住または勤務していること。または、本人もしくは配偶者（内縁および婚約者も含む）の親が品川区内に居住していること
- ②現に同居し、または同居しようとする親族があること
- ③現に住宅に困窮していること
- ④収入が定められた基準内であること
- ⑤特別区民税を滞納していないこと

(5) 募集時期

6月（下記以外の7住宅）

9月（ファミリーユ下神明・ファミリーユ西五反田東館・ファミリーユ西五反田西館）

(6) 応募・入居者数

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
空き室応募件数	152	168	136	110	88
入居者数	15	31	21	26	20

[区民住宅一覧] <11団地863戸(平成29年4月現在)>

借上型 4団地 105戸
建設型 8団地 758戸

住宅名 (住所)	戸数		構造	床面積 (単位：㎡)	間取り	専有面積(㎡) 本来使用料	設置年月日
	借上	建設					
ファミリーユ 西品川 (西品川1-16-2)		19	壁式RC 4階建 エレベーター なし	1,269.95	3DK	50.17～56.87 A 165,600円	H5.12.1
ファミリーユ 小山 (小山3-12-15)		19	RC4階建 エレベーター なし	1,141.23	3DK	54.62～54.71 A 165,000円 C 175,000円	H7.12.1
八幡勝 壱番館 (西中延2-18-16)	37		RC6階建	3,197.74	2LDK S	61.87～62.58 B 145,000円	H9.5.1
ファミリーユ 大井 (大井1-14-1)	5	17	SRC 11階建	1,136.93	2LDK	56.09～69.95 A1 151,000円 A2 155,000円 A3 147,000円 B1 173,000円 B2 181,000円 B3 159,000円	H9.10.1
ファミリーユ 旗の台 (旗の台5-13-9)		17	RC5階建	946.66	1DK 3DK 2LDK	27.45～57.90 D 82,000円 A1 144,000円 A2 134,000円	H9.12.1
アイルサイドテラス (東品川1-32-3)	47		SRC 14階建	4337.63	3LDK	69.49 B 168,000円	H10.9.1
ファミリーユ 南大井 (南大井5-19-9)		56	RC9階建	4,735.76	1DK 2LDK 3DK	30.68～64.28 D 72,000円 B 128,000円	H12.3.1
ロビン 成田 (荏原7-10-4)	16		RC5階建	1,417.06	2LDK 3LDK	63.80～69.05 B1 144,000円 B2 156,000円	H12.3.1

住 宅 名	戸 数		構 造	床面積 (単位: m ²)	間取り	専有面積(m ²)	設置年月日
(住 所)	借上	建設				本来使用料	
ファミリー 下 神 明 (西品川 1-20-16)		132	R C 25 階建	12,793.72	2DK 1LDK 2LDK 2LDK 2LDK 3LDK 3LDK 3LDK	51.26~81.94 A 1 102,200 円 ~112,900 円 A 2 125,700 円 A 3 112,300 円 ~124,100 円 B 1 133,900 円 ~148,000 円 E 1 137,300 円 ~151,800 円 E 2 159,000 円 E 3 154,700 円 ~171,000 円 F 180,100 円	H15.2.1
ファミリー 西五反田西館 (西五反田 3-6-7)		98	S R C 14 階建	9,632.19	2LDK 3LDK 3LDK 3LDK 4DK	67.00~82.86 B 135,700 円 ~145,700 円 E 1 137,300 円 ~162,600 円 E 2 151,800 円 ~159,800 円 E 3 169,600 円 F 164,300 円 ~180,000 円	H16.1.1
ファミリー 西五反田東館 (西五反田 3-6-38)		400	S R C 31 階建	47183.16	1LDK 1LDK +N 2LDK 2LDK 2LDK +N 3LDK 3LDK +N 3LDK 4DK	50.19~80.79 A 1 104,800 円 ~113,200 円 A 2 117,800 円 ~138,100 円 B 127,600 円 ~145,700 円 E 1 147,700 円 ~152,000 円 E 2 137,500 円 ~163,800 円 F 1 162,200 円 ~182,200 円 F 2 152,300 円 ~168,300 円	H16.4.1

※注 A → 60 m²未満、 B → 60 m²以上、 C → 屋根裏収納あり
D → 単身者向、 E → 70 m²以上、 F → 80 m²以上

平成29年度予算額 603,750千円

(借上型区民住宅管理費 170,694千円、建設型区民住宅管理費 433,056千円)

3 都営住宅および都民住宅入居者の公募

(1) 目 的

東京都都市整備局の依頼により、都営住宅・都民住宅入居希望者の利便のため、区の地域センターや文化センター等で公募の申込用紙配付事務を行います。

(2) 都営住宅の応募状況

① 戸数（品川区内）

15団地3,442戸

②応募倍率（全都）

募集月	区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5 月	一般世帯向け	29.6	30.2	29.0	27.8	27.9
	定期使用 (若年ファミリー)	3.4	3.3	3.0	2.5	2.1
	定期使用 (多子世帯)	1.2	2.5	1.8	1.0	1.8
	若年ファミリー	7.5	4.6	3.3	3.0	2.9
8 月	ポイント方式	9.9	9.3	9.5	8.9	14.1
	単身者	47.6	55.9	56.8	58.5	51.1
	単身者車いす 使用者	16.2	12.0	8.6	7.3	5.8
	シルバーピア	108.1	93.8	77.8	54.4	58.8
11 月	一般世帯向け	26.5	28.5	28.9	26.2	22.9
	定期使用 (若年ファミリー)	2.9	2.6	2.4	2.4	2.3
	定期使用 (多子世帯)	1.0	2.1	1.3	1.1	1.4
	若年ファミリー	5.7	6.2	2.4	2.6	3.9
2 月	ポイント方式	10.5	9.5	9.1	7.8	集計中
	単身者	57.3	54.0	56.0	57.1	57.0
	単身者車いす 使用者	12.8	13.6	8.8	6.4	7.0
	シルバーピア	75.8	90.7	115.2	76.4	54.0

(3) 都民住宅の応募状況

① 戸数（品川区内）

1団地27戸

②応募倍率（全都）

募集月	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
6 月	5.9	5.38	1.3	9.3	1.5
12 月	2.1	1.8	1.2	1.1	1.5

二. 住宅改善資金融資あっせん・助成事業（住宅運営担当）

1 住宅修築資金融資あっせん（昭和51年度より実施）



（1）目 的

居住環境の改善を図るため、自己居住用の住宅を修築する区民に対し、低利で融資が受けられるよう、区が金融機関に融資のあっせんを行います。

〔根拠法令等〕 品川区住宅修築資金融資あっせん条例

（2）融資あっせんの条件

融資あっせん額	10万円以上1,000万円まで										
借受者負担利率	<table><tr><td>一般修築</td><td>1.3%（協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%）</td></tr><tr><td>災害復旧</td><td>0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）</td></tr><tr><td>耐震補強【木造住宅密集地域】</td><td>0.3%（協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%）</td></tr><tr><td>耐震補強【その他の地域】</td><td>0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）</td></tr><tr><td>アスベスト除去</td><td>0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）</td></tr></table>	一般修築	1.3%（協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%）	災害復旧	0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）	耐震補強【木造住宅密集地域】	0.3%（協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%）	耐震補強【その他の地域】	0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）	アスベスト除去	0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）
一般修築	1.3%（協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%）										
災害復旧	0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）										
耐震補強【木造住宅密集地域】	0.3%（協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%）										
耐震補強【その他の地域】	0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）										
アスベスト除去	0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）										
償 還 方 法	据え置き2ヶ月を含む10年以内の元金均等月額償還										
信用保証料助成	信用保証機関の保証を利用し保証料を一括払いした場合に、保証料の2分の1を助成										

（3）申込者の要件

- ① 区内に住所を有し、1年以上同一の住宅に居住していること。
- ② 満20歳以上であること。
- ③ 平成25年の所得が1,200万円以下で、かつ年間返済元利金の3倍以上であること。
- ④ 特別区民税を滞納していないこと。
- ⑤ 連帯保証人もしくは信用保証機関の保証があること。
- ⑥ 現在この融資あっせん制度を利用していないこと。

（4）取扱金融機関（協定金融機関）

芝信用金庫、湘南信用金庫、城南信用金庫、さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、中央労働金庫、目黒信用金庫

(5) 実 績

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
融資あっせん(件)	16	11	11	17	12
融資実行(件)	14	7	10	12	10
融資総額(千円)	58,760	30,980	37,640	60,580	68,510

平成28年度予算額 3,951千円



2 住宅改善工事助成事業（平成23年度より実施）

(1) 目 的

住環境の整備および区内事業者の振興を図るため、区民、マンション管理組合または賃貸住宅の個人オーナーが、区内施工業者を利用して環境への配慮またはバリアフリー化をする住宅改修工事を行う場合に、その工事費用の一部を助成します。

〔根拠法令等〕 品川区住宅改善工事助成事業実施要綱

(2) 申込者の要件

共 通 の 要 件	① 申込時点で未着工であり、平成30年3月30日（金）までに工事が完了すること。 ② すでにこの制度に基づく助成を受けていないこと。 ③ 申請に係る工事に他の助成制度を利用していないこと。 ④ 建築確認は、原則として品川区建築課で取得すること。 ⑤ 建築基準法その他の関係法令に適合していること。
区 民 の 要 件	① 工事対象住宅に居住していること。または、改修後に居住すること。 ② 前年の合計所得金額が1,200万円以下であること。 ③ 区市町村民税の滞納がないこと。 ④ 申請に係る工事の対象住宅が賃借によるものである場合は、当該工事について所有者から承諾を得ていること。
マ ン シ ョ ン 管理組合の要件	申請に係る工事について、総会等で区分所有者の承認を得ていること。
賃 貸 住 宅 個人オーナーの 要 件	① 前年の合計所得金額が1,200万円以下であること。 ② 区市町村民税の滞納がないこと

(3) 対象となる工事の要件

既存住宅のリフォームで工事費用が10万円以上の工事であって、次のいずれかに該当するものであること。	
エコ住宅改修	(例)遮熱性塗装工事、日射調整フィルム設置工事、換気設備設置工事、環境に配慮した内装材使用の工事、断熱化工事、高断熱浴槽設置工事、節水型便器設置工事、LED照明器具の設置工事など
バリアフリー住宅改修	(例)手すり設置工事、段差解消工事、廊下・出入口の拡張工事扉改修工事、トイレ改修工事、浴室改修工事など
その他の工事	(例)屋根の軽量化、外壁耐火パネルの設置、防犯ガラス・扉の設置、家具転倒防止器具の設置、耐震性を高める工事など
	エコ住宅改修、バリアフリー住宅改修およびその他工事で助成対象となる工事のうちのいずれかと同時に行う工事

(4) 助成額等

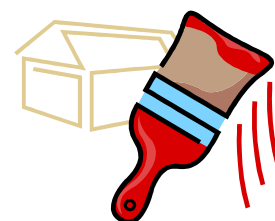
	区 民	マンション管理組合 賃貸住宅オーナー
助 成 額	工事費用の10%	工事費用の10%
助成限度額	20万円	100万円
助 成 総 額	42,000千円	

※ 申込が助成予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

(5) 実 績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般住宅	助成件数(件)	128	130	120	207	236
	助成額(千円)	16,133	15,369	18,303	29,228	34,164
共同住宅	助成件数(件)	25	20	11	30	25
	助成額(千円)	6,028	3,731	2,536	10,146	7,206
合 計	助成件数(件)	153	150	131	237	261
	助成額(千円)	22,161	19,100	20,839	39,374	41,370

平成29年度予算額 42,042千円



三. マンションの管理支援 (住宅運営担当)

マンション管理組合や居住者に対し、マンション管理に関する諸問題とその対処方法について啓発・相談を行うことで、マンション居住者による問題解決を促進し、マンションを良質な住宅ストックとして維持管理していくことを支援します。

1 セミナー・交流会

(1) マンション管理セミナー

弁護士、建築士等の専門家が講師となって講演やグループ討議等を行い、分譲マンションの管理に関する啓発を行います。



《平成28年度第1回》



《平成28年度第2回》



(実績)

単位：人

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第1回参加者数	38	47	50	27	42
第2回参加者数	54	50	63	41	55

(2) マンション管理組合防災対策等検討交流会（平成24年度より実施）

区からの情報提供、管理組合間の意見交換を目的とした交流会を開催します。



《平成28年度第1回》



《平成28年度第2回》

(実績)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1回目参加組合数	26	18	20	36	22
2回目参加組合数	18	13	34	31	14
加盟組合数	29	38	40	48	54

2 建替・修繕支援

(1) 一級建築士の派遣（平成23年度より実施）

マンションの大規模修繕について、専門知識と豊富な経験を有する一級建築士を管理組合に派遣し、アドバイスをを行います。

(実績)

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	6	4	2	2	4

(2) マンション建替・修繕相談（平成29年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第3火曜日 午後1時から午後4時まで

相談員：品川区マンション管理士会会員

(3) マンション建替・改修アドバイザー制度利用助成（平成29年度より実施）

建替・修繕相談を受けたマンションを対象に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施するアドバイザー制度の派遣料を1回まで全額助成します。

3 管理運営支援

(1) マンション管理士の派遣（平成20年度より実施）

マンションの維持管理や建替えを円滑に進めるため、管理組合に対しマンション管理士を派遣し、アドバイスをを行います。

派遣内容：1回2時間程度、3回まで（土日、夜間可）

派遣員：品川区マンション管理士会会員

(実績)

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	10	8	14	6	12

(2) マンション管理相談（平成18年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第2・第4水曜日 午後1時から午後4時まで

相談員：品川区マンション管理士会会員

(実績)

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	66	46	54	60	45

平成29年度予算額 1,799千円



四. 業者紹介・各種支援事業 (住宅運営担当)

1 増改築施工業者の紹介



(1) 目 的

住まいの新築・増改築・修繕等を希望している区民に、区内の建築組合4団体で結成した「品川区住宅センター協議会」を通じて施工業者を紹介します。

(2) 実 績

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
紹介件数	225	228	236	203	205

2 親元近居支援事業（平成23年度より実施）



(1) 目 的

親世帯と子世帯の近居・同居を促進することにより、子育てや介護等について相互に助け合い、安心して品川区に住み続けられる住まいの実現を図ります。

(2) 内 容

次の要件を満たす場合に、中学生以下の子どもがいるファミリー世帯に対して区内共通商品券等と交換・利用することができるポイントを交付します。

(要 件)

要 件	
ファミリー世帯が区外から転入した場合	親世帯が区内に1年以上居住していること
ファミリー世帯が区内で転居した場合	①、②ともに該当すること ① 親世帯・ファミリー世帯ともに区内に居住しておりいずれかの世帯はその期間が1年以上であること ② 互いの住居間が直線距離で1,200m圏内になること
親世帯が区内で転居した場合	

※ 転入・転居費用（登記費用、礼金、仲介手数料、引越費用等）に対し、1円あたり1ポイント（上限10万ポイント）を交付します。

(実 績)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付決定件数	35	35	44	31	44
交付ポイント数	3,275,500	3,308,500	4,225,000	2,749,500	3,966,000

平成29年度予算額 4,473千円

3 住環境改善

(1) 目 的

耐震化・不燃化に関する全般的な相談体制を整備し、戸別訪問による区民相談等の積極的な働きかけを行うことにより、災害に強い住宅の整備を促進し、区民の安全・安心な暮らしの実現を図ります。

(2) 内 容

① 品川区住宅耐震促進化協議会活動助成

住宅相談ならびに木造住宅密集地域を対象とした戸別訪問相談（耐震・不燃化相談、工事受注、区の助成制度対象工事についての申請代行等）、耐震工事に至らない現状についての実態調査活動およびセミナー開催等の住宅改善に関する啓発活動に対し、助成を行います。

(実 績)

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住宅相談件数	53	53	45	53	47

② 家具転倒防止器具取付助成事業（平成27年度より実施）

ア 内 容

区内施工業者を利用して、家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象として、取付費用の一部を助成します。

イ 申込要件

世帯員の要件	① 区民であること。 ② 器具取付の住宅に居住していること。 ③ 住民税を滞納していないこと。
--------	---

ウ 助成額等

	課税世帯	非課税世帯
助 成 額	取付費用の50%	取付費用全額
助 成 限 度 額	4千円	8千円
助 成 総 額	240千円	

※ 申込が助成総額に達した場合は、受付を締め切ります。

※ 取付費用とは、取付工事費から器具代を除くものをいいます。

(実 績)

年度	平成27年度	平成28年度
助成件数	1	1

平成29年度予算額 2,277千円



五. 空き家等対策事業 (空き家対策担当)



1 空き家等対策事業

空き家等の適正な管理を図るための措置および支援を行うほか、空き家等の有効活用を促進することにより、区民の生活環境の向上を図ります。

〔根拠法令等〕 空家等対策の推進に関する特別措置法
品川区空き家等の適正管理等に関する条例

(1) 適正管理の促進

① 管理不全状態にある空き家等に対する措置（平成27年度より実施）

管理不全状態にある空き家等の所有者等に対し、文書または面会等により改善を促します。改善がみられない空き家については、法・条例に基づいた措置を行います。

単位：戸

年度	平成26年度 実態調査時点 (平成27年1月末)	平成27年度末	平成28年度 追跡調査時点 (平成29年1月末)
空き家数 (うち管理不全)	1,674 (99)	1,701 (153)	*1,093 (49)
新たな空き家		47	*26
居住確認 または除却		20	*634
適正に管理 された空き家		20	16

※平成26年度に実施した空き家等実態調査の結果について、平成28年度に追跡調査を行い、改めて把握したもの。

② 空き家等適正管理審議会（平成27年度より開催）

条例に基づき、区長の附属機関として設置され、空き家等の適正な管理に関する重要な事項を調査審議します。

(審議事項)

- ア. 空き家が管理不全状態にあると認めること
- イ. 空き地等が廃棄物等に起因する管理不全状態にあると認めること
- ウ. 公表
- エ. 代執行 など

(開催実績)

単位：回

年度	平成27年度	平成28年度
回数	6	4

③ 空き家ホットライン（平成２８年度より実施）

所有者および近隣等からの相談・情報提供を受け付け、内容に応じて、民間事業者や専門家等をあつ旋するほか、管理不全状態にある空き家等については、現地調査、写真撮影等の初動対応を行います。

（平成２８年度実績）

相談・情報提供の受付	２４戸
現地調査	２６３戸

④ 防草シート購入支援（平成２９年度より実施）

空き家等における雑草の繁茂を防ぐため、防草シートの購入費用の一部を助成します。（費用の１／２（限度額５千円））

（２）有効活用の促進

① 空き家等改修助成（平成２７年度より実施）

空き家を公共的用途として活用するために改修した場合に、その費用の一部を助成します。（費用の２／３（限度額１５０万円））

② 空き家活用専門家派遣（平成２９年度より実施）

空き家活用の相談について、所有者等に専門家を無償で派遣し、住宅市場への流通に支障となっている諸問題を整理し、対応する各種資格者のコーディネート・派遣を行います。

（３）その他の事業

① 空き家等対策支援システム改修（平成２９年度）

防災システムとの統合により、幅広い空き家の情報管理を行います。

② 空き家等対策計画の策定（平成２９年度）

法で定められている空き家等対策計画を策定し、空き家等対策の総合的かつ計画的な実施を図ってまいります。

平成２９年度予算額 ２６，７０５千円

六. 建築紛争調整事務 (開発指導担当)

1 都市計画法に基づく開発許可事務

(1) 目 的

開発許可制度に基づき、公共施設などの整備・改善指導を行い、無秩序な土地利用を抑制し、快適かつ機能的な都市環境の確保を図ります。

〔根拠法令等〕 都市計画法

(2) 開発許可の内容

開発許可を必要とする開発行為とは、開発区域の土地面積が500㎡以上で主として建築物の建築、または特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画の変更、形や質の変更をいいます。

開発行為の許可件数および面積

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
電話・来庁による開発行為相談 (件)	275	245	165	145	156
開発許可 (件)	5	4	3	2	1
開発許可面積 (㎡)	3,956.2	4,148.4	3,792.76	2497.62	841.6
変更許可 (件)	2	3	1	0	1

2 建築審査会

(1) 目 的

建築基準法に基づき、区長の附属機関として設置され、審査請求に対する裁決および特定行政庁の許可等に対する同意・不同意の判断ならびに重要事項の調査審議を行います。

〔根拠法令等〕 建築基準法

(2) 建築審査会の職務内容

- ① 建築基準法、同施行令および関係条例の規定による特定行政庁および建築主事等の処分または不作為についての審査請求を審理し裁決すること
- ② 建築基準法上、特定行政庁が例外的に許可する事項について、同意、不同意の判断をすること
- ③ 特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議すること
- ④ 建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対して建議すること

建築審査会審査請求および同意案件取扱件数

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数（回）		11	11	11	9	10
審査請求件数	審査請求（件）	1	0	1	0	2
	裁 決（件）	0	1	0	1	1
	取下げ（件）	0	0	0	0	1
	その他（審理中）	0	0	1	0	0
同意案件数	同意議案提案（件）	2	8	7	14	7
	内 訳	同 意（件）	8	7	14	7
		不同意（件）	0	0	0	0
		取下げ（件）	0	0	0	0

平成 29 年度予算額 2, 592 千円

3 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務

（１）目 的

建築紛争の予防と建築紛争に至ったときの調整手続きを定めた「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、マンションなど中高層建築物の建築に際して、良好な近隣関係の保持と地域における健全な生活環境の維持向上を図るよう調整を行っています。

〔根拠法令等〕品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

（２）紛争の予防事務の内容

条例に基づき、対象となる建築物を建築しようとする場合には、建築計画の概要を標識により事前に公開し、さらに近隣住民（町会長や商店会長など地域の住民組織の代表も含まれる。）に対し、建築計画の説明会を開催するようお願いしています。

また、建築主に対し、建築物を計画する場合は、周辺的生活環境に及ぼす影響を十分配慮し良好な近隣関係を保つよう指導するとともに、紛争が生じた場合は、建築主および近隣住民に対して、譲り合いの気持ちを持って解決するようお願いしています。

（３）紛争の調整事務の内容

中高層建築物の建築に伴って、建築主と近隣住民との間で紛争の解決の見込みがないときは、双方からの申出により弁護士、学識経験者による「あっせん」および「調停」を行います。

建築紛争事務取扱件数

単位：件

項 目			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
標識設置届			1 4 4	1 5 0	1 2 1	1 7 8	1 9 6
電話・来庁による建築紛争相談			1 0 6	8 0	5 5	7 1	1 0 2
陳情書受付			3	4	4	9	3
1 建築紛争処理結果	受 付 件 数	当 該 年 度	3	4	3	4	1
		過 年 度 分	1	1	1	1	2
		合 計	4	5	4	5	3
	解 決 件 数	当 該 年 度	2	0	1	1	0
		過 年 度 分	1	1	0	0	0
		合 計	3	1	1	1	0
	未解決件数	当 該 年 度	1	4	3	4	1
		過 年 度 分	0	0	1	1	2
		合 計	1	4	4	5	3
	あっせん件数	当 該 年 度	0	1	1	0	0
		過 年 度 分	1	0	0	0	0
		合 計	1	1	1	0	0
	調 停 件 数	当 該 年 度	0	0	0	0	0
		過 年 度 分	0	0	0	0	0
		合 計	0	0	0	0	0

※あっせんによって、紛争解決の見込みがないときは、調停に移行することがあります。

平成 2 9 年度予算額 1, 4 4 9 千円

4 建築物の解体工事に関する事前周知

(1) 目 的

建築物の解体工事計画について、事業者に対して近隣への事前説明を求め、解体工事による近隣住民との紛争を未然に防ぎ、住民の快適な生活環境と良好な近隣関係を確保します。

〔基準等〕 品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱

(2) 解体工事に関する指導内容

建築物の床面積が 8 0 m²以上の解体工事について、標識により解体計画を事前に周知するとともに、解体工事に伴う騒音や振動、アスベスト等の有害物質の有無、処理方法について、近隣住民に説明を行うよう事業者に協力をお願いしています。

単位：件

項 目	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
解体標識設置届出	4 0 1	3 7 0	3 2 3	3 4 5	4 3 1

5 葬祭場等の設置に係る環境整備

(1) 目 的

葬祭場等の設置について、事業主などと近隣住民との紛争を未然に防止し、あわせて良好な生活環境と地域社会の形成を確保するよう、事業主に対して葬祭場の設置計画・管理などについて事前協議を行っています。

〔基準等〕 品川区葬祭場の設置に関する環境指導要綱

(2) 内 容

葬祭場を新築、改築、用途変更および使用方法の変更などにより設置する場合に、設置計画の標識設置、説明会の開催、壁面後退、緑地の確保、自動車駐車場の確保、管理体制の確立等について、事業主と協議しています。

対象建築物

- ・業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設

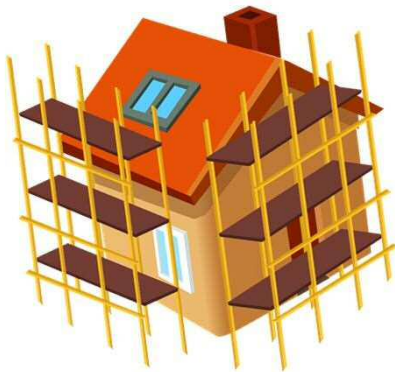
葬祭場等の設置に関する指導件数

単位：件

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
葬 祭 場 設 置 要 綱 に 基 づ く 協 定 締 結	0	1	0	0	0



木密整備推進課



木密整備推進課

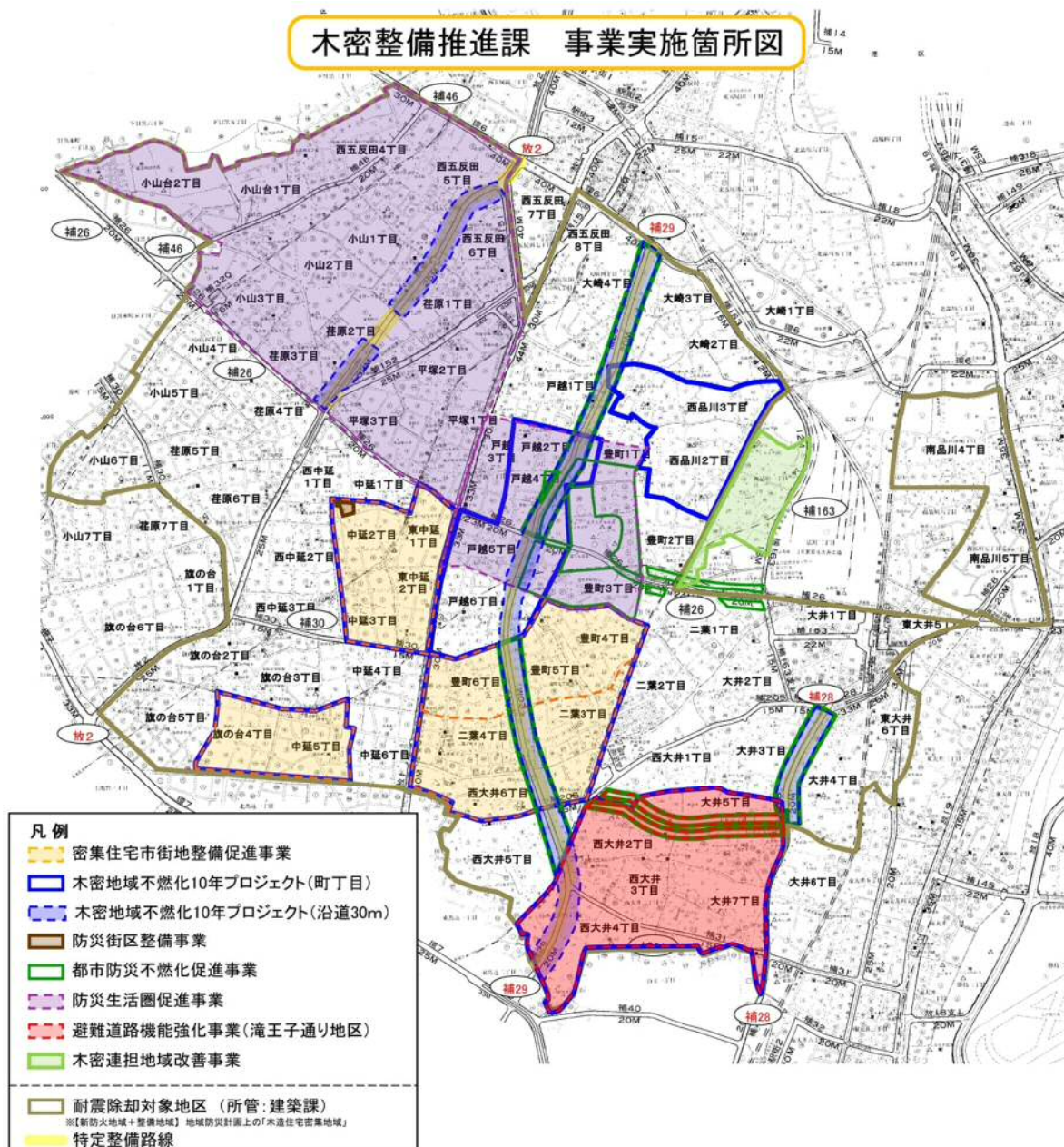
係別事務分掌

木密整備担当(主査)

- 1 密集市街地における街区の整備および不燃化の促進に関すること。
- 2 課内他係に属しないこと。

不燃化促進担当(主査)

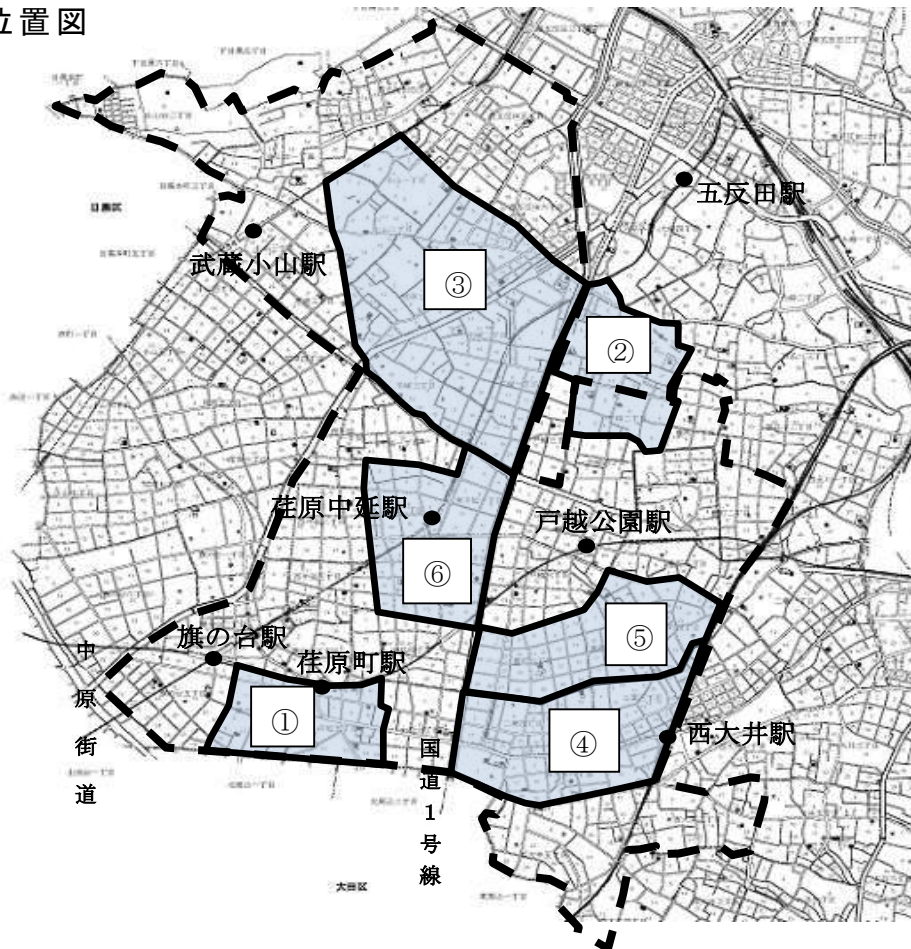
- 1 特定整備路線に係る沿道の整備および延焼遮断帯の形成の促進に関すること。
- 2 広域避難場所周辺の不燃化の促進に関すること。



一. 密集住宅市街地整備促進事業（木密整備担当）

密集住宅市街地における防災性の向上と居住環境の改善を図るため、国土交通省の「住宅市街地総合整備事業」や東京都の「東京都防災密集地域総合整備事業」などの補助事業を活用し、老朽建築物の除却、共同・協調建替えの促進、従前居住者の居住確保、道路や防災活動広場等の整備などを総合的にを行います。

1 地区位置図



2 事業地区、事業期間および計画内容

	地区名	事業期間	計画内容
①	旗の台・中延地区	平成 元 ～ 31 年度	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等
②	戸越1・2丁目地区	平成 5 ～ 17 年度	事業完了。一部地域に地区計画、利子補給
③	荏原北地区	平成 7 ～ 16 年度	事業完了。利子補給
④	二葉3・4丁目、 西大井6丁目地区	平成 18 ～ 32 年度	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画
⑤	豊町4・5・6丁目地区	平成 19 ～ 32 年度	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画
⑥	東中延1・2丁目、 中延2・3丁目地区	平成 19 ～ 32 年度	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等

3 実 績 (平成2年度～平成28年度)

項 目	地 区						合 計
	旗の台・中延地区	戸越1・2丁目地区 (事業完了)	荏原北地区 (事業完了)	二葉3・4丁目、 西大井6丁目地区	豊町4・5・6丁目地区	東中延1・2丁目 中延2・3丁目地区	
老朽住宅の建替え促進	3 棟 (27 戸)	12 棟 (121 戸)	11 棟 (158 戸)	0	0	0	26 棟 (306 戸)
まちづくり防災広場整備	5 か所	3 か所	4 か所	4 か所	6 か所	3 か所	25 か所
主要生活道路整備	213 m ²	556 m ²	817 m ²	58 m ²	125 m ²	93 m ²	1,862 m ²
行き止まり道路整備	0	2 か所	0	0	1 か所	0	3 か所
道路用地取得	157 m ²	556 m ²	817 m ²	79 m ²	134 m ²	93 m ²	1,836 m ²
従前居住者用住宅	0	1 棟 (10 戸)	0	0	0	0	1 棟 (10 戸)
まちづくり事務所の設置	0	1 か所	0	0	0	0	1 か所
事業用地取得	0	0	0	2 か所	1 か所	0	3 か所

4 計 画

【各地区共通】

老朽住宅の建替え促進、防災広場整備、主要生活道路整備、行き止まり解消、道路用地等取得、従前居住者住宅の整備

平成29年度予算額 765,740千円

5 助成の内容

共同化事業に要する費用のうち次のものが補助対象となり、補助対象事業費の2／3を限度として助成しています。

- ① 調査設計計画費（建築設計費、工事監理費）
- ② 建築物除却費（既存建物の除却費、整地費）
- ③ 共同施設整備費（空地等整備費、共用通行部分整備費）

【二葉3・4丁目、西大井6丁目地区
西大井六丁目ふれあい広場完成写真】



【戸越1・2丁目地区、建替促進完成写真】



【豊町4丁目 広場用地取得前】



【豊町4丁目 広場整備後】



【東中延1丁目 拡幅道路用地取得前】



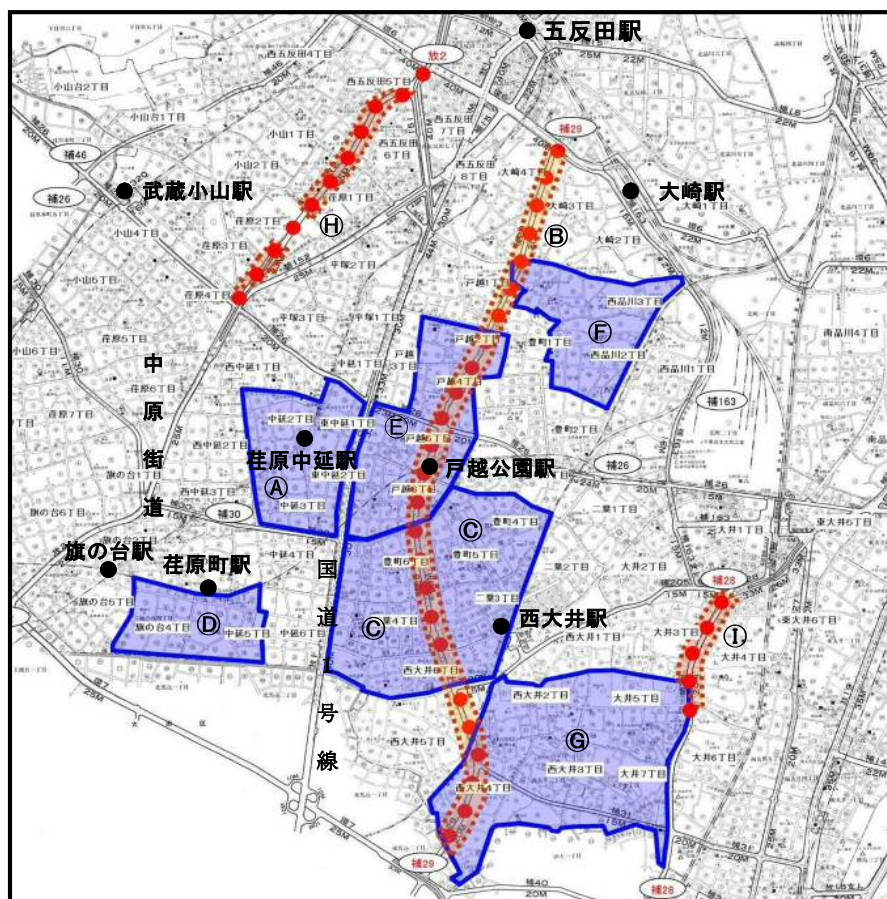
【東中延1丁目 拡幅道路整備後】



二. 木密地域不燃化 10 年プロジェクト（木密整備担当）

都が推進する「2020 年の東京」への実行プログラム 2012 の取組みの一つとして、平成 32 年度までに、市街地の不燃化を促進し燃えないまちを実現するため、都と区が連携し特に改善が必要な地域を不燃化特区に指定し、新たな支援策によって不燃化を強力に推進します。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

	地 区 名	事業期間	備 考
①	東中延 1・2 丁目、中延 2・3 丁目地区	平成 25～32 年度	先行実施地区
②	補助 29 号線沿道地区	平成 25～32 年度	本格実施地区 (前倒し地区)
③	豊町 4・5・6 丁目、二葉 3・4 丁目及び西大井 6 丁目地区		
④	旗の台 4 丁目・中延 5 丁目地区		
⑤	戸越 2・4・5・6 丁目地区		
⑥	西品川 2・3 丁目地区	平成 26～32 年度	本格実施地区
⑦	大井 5・7 丁目、西大井 2・3・4 丁目地区	平成 27～32 年度	
⑧	放射 2 号線沿道地区		
⑨	補助 28 号線沿道地区		

3 実 績 (平成25～28年度)

地 区 名	説明会 開催月	専門家 派遣届	老朽建築物除却届		不燃構造化 支援助成	住替え 支援助成
			10年プロ ジェクト	※耐震化 支援事業		
東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区	平成 25 年 8 月	2 0	5 4	1 5	4	1 3
補助 29 号線沿道地区	平成 25 年 12 月	2	1 4	7	2	2
豊町 4・5・6 丁目、二葉 3・4 丁目 及び西大井 6 丁目地区		2 0	8 2	4 9	1 4	2 0
旗の台 4 丁目・中延 5 丁目地区		2 4	2 9	4	7	1 8
戸越 2・4・5・6 丁目地区		1	3 3	1 2	6	1 0
西品川 2・3 丁目地区	平成 26 年 5 月	1 1	2 8	1 8	8	1 0
大井 5・7 丁目、 西大井 2・3・4 丁目地区	平成 27 年 10 月	1	5 1	1 6	1 3	2 4
放射 2 号線沿道地区	―――	0	4	2	0	1
補助 28 号線沿道地区	―――	1	2	5	0	3
計		8 0	2 9 7	1 2 8	5 4	1 0 1
			4 2 5			

※建築課事業

4 計 画 (平成29年度)

地 区 名	計画内容
東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区	各種支援策の推進、広場用地取得、防災街区整備事業推進
補助29号線沿道地区	各種支援策の推進、都市防災不燃化促進事業
豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目 及び西大井6丁目地区	各種支援策の推進、事業用地活用検討
旗の台4丁目・中延5丁目地区	各種支援策の推進
戸越2・4・5・6丁目地区	各種支援策の推進
西品川2・3丁目地区	各種支援策の推進、まちづくり方針検討
大井5・7丁目、 西大井2・3・4丁目地区	各種支援策の推進
放射2号線沿道地区	各種支援策の推進、都市防災不燃化促進事業導入
補助28号線沿道地区	各種支援策の推進、都市防災不燃化促進事業

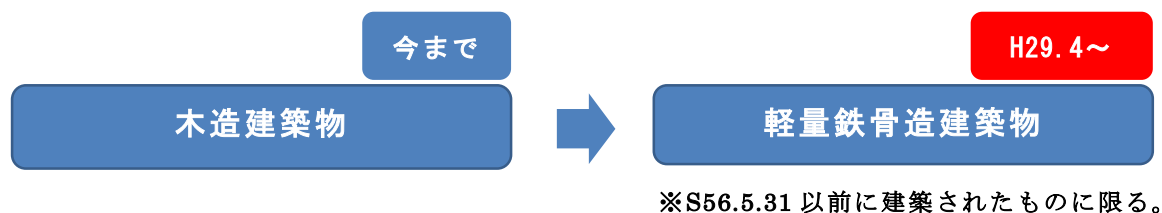
平成29年度予算額 824,915千円

5 助成の内容

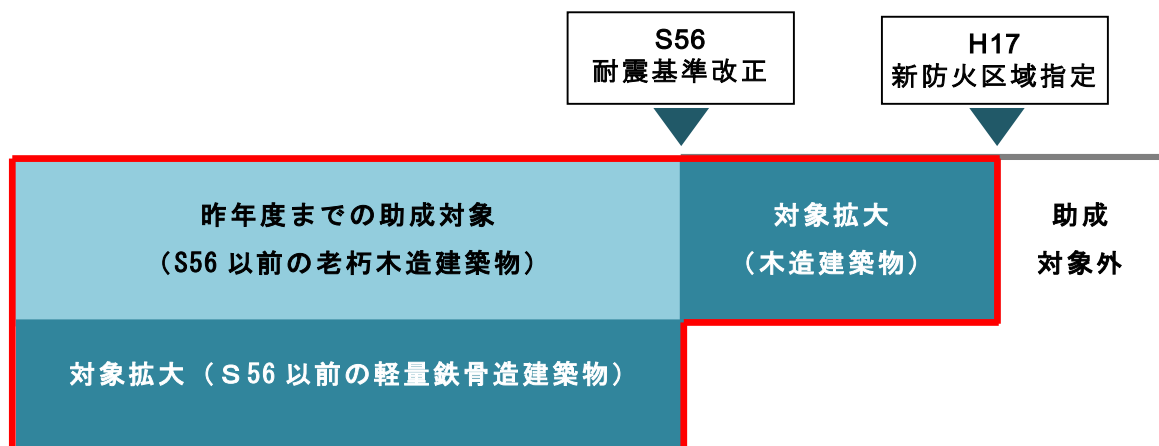
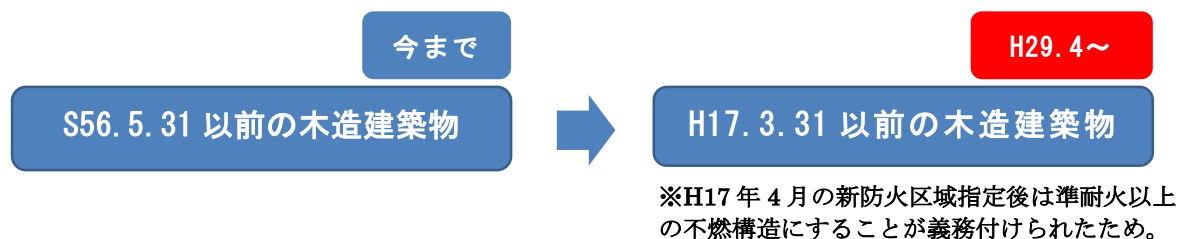
- ① 老朽木造建築物の解体除却に対して1㎡あたり最大26,000円かつ上限13,000,000円の助成が受けられます。（助成対象：平成17年3月31日以前に建築された木造建築物、昭和56年5月31日以前に建築された軽量鉄骨造建築物）
- ② 取壊し・建替えに関する相談窓口の設置に加え、当該年度5回まで、専門家（弁護士・一級建築士・ファイナンシャルプランナーなど）を無料で派遣します。
- ③ 更地になった土地や建替えた家屋に対して、最長5年間にわたり8割ないし10割の固定資産税や都市計画税の減免が受けられます。
- ④ 老朽木造建築物を解体除却して耐火建築物または準耐火建築物を建築する際に、建築設計費・工事監理費・不燃構造化費用について助成が受けられます。
- ⑤ 老朽木造建築物を解体除却する際に、住替え先や仮移転先への移転費用・転居一時金（礼金等）・家賃について助成が受けられます。平成28年6月から実施。

【平成29年4月からの助成拡大内容】

- ① 対象建築構造の拡大



- ② 対象建物建築年の拡大



三. 防災街区整備事業 （木密整備担当）

密集住宅市街地整備促進事業地内において、密集住宅市街地整備促進に関する法律に基づき、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を目的として防災街区整備事業による共同化建替えを推進しています。

1 地区位置図



2 事業地区及び事業期間

地区名（面積）	準備組合設立	都市計画決定	組合設立認可	工事着工	工事竣工
荏原町駅前地区 (0.1ha) ※事業完了	平成 24 年 3 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 11 月	平成 28 年 3 月
中延二丁目 旧同潤会地区 (0.7ha)	平成 26 年 3 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 2 月	平成 29 年 2 月	平成 31 年 3 月（予定）

3 計画の概要と完成イメージ

○ 中延二丁目旧同潤会地区

敷地面積 : 約 5,696 平方メートル
延床面積 : 約 16,440 平方メートル
規模・構造 : RC 造・地下 1 階地上 13 階
高さ約 40m
主要用途 : 共同住宅



【完成イメージパース】

4 計画 (平成29年度)

地 区	計画内容	備考
中延二丁目旧同潤会地区	解体工事・本体工事	

平成29年度予算額 1,682,733千円

四. 都市防災不燃化促進事業（不燃化促進担当）

広域避難場所および避難路のより一層の安全性確保を目指し、災害時の市街地大火を防ぐ延焼遮断機能の形成を図るため、老朽建築物の除却や建築物の不燃化を促進する事業です。

このため、広域避難場所周辺と避難路沿道において「品川区建築物不燃化促進条例」に基づき、下記のとおり助成を行います。

- 木造建築物(耐火建築物・準耐火建築物以外)の除却者(所有者)に除却費の一部を助成
- 一定基準に適合した耐火建築物または準耐火建築物(区域に限られます)を建築する建築主に対し、建築費の一部を助成

また、東京都が進める特定整備路線の事業進捗に合わせ、都市防災不燃化促進事業の導入、沿道まちづくりの支援等を実施していきます。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	18	19	20	21	22	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
戸越公園一帯周辺	●																
補助26号線その2	●																
滝王子通り				●						●							
補助29号線							●										●
補助29号線その2							●										●
補助28号線							●										●

3 実績

・不燃化建築助成（棟数は平成 28 年 3 月末時点）

単位；棟

地区名	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
林試の森公園周辺	11	5	7	5	10	11	16	12	28	2	1
補助 26 号線											2
補助 46 号線品川											
戸越公園一帯周辺											
補助 26 号線その 2											
縦 計	11	5	7	5	10	11	16	12	28	2	3

地区名	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
林試の森公園周辺	3	5	12	横計 128							
補助 26 号線	4	1	3	2	2	2	3	3	5	横計 27	
補助 46 号線品川					2	2	4	5	5	4	6
戸越公園一帯周辺								6	15	15	7
補助 26 号線その 2								0	1	0	0
滝王子通り											0
縦 計	7	6	15	2	4	4	7	14	26	19	13

地区名	22	23	24	25	26	27	28	29	30
補助 46 号線品川	7	2	8	横計 45					
戸越公園一帯周辺	6	5	8(0)	10(2)	10(2)	15(7)	5(0)		
補助 26 号線その 2	0	1	0	0	0	1	0		
滝王子通り	4	1	1	4	2	2	4(0)		
補助 29 号線							0(0)		
補助 29 号線その 2							0(0)		
補助 28 号線							0(0)		
縦 計	17	9	17(0)	14(2)	12(2)	18(7)	9(0)		

地区名	31	32	33	34	35	36	37	横 計
戸越公園一帯周辺								102(11)
補助 26 号線その 2								3
滝王子通り								18(0)
補助 29 号線								0(0)
補助 29 号線その 2								0(0)
補助 28 号線								0(0)
縦 計								323(11)

※（ ）内は助成件数全体のうち「準耐火建築物」の助成棟数

・不燃化除却助成（棟数は平成 28 年 3 月末時点）

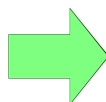
単位；棟

地 区 名	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	横計
戸越公園一帯周辺	3	8	2								13
補助 26 号線その 2	0	0	1								1
滝王子通り	3	3	4								10
補助 29 号線			0								0
補助 29 号線その 2			0								0
補助 28 号線			0								0
縦 計	6	11	7								24

※ 除却助成は平成 26 年度からスタート（国・都に準じて）

○不燃化建築助成の一例（戸越公園一帯周辺地区）

建 替 え 前



建 替 え 後



4 計 画（平成 2 9 年度）

① 不燃化助成

	除 却 助 成	建 築 助 成	建築助成対象
戸越公園一帯周辺地区	1 2 棟	1 2 棟	耐火・準耐火建築物
補助 26 号線その 2 地区	2 棟	2 棟	耐火建築物
滝王子通り地区	5 棟	6 棟	耐火・準耐火建築物
補助 29 号線地区(大崎区間)	2 棟	3 棟	耐火・準耐火建築物
補助 29 号線その 2 地区 (戸越/豊町・西大井区間)	2 棟	2 棟	耐火・準耐火建築物
補助 28 号線地区	2 棟	1 棟	耐火・準耐火建築物

② 委託料

- ・不燃化建築計画業務委託 6 件
- ・特定整備路線沿道不燃化事業導入委託
(補助 29 号線その 3 地区、放射 2 号線地区)

平成 2 9 年度予算額 1 8 8, 5 0 1 千円

5 助成の内容

I 除却助成

耐火・準耐火建築物以外の木造建築物を除却する場合、除却助成対象建築物の床面積等に応じ、除却者（所有者）に対して助成されます。

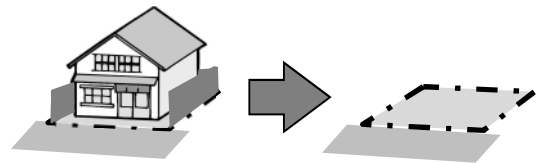
※現在建っている木造建築物の除却のみでも助成の対象となります。

●除却助成額の計算方法

A：現在の建物の床面積(m^2) $\times 26,000$ 円/ m^2 （ただし 1,300 万円を限度額とします）

B：実際に除却工事にかかった費用

◎ AとBの金額を比べて『額の小さいほう』が助成額となります。



II 建築助成

① 一般建築助成（基本となる助成）

建築助成対象建築物の1階から3階までの建築助成対象床面積に応じ、建築主に対して助成されます。

② 加算助成

●住宅型不燃建築物助成

建物が一定の要件（用途、面積、戸数等）を満たす場合、4階以上については住戸の専用床面積に応じて助成額が加算されます。（建物全体の中に専用床面積 25 m^2 未満(※)の住戸がある場合は、この加算助成は受けられません）

※建物の用途によって異なります。

●共同建築助成（100 万円）

複数の土地所有者または借地権者が、複数の宅地を一つの建築敷地とし、共同で建築助成対象建築物を建築する場合、各建築主に対してそれぞれ 100 万円が加算されます。

●協調建築助成（60 万円）

複数の建築主が、隣接する複数の敷地において、あらかじめ各建築主の協議を経て、一体性に配慮して作成した建築設計に基づき、概ね同時期に各建築主が、それぞれ建築助成対象建築物を建築する場合、各建築主に対してそれぞれ 60 万円が加算されます。

●三世代住宅助成（60 万円）

建築主が、親および子の三世代で同居する一定の要件(※)を満たした建築助成対象建築物を建築する場合、60 万円が加算されます。

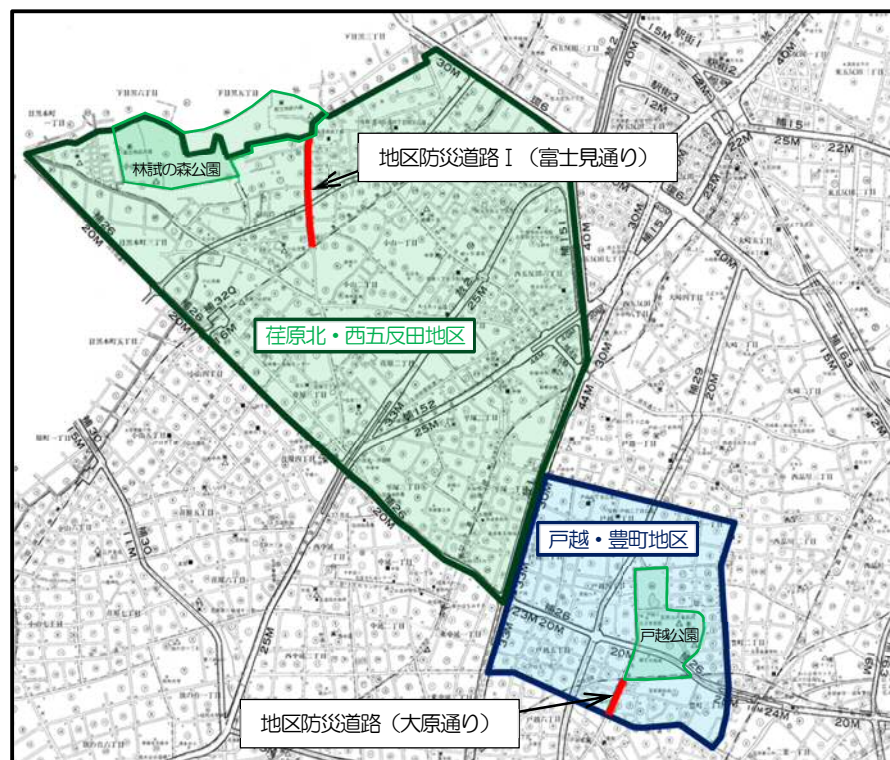
※・高齢者専用室を含め、4 室以上とすること。

・浴室、階段、便所等については、手摺、段差の少ない構造等とすること。

五. 防災生活圈促進事業（不燃化促進担当）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地震に強い都市づくりを推進するため、広域避難場所の入口整備、避難経路の拡幅整備、防災活動の拠点となる広場の整備など、公共施設の整備を進め、安全で住みよい防災生活圏の形成を図っています。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	10	11	18	19	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
荏原北・西五反田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
戸越・豊町			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 事業期間

3 実績

○ 避難通路整備工事
(荏原北・西五反田地区)



小山台一丁目避難通路

○ 地区防災道路拡幅整備
(戸越・豊町地区)



大原通り（拡幅整備状況）

用地取得・整備（平成10年度～平成33年度）

（箇所）

		15 以前	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
荏原北・西五反田地区	道路用地取得	9	2	0	1	2	1	3	0	0	0	0
	拡幅整備	9	2	0	0	2	1	3	0	0	0	0
	広場用地取得	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0
	広場整備	1	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0
戸越・豊町地区	道路用地取得				1	2	0	1	0	0	0	2
	拡幅整備				0	0	2	0	2	0	0	0
	広場用地取得				0	0	3	2	1	0	0	0
	広場整備				0	0	0	0	0	3	2	1

		26	27	28	29	30	31	32	33	合 計
荏原北・西五反田地区	道路用地取得	1	0	1						20箇所
	拡幅整備	0	1	1						19箇所
	広場用地取得	0	0	0						5箇所
	広場整備	0	0	0						5箇所
戸越・豊町地区	道路用地取得	0	0	0						6箇所
	拡幅整備	1	0	0						5箇所
	広場用地取得	0	0	0						6箇所
	広場整備	0	0	0						6箇所

4 計 画（平成29年度）

● 地区防災道路整備

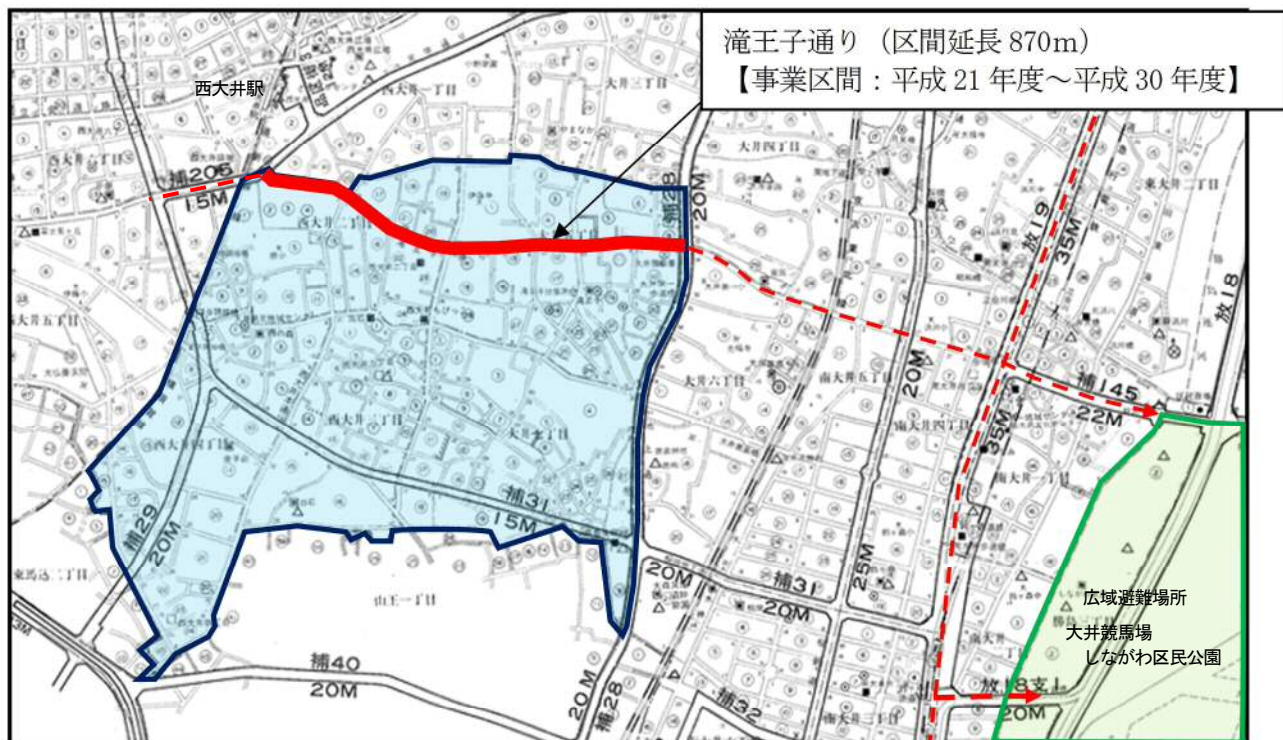
- ・荏原北・西五反田地区 地区防災道路Ⅰ拡幅整備工事（区間延長 370m）
- ・戸越・豊町地区 地区防災道路拡幅整備工事（区間延長 230m）

平成29年度予算額 20,000千円

六. 避難道路機能強化事業（滝王子通り地区）（不燃化促進担当）

広域避難場所「大井競馬場・しながわ区民公園」までの避難を安全・円滑に誘導するため、滝王子通りの現況幅員約7.2mを10mに拡幅する事業です。また、安全な避難道路としての沿道を整備し、都市防災不燃化促進事業による不燃化も促進しています。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
滝王子通り	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

3 実績

	21	22	23	24	25	26	27
用地取得	1 箇所 13.32 m ²	1 箇所 71.76 m ²	1 箇所 22.43 m ²	3 箇所 43.79 m ²	1 箇所 33.47 m ²	2 箇所 19.73 m ²	1 箇所 26.94 m ²
拡幅整備	無	1 箇所 8.36m	無	2 箇所 26.97m	2 箇所 24.70m	無	3 箇所 43.22m

	28	29	30	合計
用地取得	2 箇所 29.81 m ²			12 箇所 261.25 m ²
拡幅整備	1 箇所 12.58m			9 箇所 115.83m

○ 避難道路拡幅整備状況（滝王子通り）

拡幅前



拡幅後



拡幅前



拡幅後



4 計画（平成29年度）

避難道路機能強化事業

- ・道路拡幅整備 5箇所
- ・防災まちづくり計画検討業務委託
- ・不燃化除却および建築助成（都市防災不燃化促進事業に記載）

平成29年度予算額 64,717千円

七. 木密連担地域改善事業

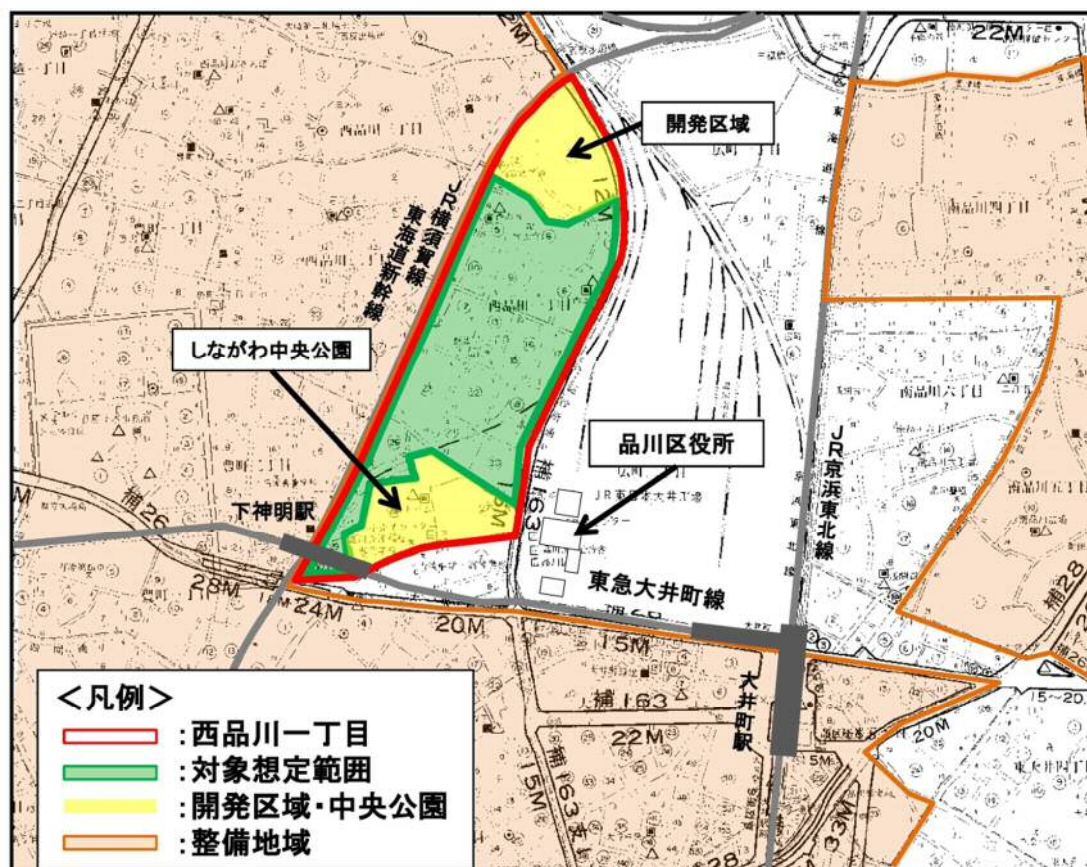
(木密整備担当)

「防災都市づくり推進計画」(東京都・平成 28 年 3 月)における「整備地域」は、指定の基準となる地域危険度・不燃領域率が町丁目全域の平均値である上に、指定の基本単位が防災生活圏(延焼遮断帯に囲まれた圏域)という広範な区域であるため、局所的に密集度が高いにも関わらず整備地域の指定から漏れているエリアが存在するという実態があります。

このような状況を改善するため、東京都は平成 28 年度から整備地域外における防災まちづくり方針の検討に対して支援を開始しました。

区では、整備地域外で局所的に密集度が高いエリアにおいて防災まちづくりの検討をすることとし、対象として、不燃化特区である西品川 2・3 丁目地区に隣接し、密集市街地が形成されている西品川一丁目を選定しました。

1 地区位置図



2 事業実施地区

西品川一丁目(西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域およびしながわ中央公園の区域を除く)

3 計画(平成 29 年度)

建物・土地現況調査、まちづくり検討会運営補助委託

平成 29 年度予算額 9,000 千円



都市開発課



都市開発課

係別事務分掌

都市開発担当(主査)

- 1 再開発等の計画、調整および推進に関すること。
- 2 課内他係に属しないこと。

立体化担当(主査)

- 1 道路と鉄道との連続立体交差化に関すること。
- 2 道路と鉄道との連続立体交差化に伴う周辺のまちづくりに関すること。
- 3 鉄道新線に関すること。

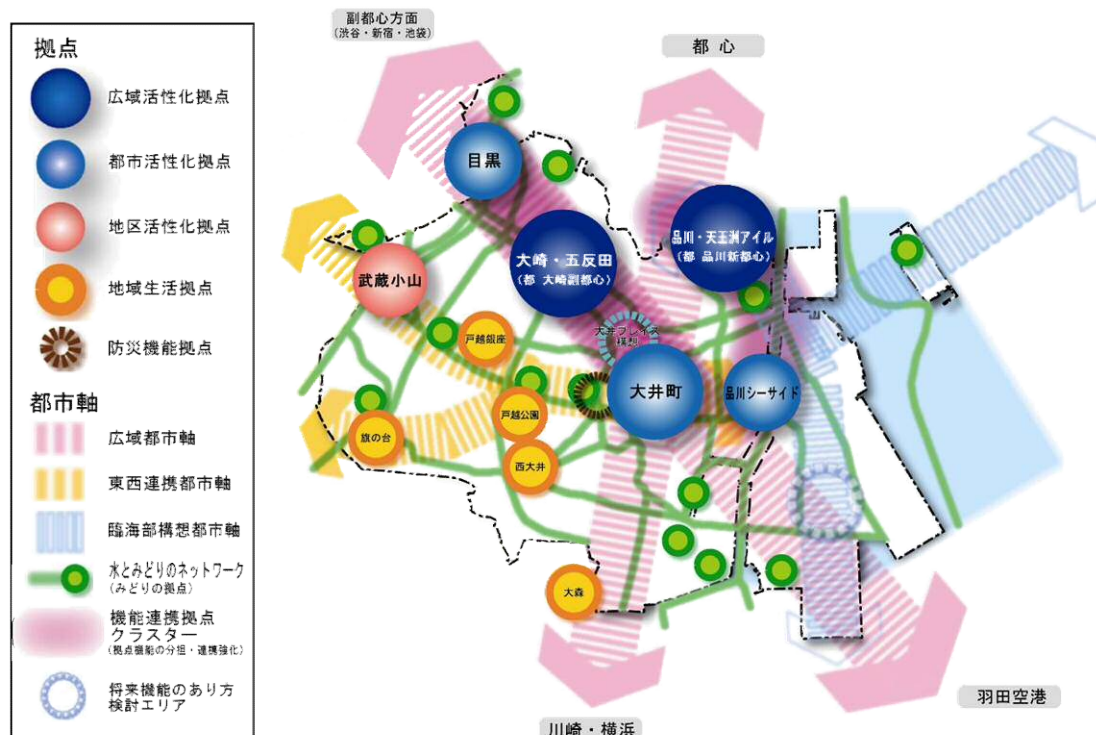
都市開発課の職務内容

東京の表玄関という品川区の地位をより強固なものとするため、工業、商業、文化等の様々な振興施策との連携を図りつつ、地域特性を活かした魅力ある創造的で活発な都市活動を担う拠点の形成を図ります。さらに、地域住民・事業所等、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

(平成26年「品川区長期基本計画(改訂版)」より)

都市開発課では、平成25年2月に策定した「品川区まちづくりマスタープラン」で示された大井町駅周辺や大崎・五反田地域さらには鉄道立体化が動きだした品川駅南地域等の拠点整備を進めるため、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間開発事業を適切に誘導、支援するとともに必要な都市基盤施設の整備を促進しています。

品川区まちづくりマスタープラン・将来都市構造図



一．大井町駅周辺地区の整備（都市開発担当）

1 地区概要

大井町駅周辺地区を品川区における行政・文化・商業・業務および交通の中心地として、より一層の発展を図るとともに、大井町～大崎～五反田を結ぶ都市軸の形成をめざしたまちづくりを進めています。

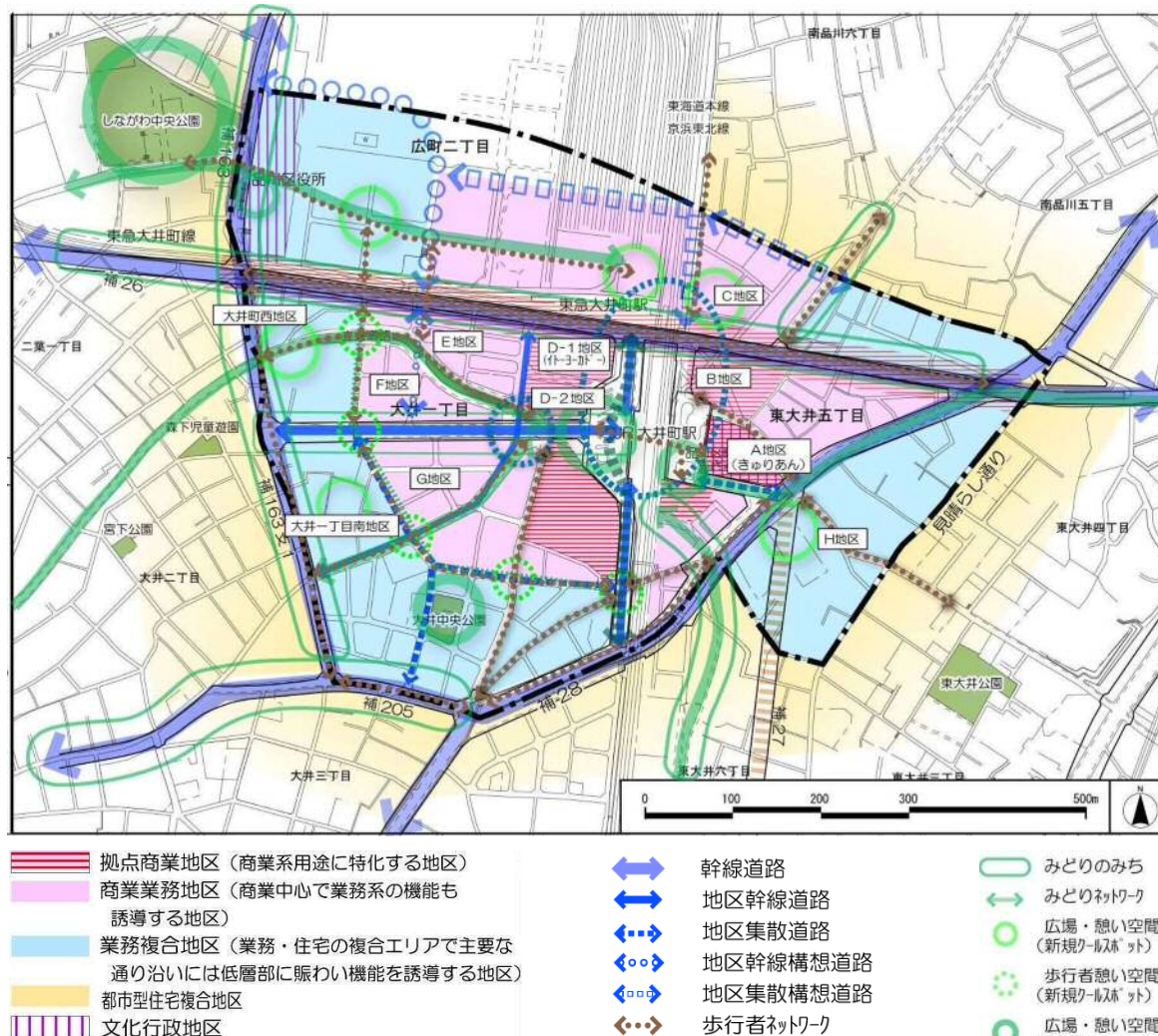
昭和56年度に策定した大井町駅周辺地区再開発基本計画では、駅周辺をA～Eの5地区に分け、再開発等を推進してきました。このうち、A地区は大井町駅東口第一地区第一種市街地再開発事業により平成元年に区民施設（きゅりあん）や商業施設の整備を完了しました。

また、D地区の一部（D-1地区）については、平成2年に高度利用地区を指定し、民間開発事業による商業施設等の建設が完了しています（平成8年しゅん工）。

一方、大井町西地区の組合施行による市街地再開発事業（平成24年しゅん工）をはじめ、再開発基本計画の対象区域外においてまちづくりの検討や調整などが進んでいる状況を踏まえ、平成23年度に「大井町駅周辺地区まちづくり構想」を策定しました。その後、周辺の業務複合地区では、平成26年10月に大井一丁目南第一地区において市街地再開発組合が設立され、事業が進んでいます。

また、JR用地を含めた広町地区のまちづくりについては、土地利用等の開発方針について、区とJR東日本が共同で検討を実施しています。

大井町駅周辺地区まちづくり基本構想・地区区分



2 事業概要

(1) 大井一丁目南第一地区

補助163号線支線1に接する面積約0.8haの密集市街地で、組合施行による市街地再開発事業が進められています。

平成17年7月に、地権者によるまちづくりの勉強の場として大井一丁目南地区再開発協議会が発足し、その後再開発準備組合が設立されました。平成22年9月には、大井一丁目南地区を「第一地区」と「その他の地区」に分けて再開発準備組合を再編し、平成24年12月に市街地再開発事業が都市計画決定されました。

平成26年10月に大井一丁目南第1地区市街地再開発組合が設立され、平成27年度末に権利変換計画の認可を受け、平成28年11月に着工し、しゅん工は平成31年8月を予定しています。

平成29年度予算額（28年度繰越） 538,600千円



施工地区の区域



完成イメージ図

(2) 大井町駅西口E地区

大井町駅周辺地区再開発基本計画のE地区の中で、不燃化されていない区域の権利者が集まり、平成20年6月にまちづくり研究会が設立されました。共同化事業に向けて勉強会等の活動が行われていましたが、研究会の検討範囲には補助26号線沿道が含まれていなかったほか、区有施設の扱いや地区内基盤の再編等にも課題がありました。

これらの課題解決のため、品川区と地区内の全関係権利者による「大井町駅西口E地区まちづくり協議会」を平成27年11月に立ち上げ、まちづくりの検討を行っています。

平成29年度予算額 12,000千円

3 広町地区開発構想

大井町駅周辺に位置する広町地区は、区を中心核・都市活性化拠点であり、ＪＲ京浜東北線、東急大井町線、りんかい線の結節点として、今後のまちづくりにおいて重要な位置を占めています。

こうしたことから、昭和６２年５月に旧国鉄大井工場の大規模な土地利用転換を想定した「大井プレイス構想」を公表し、平成１６～１８年度に鉄道関連施設を存置したままの開発可能性についてＪＲ東日本と共同で検討しましたが、大井プレイス構想に代わる新たな構想の策定には至りませんでした。

平成２４年度に広町社宅廃止の方針が示されたことに伴い、平成２５年度から区とＪＲ東日本で検討会を設置し、土地利用の開発方針等について共同で検討を行うなか、平成２６年３月に社宅が廃止され、同年８月に公表された羽田空港アクセス線構想が、今後１５年間に整備を促す鉄道路線として検討されています。引き続きＪＲ東日本とより具体的な検討を深めながら、にぎわいのあるまちづくりを進めています。

平成２９年度予算額 ６０，０００千円

二．大崎駅周辺地区の整備（都市開発担当）

1 地区概要

大崎駅周辺は大正から昭和の初期にかけて、目黒川沿いに工場が集積し、有数な工場地帯として発展してきましたが、昭和50年代に入ると工場の転出がはじまり、跡地にマンションやオフィスビルが建設されるようになりました。品川区ではこのような土地利用の転換の動きに対応して、無秩序な開発を防止するとともに再開発事業などによる計画的なまちづくりへと誘導することを長期基本計画に位置付け、以来、事業の推進を図ってきました。

また、東京都でも昭和57年の長期計画において、大崎地区を含む6つの副都心を指定、その後、平成6年に副都心育成・整備指針を、平成9年に副都心整備計画を策定しています。

さらに平成14年7月には、大崎駅周辺の約60haの地域が都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定され、また同年12月には、りんかい線の全面開通や埼京線、湘南新宿ラインの乗入れにより交通アクセスが飛躍的に向上しました。

大崎のポテンシャルがますます高まっていく状況で、地域の将来像を明らかにし、一体的なまちづくりを進めていくための戦略などを検討するため、区、都および地元関係者による「まちづくり連絡会」が平成15年2月に設立され、平成16年11月には「都市再生ビジョン」がとりまとめられました。区は、この都市再生ビジョンを大崎駅周辺地域の整備方針として位置づけ、まちづくりを進めています。

大崎駅周辺地区は、これまでの再開発事業推進の経緯などから大きく次の3つの地区に区分されています。

●**大崎駅東口地区** 昭和53年の品川区長期基本計画策定とともに事業の推進を図ってきた駅周辺における再開発の先導的地区で、すでに第1地区（大崎ニューシティ 昭和62年しゅん工）、第2地区（ゲートシティ大崎 平成10年しゅん工）として事業完了しています。

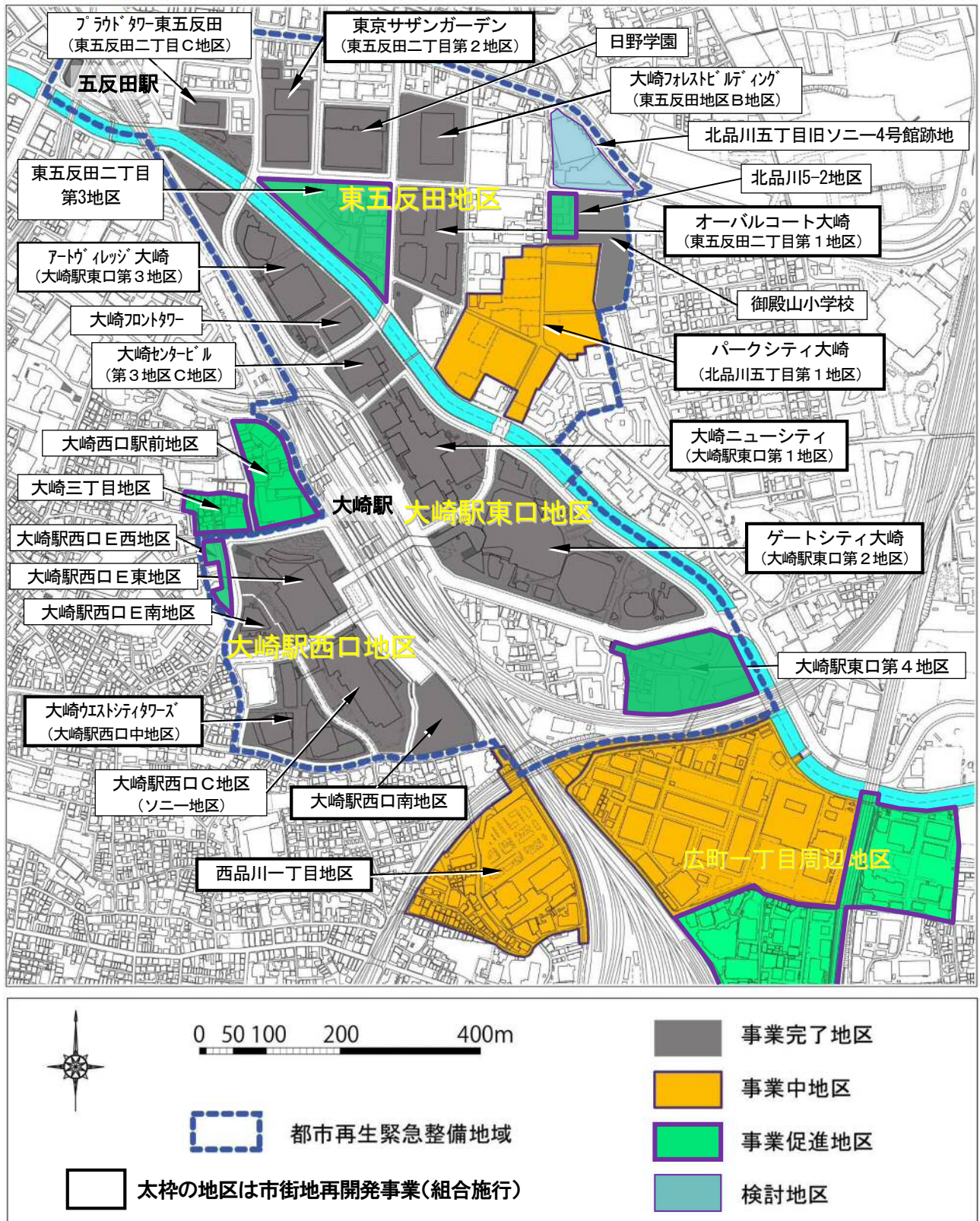
●**東五反田地区** 東京都の副都心構想や東口地区再開発事業などの動向を踏まえ、区では大崎駅周辺地区全体の整備指針として昭和61年度に「大崎駅周辺地区市街地整備構想」を策定しました。このうち、東五反田地区においては、地元のまちづくり組織が設立されるなど再開発への機運が高まり、平成4年に東五反田地区更新計画が策定され、東五反田二丁目第1地区、第2地区、大崎駅東口第3地区で市街地再開発事業が完了し、平成24年に北品川五丁目第1地区でも事業着手し、主な施設建築物については、平成27年5月末にしゅん工しました。

●**大崎駅西口地区** 東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においてもまちづくりに関するさまざまな検討が進められていました。平成11年には、西口関係事業者と区とで「西口地区街づくり協議会」を設立し、様々な調整、協議を経て、平成14年に地区全体の整備方針や公共施設の配置・規模などを定めた地区計画を都市計画決定し、以降、この地区計画に基づき、計画的、段階的な整備が進められ、E東地区、E南地区、中地区、C地区がしゅん工し、平成26年1月には南地区がしゅん工しました。

区では、これら再開発事業等の推進とともに、道路や広場などの都市基盤施設の整備もあわせて進めています。

また、緊急整備地域に隣接し、再開発への機運が高まっている西品川一丁目地区は平成25年7月に市街地再開発組合が設立され事業着手しました。大崎三丁目地区や大崎西口駅前地区についても事業化に向けての調整や支援を行っています。平成27年度に新たに準備組合に移行した、大崎駅東口第4地区や東五反田二丁目第3地区についても同様の調整・支援を行っていきます。

大崎駅周辺地区の地区区分・開発状況



2 東五反田地区の事業概要

東五反田地区は、大崎駅と五反田駅の間に位置する約29haの区域で、昭和62年以降、住民や事業者による「東五反田地区街づくり推進協議会」等が設立され、地元のまちづくり活動が活発に行われてきました。区においても平成4年に地区整備のマスタープランとして地区更新計画を作成、計画的なまちづくりを誘導、推進してきました。

これまでに東五反田二丁目第1地区（オーバルコート大崎）、大崎駅東口第3地区（アートヴィレッジ大崎）、東五反田二丁目第2地区（東京サザンガーデン）の3地区で市街地再開発事業による整備が完了したのをはじめ、北品川五丁目第1地区でも市街地再開発事業が施行中です。また、地区計画に基づく民間開発事業も多く展開されているほか、全国初の小中一貫校「日野学園」が総合体育館との複合施設として開校しています。

東五反田地区 区域図



(1) 北品川五丁目第1地区

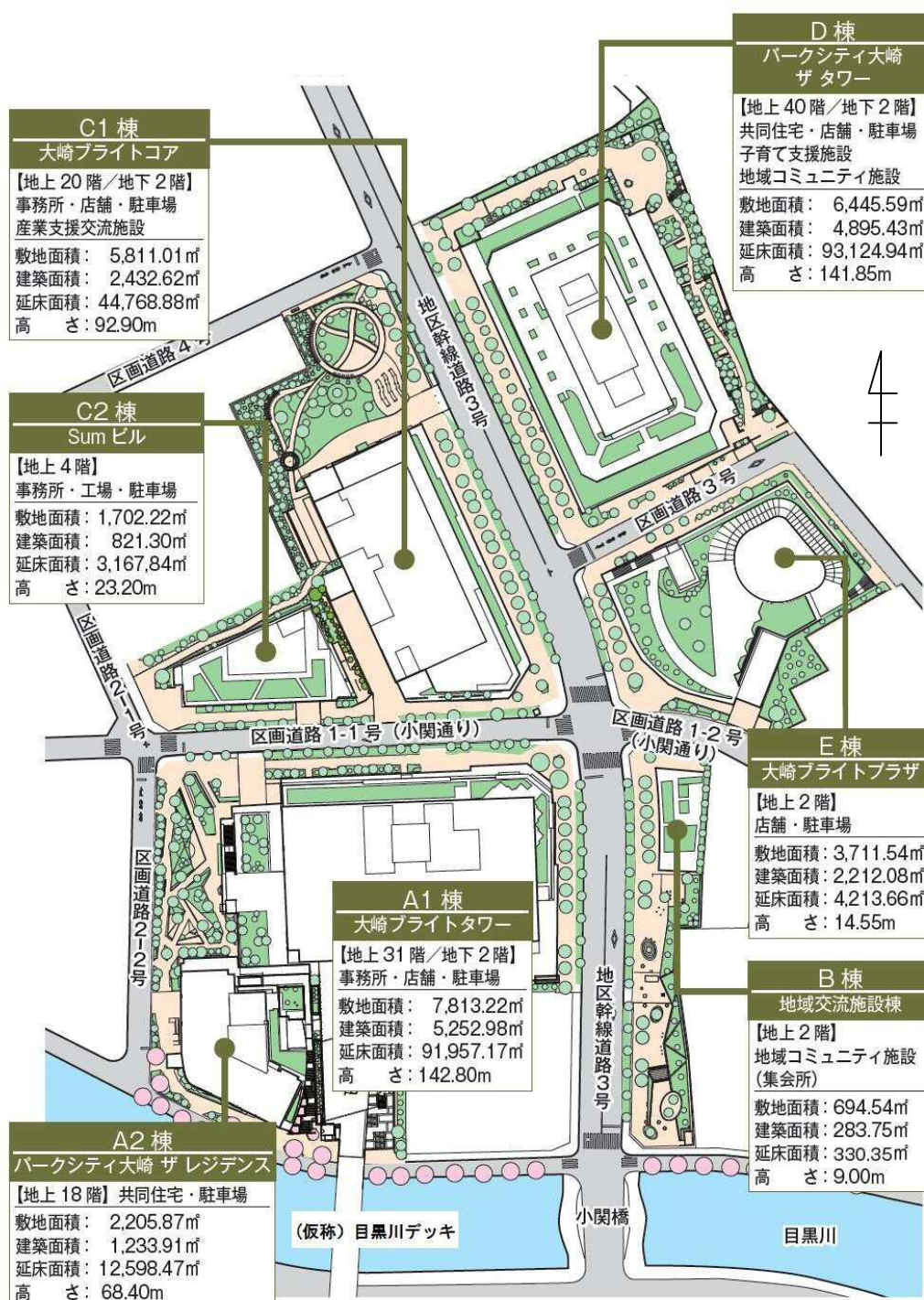
工場移転等による低未利用地の土地利用転換にあわせ、住宅・業務・商業・生産・コミュニティなどの多様な都市機能が共存する複合市街地を形成し、居住者、就業者、来街者が、快適に過ごせる都市アメニティ環境を創出します。

平成19年8月に都市再生特別地区、地区計画、市街地再開発事業が都市計画決定、平成21年3月に市街地再開発組合が設立され事業着手しました。平成23年9月に権利変換計画の認可を受け、平成24年4月に着工し、主な施設建築物は平成27年5月にしゅん工しました。

市街地再開発事業に伴い、0歩道橋や夢さん橋利用者が増大することから、平成27年5月に夢さん橋へのエスカレーター設置を行い、0歩道橋混雑対策として、既設階段部の拡幅および階段新設を行い、平成28年11月より供用を開始しました。

また、(仮称)目黒川デッキ橋梁の新設については、目黒川および道路上空の整備について平成27年5月にしゅん工し、デッキ利用者を地上部へ降ろすための暫定階段設置を平成28年12月にしゅん工し供用開始をしました。引き続き、大崎ニューシティへのデッキ接続について協議を行っていきます。

北品川五丁目第1地区配置図



3 大崎駅西口地区の事業概要

大崎駅西口地区は、駅前の大規模工場街区である明電舎地区およびソニー地区、これに隣接する住商工の混在密集地である中地区および南地区の4つの地区で構成されています。

東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においても昭和60年前後の時期からまちづくりに関する様々な検討が続けられてきました。

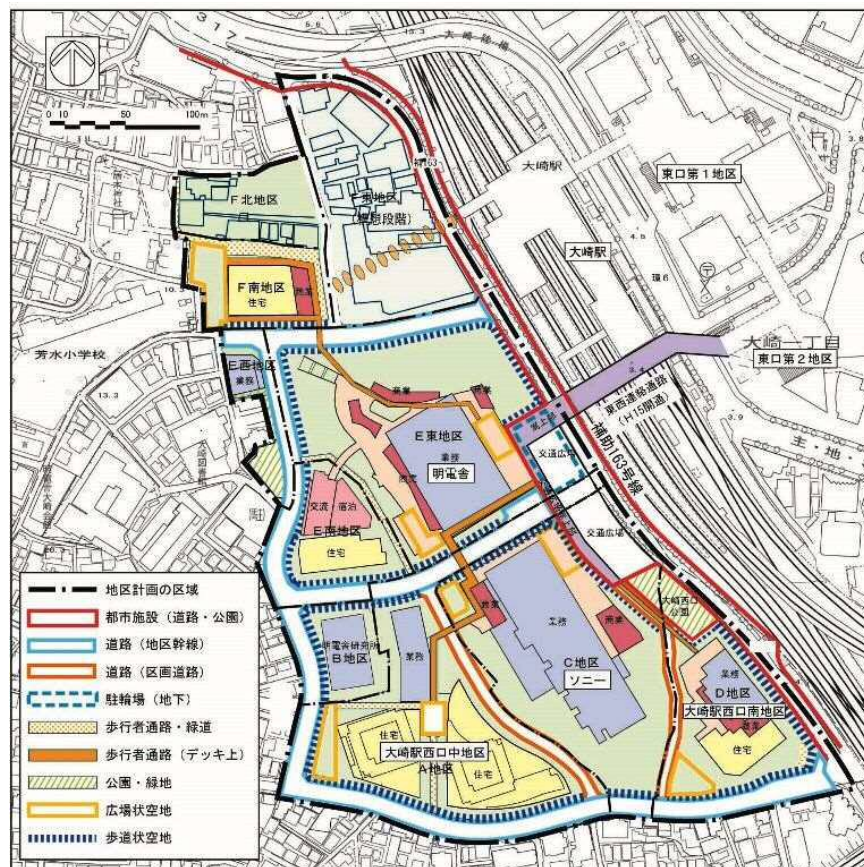
平成11年には、4つの地区の事業者と区とで「大崎駅西口地区まちづくり協議会」を設立、互いに調整しながら計画的な整備を進めることとし、平成14年に西口地区全体の整備方針や公共施設の配置などを地区計画で定め、これに基づき各地区ごとに段階的に整備していくために必要な事業を実施していくこととしました。

明電舎地区のうちE東地区で、都内初の「都市再生特別地区」の指定を受けて事業着手し平成19年10月にThinkParkとしてオープンしたのにつき、中地区の市街地再開発事業が平成21年9月に、ソニー地区が平成23年3月に、南地区の施設建築物が平成26年1月にしゅん工し、平成27年3月末に事業が完了しました。



大崎駅西口地区近況

大崎駅西口地区開発計画図



(1)大崎三丁目地区、大崎西口駅前地区

大崎駅西口地区地区計画区域（平成14年都市計画決定）の北側隣接地で、大崎駅西口（北口）前の区域においてもまちづくりの機運が高まっています。

平成19年8月に大崎三丁目地区市街地再開発準備組合が地元関係権利者により設立されたほか、駅前のマンション等が多く立地する区域においても、平成26年8月に大崎西口駅前地区市街地再開発準備組合が設立されました。平成29年度に、都市計画決定を予定しており、平成33年の竣工を目指しています。この区域は、平成6年に品川区が提案した「大崎駅西口地区のまちづくり」の対象区域に含まれており、地元関係者によるまちづくり活動を支援するとともに、西口地区との連携を図りつつ都市計画に関する検討、調整、協議を進めていきます。

対象区域図



(2)西品川一丁目地区（国際自動車跡地および周辺）

本地区は、大崎駅周辺の都市再生緊急整備地域に隣接し、未整備の都市計画道路補助163号線により大井町方面と連絡する位置にあります。このため「大井町-大崎都市軸整備計画」（平成23年5月）においては、「大崎連携拠点」として大規模低未利用地の土地利用転換により大崎駅周辺地域に立地する都市機能を補完しつつ地域に不足している大規模な緑の空間などを創出する地区とされています。

また、防災上危険な崖や細街路のみに接する宅地があるほか、地区周辺には密集住宅市街地が連なっていることから、防災拠点性の高い空間をもつ大崎連携拠点にふさわしい複合市街地の形成を目指し、補助163号線（鉄道高架下を含めて整備）をはじめとする都市基盤施設の整備に合わせて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることとしています。

国際自動車跡地とその周辺を含む約3.9haの区域を対象に平成21年12月に設立された準備組合を中心に市街地再開発事業による一体的な整備を目指して関係権利者の合意形成や関係機関との調整が進められ、平成24年12月に都市計画決定され、平成25年7月31日に再開発組合の設立認可がされました。その後、平成27年1月には

権利変換認可を受け、平成27年7月には建築工事に着手し、A街区は平成30年1月、B街区は平成30年8月のしゅん工を目指しています。補助163号線鉄道高架下工事については、平成29年10月に着工、平成34年度の供用開始を目指しています。

平成29年度予算額 12,820,718千円

西品川一丁目地区再開発区域（約3.9ha）

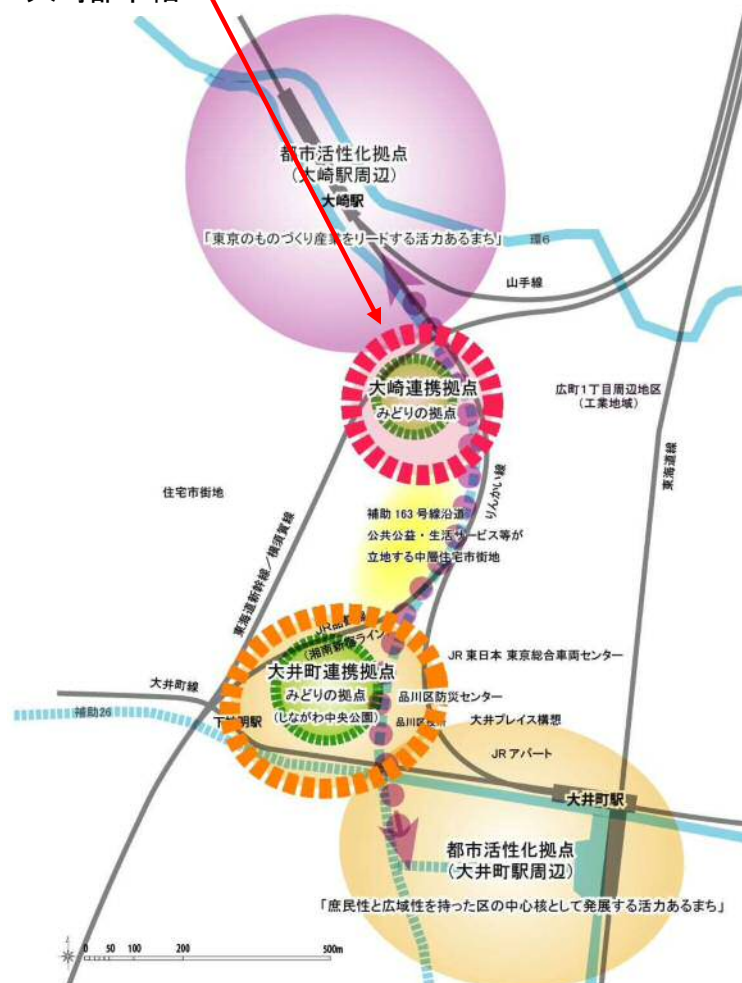
完成イメージ図



A街区（事務所・店舗等）

B街区（住宅・事業所等）

大井町一大崎都市軸



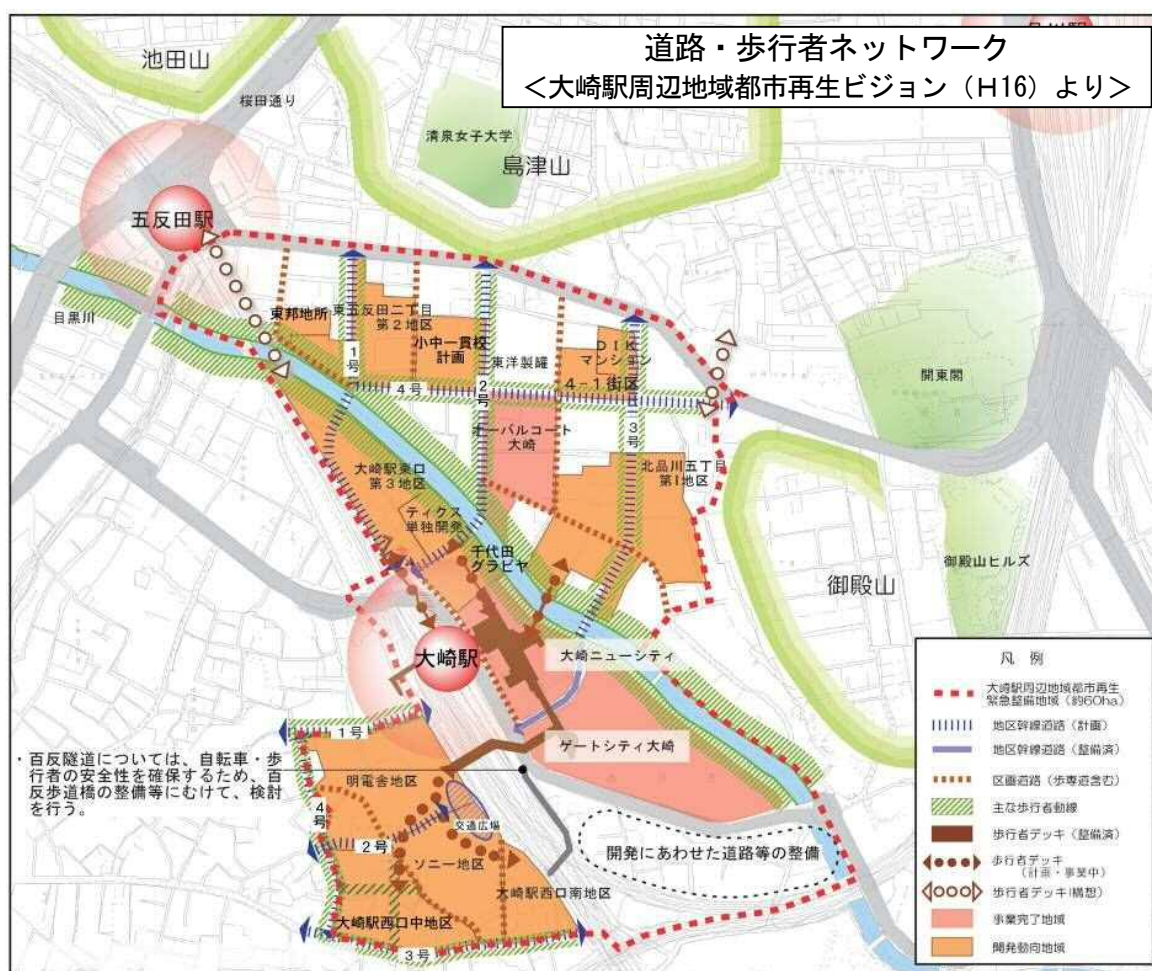
（大井町一大崎都市軸整備計画より）

4 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備

大崎駅周辺は、道路等の都市基盤施設が脆弱であり、再開発等に合わせた都市基盤施設の強化が重要な課題となっています。中でも、りんかい線開通などにより飛躍的に向上した広域交通アクセスを生かし、ターミナル機能の強化を図るための交通結節施設や、鉄道、道路、河川で分断されている大崎駅東西の連携を図るための道路・デッキ等による歩行者ネットワークの形成が求められています。

これまで再開発等に伴い道路や公園などの整備を進めてきたほか、大崎駅東口第1地区のO（オー）歩道橋、第2地区と西口地区とを結ぶ大崎駅東西自由通路（夢さん橋）、西口交通広場整備、地下駐輪場の設置、百反歩道橋の架替え、第3地区への歩行者デッキ延伸、目黒川橋梁のうち御成橋、山本橋、小関橋を整備してきました。

引き続き、都市基盤施設整備を進めていきます。



（１）東五反田地区関連

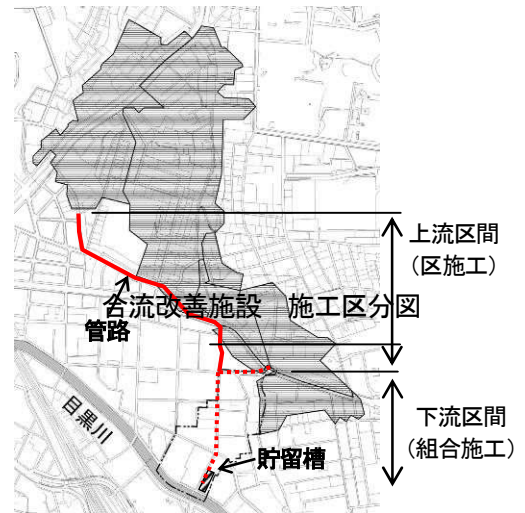
① 小関橋

歩行者の通行に供していた小関歩道橋を、車両通行が出来る橋梁とするため、平成17年度に工事着手、平成22年3月にしゅん工しました。小関橋北側の北品川五丁目第1地区再開発事業の暫定道路拡幅整備工事に伴い、工事車両および歩行者のみの通行としていましたが、平成24年5月下旬から一般車両の通行が可能になりました。

② 下水道合流改善施設整備

北品川五丁目第1地区の再開発事業に関連して、平成16年9月に東京都下水道局で策定した「新・合流改善クイックプラン」に基づき目黒川の水質改善に即効性のある合流改善施設を整備しました。

上流区間を区で、下流区間を北品川五丁目第1地区市街地再開発組合で整備を行い平成27年4月に竣工しました。



(2) 大崎駅西口関連

① 大崎西口公園（都市計画公園）の整備

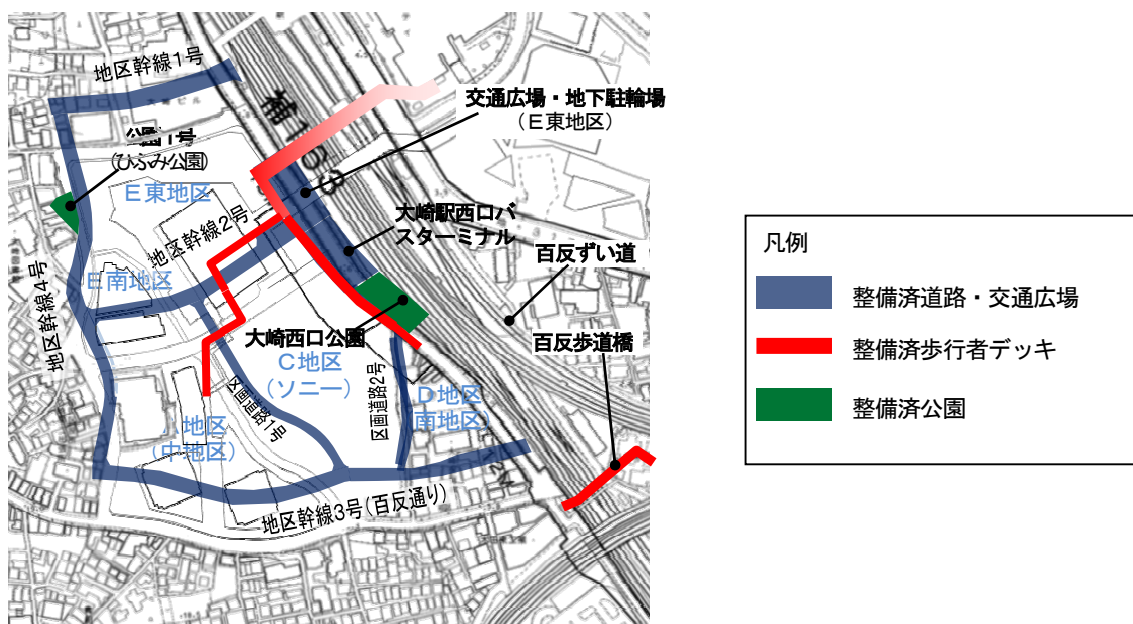
南地区の再開発事業に伴いこれまでの位置から大崎駅寄りに移設、拡充し、市街地再開発組合が整備主体として工事を実施し、平成26年10月にオープンしました。

② 西口歩行者デッキの整備

C地区（ソニー）まで完成済みの歩行者デッキを南地区まで延伸し、平成24年7月に供用を開始しました。

③ 大崎駅西口バスターミナルの整備

交通広場内にバスターミナルを整備し、既存路線バス（渋谷41系統）や高速路線バスを受入れ、平成27年12月に運営を開始しました。また、平成28年10月には成田空港便、平成28年12月には羽田空港便が運行を開始し、今後さらなる路線拡充について検討を行っていきます。



大崎駅西口地区都市基盤整備状況図

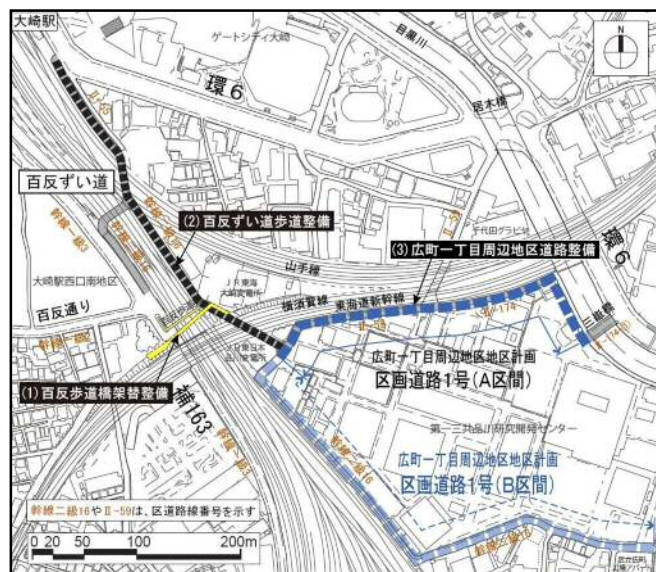
(3) 百反ずい道関連

大崎駅付近に位置する百反ずい道は、鉄道で分断された駅東西地域をつなぐ重要な道路ですが、幅員が狭く歩行者と通行車両とが錯綜する状況にあり、交通安全上の問題がありました。

ずい道付近においては、百反歩道橋の架替整備を行い、大崎駅西口地区や広町一丁目地区などの周辺市街地において地区計画に基づくまちづくりを進めています。

① 百反歩道橋架替整備

老朽化、バリアフリー未対応の旧歩道橋の架替整備を平成24年より着手し、平成27年3月にしゅん工しました。



百反ずい道付近道路整備計画図



百反歩道橋



百反歩道橋通路

② 百反ずい道歩道整備

歩道整備前の百反ずい道は歩行通行禁止の箇所があるにもかかわらず、多くの歩行者が通行しているとともに、百反歩道橋からの歩行者・自転車等の安全な通行を確保するため、車両相互通行区間の一部を一方通行化し、新たに歩道を設置しました。



百反ずい道

③ 広町一丁目周辺地区道路整備

- ・ 広町一丁目周辺地区計画（平成23年12月都市計画決定）に基づき地区内建築物の建替え等にあわせ地区周辺道路（区画道路1号）の整備を行っていきます。
- ・ A区間については、百反ずい道歩道整備による車両一方通行化に伴う代替ルートとして確保する必要があるため、平成26年4月より工事着手を行い、一部暫定開放をしながら平成28年3月末にしゅん工しました。
- ・ B区間については、平成32年度の道路拡幅等のしゅん工に向け、関係者による調整を進めています。

5 大崎駅周辺地域におけるエリアマネージメントの展開

これまでのまちづくりの過程において、大崎駅周辺には4つのまちづくり組織（大崎周辺まちづくり協議会、東五反田地区街づくり推進協議会、大崎駅西口地区まちづくり協議会、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり連絡会）が設立され、開発整備に向けた協議調整や地域イベントの開催等のまちづくり活動が継続的に行われてきました。

開発段階から管理運営段階へと大きく移行しつつある中、これまでのまちづくり活動、成果、資源を継承し、大崎がひとつになってまち全体の管理運営（エリアマネージメント）を強力に推進していくため、これら組織を再編統合した「大崎駅周辺まち運営協議会」が平成26年7月に発足しました。

まち運営協議会の事務局は、「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン」（平成16年）に基づき、平成19年に大崎駅西口地区関係者により設立された「一般社団法人 大崎エリアマネージメント」と平成22年に東五反田地区関係者により設立された「一般社団法人大崎・五反田タウンマネージメント」が協力して担っています。

区では、まち運営協議会が「まち運営プラン」に基づき展開していくエリアマネージメント活動を引き続き支援していきます。

平成29年度予算額 7,000千円



大崎ウェルカム・ビジョンを活用した情報発信事業



目黒川冬の桜イルミネーションイベント

6 広町一丁目周辺地区

広町一丁目周辺地区は工業地としての環境を維持・保全しつつ、研究開発施設の集積を進めるとともにオープンスペースや緑地の確保に努め、周辺環境にも配慮した都市型工業市街地の形成を図るため、地区計画（平成23年12月都市計画決定告示・平成26年10月変更）に基づく整備を促進します。

A地区については、研究所等の建替えにあわせて周辺道路や広場・緑道の整備について関係者との調整を進め整備の促進を図ります。B・C地区については、用途の混在による環境の悪化を防止することにより工業地としての維持・保全を図ります。特にC地区においては、工業用途以外の制限強化を図り、工場等の操業環境悪化を防止します。



広町一丁目周辺地区 地区区分図

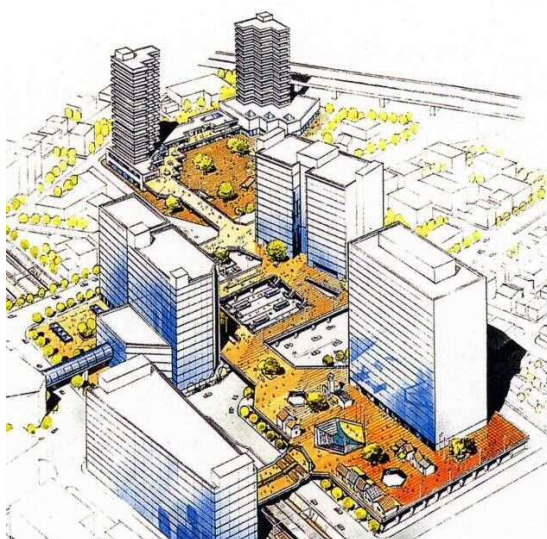
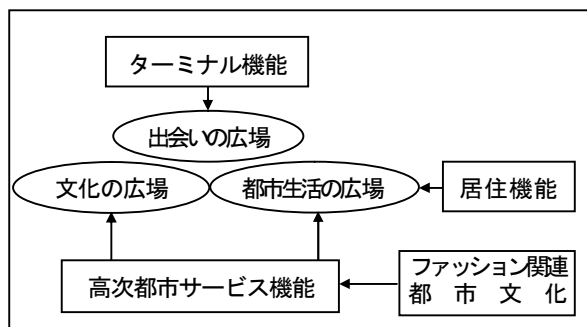
三. 目黒駅・五反田駅周辺地区の整備 （都市開発担当）

1 目黒駅周辺地区概要

区は昭和63年に国立予防衛生試験所等の跡地活用や地下鉄等の乗入れ計画の具体化などの状況を踏まえ、目黒駅周辺地区について、ターミナル機能、居住機能および高次都市サービスの強化を図り、地区内の3つの広場計画（トライスクエア）を中心としたまちづくりを進めるため「目黒駅周辺地区整備構想」（トライスクエア構想）を公表しました。

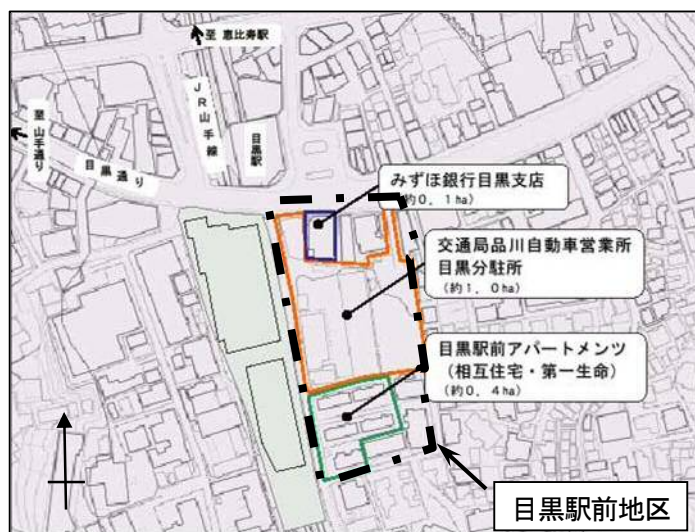
一方、都においては、都バス営業所（交通局品川自動車営業所目黒分駐所）を含む目黒駅前の区域（上大崎三丁目）について、平成15年10月、都有地を活用しながら民間プロジェクトを推進する「先行まちづくりプロジェクト」の実施地区に指定しました。都バス営業所の敷地を有効に活用して、隣接地と共同したプロジェクトを実施し、良質な住宅供給による都心居住の推進と生活支援機能充実、駅前にふさわしい良好なインフラの整備などを目指すものです。

トライスクエア構想イメージ図と関係図



目黒駅周辺地区整備構想図

先行まちづくりプロジェクト



2 目黒駅前地区

平成18年10月、「先行まちづくりプロジェクト」実施地区を中心とした約2.3haの区域について市街地再開発事業による整備を目指し、平成22年12月に市街地再開発事業等が都市計画決定、平成24年7月に設立された市街地再開発組合により、市街地再開発事業が進められ、平成25年9月には権利変換計画の認可を受けております。

その後、平成26年8月には建築工事に着手し、しゅん工は平成29年11月を予定しています。なお、オフィス棟内には、公共施設として、子育て支援施設・行政サービスコーナー・在宅介護支援センター・防災備蓄倉庫を整備します。

平成29年度予算額 2,227,100千円



完成イメージ図



配置図

3 五反田駅周辺地区

五反田駅周辺は、昭和40年代初めの戦災復興土地区画整理事業の完了を機に都市機能の集積が進み、道路・鉄道などの交通利便性も活かして業務・商業施設を中心に発展してきました。しかし、以来40年を経て、更新時期を迎えている建物も多く見受けられます。中でも西五反田七丁目に立地し、大きな集客力をもつ大規模複合施設TOCの建替えなどは、五反田駅周辺の都市環境や産業構造に大きな変化を及ぼすことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、五反田駅からTOCに至る「五反田駅周辺にぎわいゾーン」（約30ha）について、地元町会、商店会等の関係者により平成16年に設立された「五反田地域街づくり協議会」と連携して、まちの将来像やまちづくりの方向性、具体的な整備手法の検討などを行い、平成22年度に「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」をとりまとめました。

また、「品川区まちづくりマスタープラン」においても、このまちづくりビジョンに基づいた五反田らしい魅力とにぎわいのあるまちづくりを促進することとしています。

五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョンにおいて、にぎわい拠点として定められている、ゆうばうと建替えについては、平成28年12月より解体工事を着手し、完了は平成30年4月を予定しています。また、施設建築物内には地域の文化を中心とした機能を担う、にぎわい施設等の導入について日本郵政㈱と検討をしています。

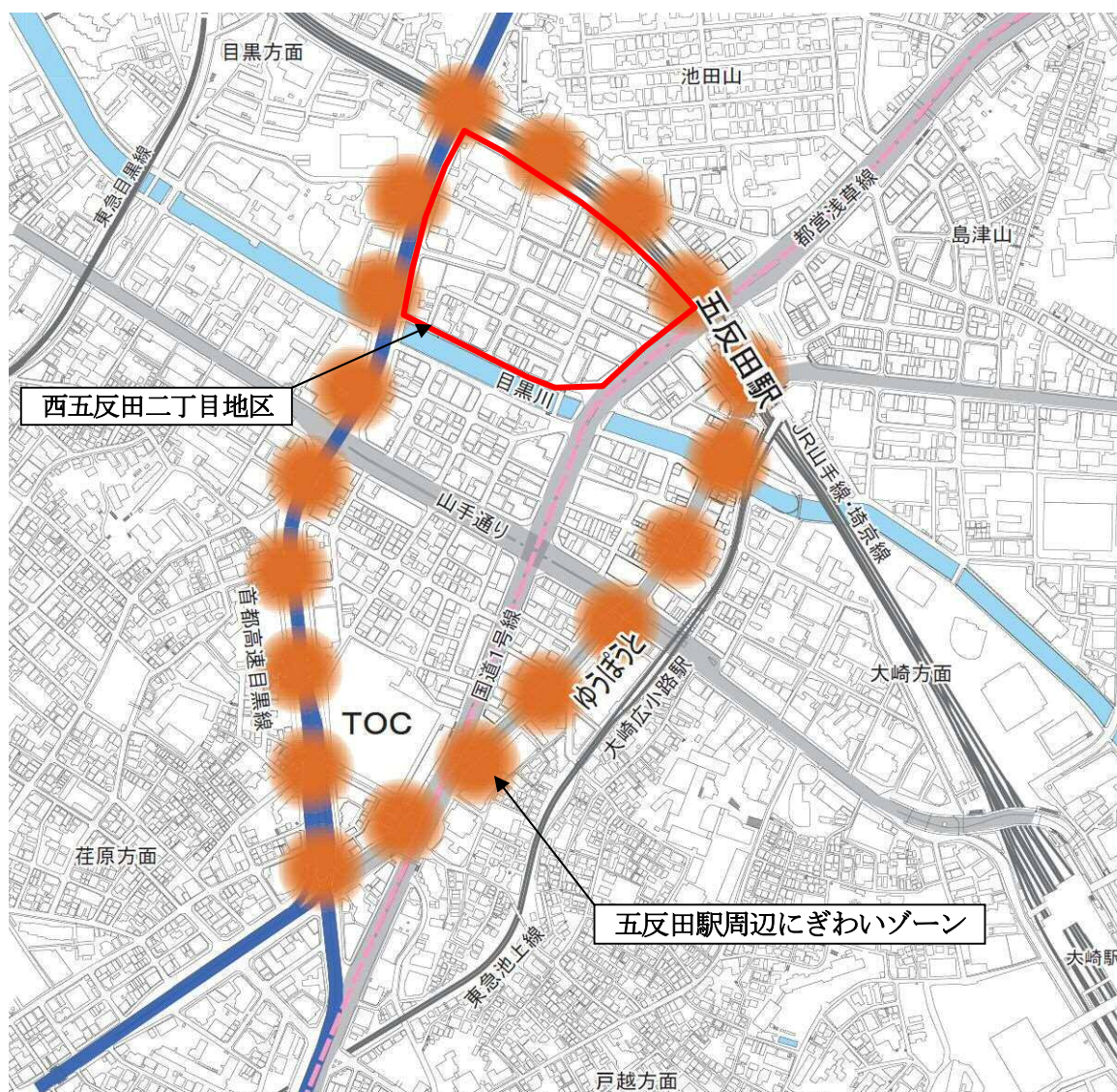
平成23年度からは、地区内の老朽業務ビルの効率的な更新の促進に向け、まちづくりの機運に合わせ小規模街区や幅員の狭い区画道路の再配置等、土地の有効な高度利用や道路ネットワークの整理による大街区化についての検討を進め、平成26年6月に「西五反田二丁目のまちづくりに向けて ～大街区化促進に向けてのプラン～」をとりまとめました。

平成27年度は、西五反田二丁目20番・21番先区道の区域変更を行い、民間事業者が開発許可を受け大街区化に事業着手し、しゅん工は平成30年12月の予定です。本事業に伴い、民間敷地地下に約100台分の駐車場の整備を行うことにより、目黒川沿いの路上駐車場（コインパーキング）の撤去を行い、緑豊かな水辺空間を楽しめる緑道の整備を行っていきます。

また、五反田の象徴として目黒川沿いの桜並木を地域全体に広げるための、桜植樹について、平成27年度、谷山橋～大崎橋間、平成28年度、市場橋～谷山橋間の植樹が完了し、平成29年度は、荏原調節池上部にプランターを利用した植樹を行う予定です。

平成29年度予算額 7,800千円

五反田駅周辺にぎわいゾーン

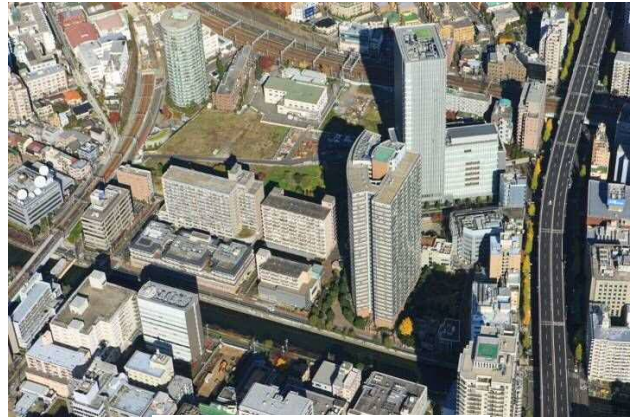


4 西五反田三丁目地区（荏原市場跡地および周辺）

J R 目黒駅と五反田駅の中間に位置する西五反田三丁目地区（9.4ha）では、荏原市場跡地等を活用して、住宅中心の複合市街地の整備を図ることを目標として、平成8年5月に地区計画を定めています。

荏原市場跡地では、目黒川の治水対策を目的とした荏原調節池20万 m^3 の整備が東京都により行われたのをはじめ、跡地の一部を、平成10年度に品川区が東京都から取得し、400戸の超高層棟区民住宅を建設（平成15年度しゅん工）しました。同時に、調節池の上部には98戸の区民住宅および高齢者施設などの複合施設を整備しました。

また、平成27年5月より東日本旅客鉄道(株)による J R 目黒変電所の改築工事に併せ、前面道路の拡幅工事を行い、平成27年9月にしゅん工しました。今後も地区計画に基づく民間開発事業の促進や道路・公園等、都市基盤施設の整備を行っていきます。



西五反田三丁目地区近況

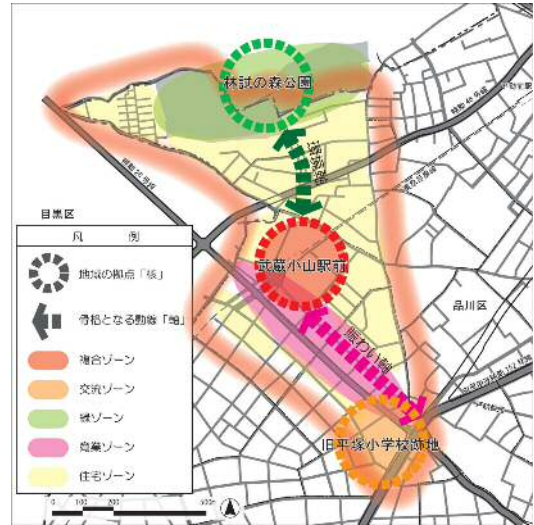
四. 武蔵小山駅周辺地区の整備

(都市開発担当)

1 地区概要

武蔵小山駅周辺は、区の西の玄関口、荏原地区の中心核として発展が期待され、まちづくりマスタープランでは地区活性化拠点と位置づけ、都市機能の強化、更新、集積ならびに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある複合市街地の形成をめざすとしています。

区では、平成23年度に武蔵小山駅周辺地域の目指すべき将来像を明らかにするため「武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョン」を策定、さらに平成24年度にはビジョンの実現に向けて「街並み誘導指針」を策定しました。武蔵小山駅周辺地区は、これまでのまちづくり事業推進の経緯などから大きく次の4つの地区に区分されます。



【目指すべき地域の構造】

(まちづくりビジョンより)

●武蔵小山駅東地区

東急目黒線の地下化や駅前広場の整備が進められていた平成16年、老朽密集した市街地の改善に向けた地域関係者による共同建替えの動向等を踏まえ、武蔵小山駅東地区（約3.0ha）が、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区に指定されました。翌17年6月には、地区計画が都市計画決定され、このうちD地区は都心共同住宅供給事業を活用した共同化事業（小山3-6-B地区平成20年しゅん工）が行われ、A地区（武蔵小山駅前通り地区）では平成28年4月に設立認可された再開発組合によって、再開発事業が着手されました。また、地下化された駅の上部利用（駅ビル等）に向けての検討（平成23年しゅん工）も進められました。

一方、隣接のB地区（武蔵小山パルム駅前地区）は、平成24年9月に街並み再生地区に編入するとともに再生方針を変更し、地区計画を変更しました。同地区は、平成26年5月の再開発組合設立認可を受けて、再開発事業が着手されました。

●パルム商店街周辺地区

完成当時東洋一と言われたアーケードを抱えるパルム商店街は、店舗・建物の老朽化が進んでいることから、今後更新が必要になってきます。

商店街においてまちづくりの検討が行われていますが、街区ごとではなく周辺地区も踏まえた一体的なまちづくりを進めていく必要がある地区です。

●小山台一丁目地区

広域避難所となる都立林試の森公園を抱える地区で、防災街区整備地区の地区計画により都市防災不燃化促進事業を進めている地区です。

●都道補助26号線沿道地区

東京都の施行による都市計画道路の拡幅整備が行われる補助26号線沿道は、地権者による個別の建替え等が進んでいる地区で、今後も同様のまちづくりを進めていきます。

区では、これら再開発事業等の推進とともに、道路や広場などの都市基盤施設の整備もあわせて進めています。

2 事業概要

(1) 再開発事業

区では、武蔵小山駅周辺におけるまちづくり活動を支援するとともに、各地区が互いに連携・協調してまちづくりを進めるため武蔵小山駅周辺地区開発連絡会を平成24年度に設置しています。

今年度も連絡会の運営だけでなく、地区間のコーディネートを行い、円滑に事業が推進し、より良いまちづくりが行われるよう開発整備を誘導していきます。



武蔵小山駅周辺地区区域図

平成29年度予算額 3,000千円

① 武蔵小山駅前通り地区

平成17年6月に都市計画決定された武蔵小山駅東地区の一部約0.7haの区域を対象に同年7月に武蔵小山駅前通り地区再開発準備組合が設立されました。

当地区は、駅直近の商店街を中心にマンションも含んだ住商の混在密集市街地で、準備組合を中心に関係権利者の合意形成や開発計画の検討などが進められ、平成26年1月に地区計画を変更するとともに再開発事業の都市計画を決定しました。平成28年4月に設立された市街地再開発組合により事業着手され、平成29年度は権利変換計画の認可、解体工事着手に向けて事業を進めています。しゅん工は、平成33年6月を予定しています。



完成イメージ図

平成29年度予算額 765,650千円

平成29年度予算額(28年度繰越) 1,079,220千円

② 武蔵小山パルム駅前地区

武蔵小山駅東地区に隣接する駅前の飲食店を中心とした約0.9haの区域を対象に平成19年8月に武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発準備組合が設立されました。

平成24年9月には、武蔵小山駅東地区の街並み再生地区に編入し、これによって武蔵小山駅東地区は、4.0haに拡大、次いで平成25年3月に同地区の地区計画を変更するとともに再開発事業の都市計画を決定しました。

平成26年5月に設立された市街地再開発組合により事業着手され、平成27年12月に権利変換計画の認可を受けて、平成28年3月に着工、しゅん工は平成31年12月を予定しています。



完成イメージ図

平成29年度予算額 1,015,890千円

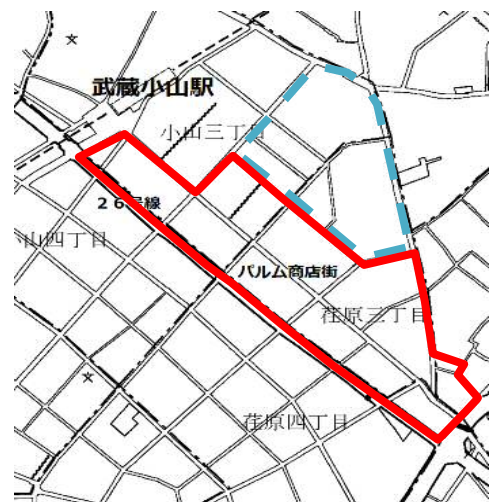
③ 小山三丁目第1地区

武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心にこれまでまちづくりに関する検討が進められてきましたが、機運が高まってきた第1街区の権利者を中心に商店街の外側のマンションを含んだ約1.3haの区域を対象とする小山三丁目第1地区市街地再開発準備組合が平成24年5月に設立されました。

準備組合では、市街地再開発事業によるまちづくりの検討や都市計画に向けての関係機関と調整などが続けられています。

(2) まちづくり整備手法の検討

東急目黒線から平塚橋交差点付近にかけては、一部にマンションや戸建て建替が進められてきましたが、パルム商店街周辺やその後背地では未だ木造住宅密集地であり、行き止まりや狭隘道路が多いため避難消火活動の支障となっています。当該区域は、武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョンにおいて「武蔵小山にぎわい軸」として位置付けており、一体的なまちづくりを進めていくための検討を行っていきます。



検討範囲としては、地区概要で述べたパルム商店街周辺地区に26号線沿道地区の北側を合わせた地区を範囲(上図実線部必要に応じ点線部含)とし、住民の意向把握や当該区域での整備可能な手法等の検討を踏まえて、平成29年度中の街並み再生方針素案(俗称しゃれ街条例に基づく)策定を目指します。

平成29年度予算額 14,000千円

五. その他の拠点地区の整備 (都市開発担当)

1 品川駅東口地区

隣接の港区にまたがる品川駅東口地区は、旧国鉄東海道新幹線車両基地を中心に、その周辺を含めた約16.2haの地域です。

都心に近い立地を活かし国際化・情報化に対応した業務機能を中心に居住機能も併せもつアメニティ豊かな市街地環境を形成するため、平成4年に地区計画が定められました。

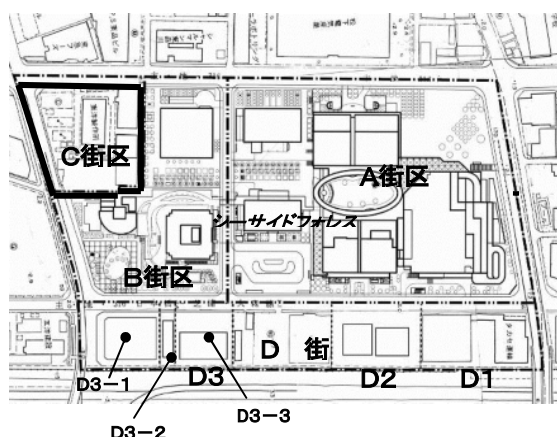
すでに民間開発事業や東海道新幹線の駅開設にあわせた土地区画整理事業による駅前広場や道路、公園等の都市基盤施設の整備が完了しています。



品川駅東口地区近況

2 東品川四丁目地区（品川シーサイド）

東品川四丁目地区（13.9ha）では、りんかい線品川シーサイド駅（平成14年12月開業）の新駅設置に伴い都市基盤施設の整備や住宅、商業、業務のバランスのとれた複合市街地の形成など、臨海部と内陸部を結ぶ地域生活拠点にふさわしいまちづくりが進められてきました。平成10年3月に地区全体をA～Dの4つの街区に分けた地区計画を定め、その第一段階として、日本たばこ工場跡地を中心としたA・B街区（9.6ha）において、新駅開業に合わせた再開発事業が進められ、平成16年に完了しました。また、運河側のD街区においては土地利用の転換にあわせて随時地区計画の変更を行い、市街地整備を進めています。これまでにD2ブロックやD3ブロックの一部が整備完了し、ホテルや事務所、共同住宅などが建設されています。なお、最後まで市街地整備の検討がされていなかったC街区についても、所有者が変わったことに伴い、個人施行の開発計画の検討が進められ、平成27年6月に地区計画の変更の告示が行われました。平成28年6月に建設工事に着手し、しゅん工は平成30年1月を予定しています。



配置図



東品川四丁目地区開発イメージ図



C街区完成イメージ図

3 西大井駅周辺地区

J R (当時は国鉄) 横須賀線に再開発事業を活用した新駅建設を実現するため、昭和56年に西大井一丁目地区市街地再開発基本構想が策定されました。これに基づき、西大井一丁目地区第一種市街地再開発事業により新駅（西大井駅）建設とあわせて共同住宅や店舗、文化施設（メイプルセンター）などの建築物ならびに駅前広場などの公共施設の整備が昭和61年に完了しています。



西大井駅周辺近況

その後、住宅と工場、商店が共存した特色ある生活拠点の形成を目指し、平成6年に地区計画を定めるとともに西大井駅前南地区の市街地再開発事業を促進し、超高層の共同住宅と作業所、ファブレスオフィス、保育園などの施設整備が平成15年に完了しています。

六. 鉄道連続立体化と周辺のまちづくり

(立体化担当)

1 京浜急行線と品川駅南地域周辺地区

(1) 京浜急行線（北品川駅付近）

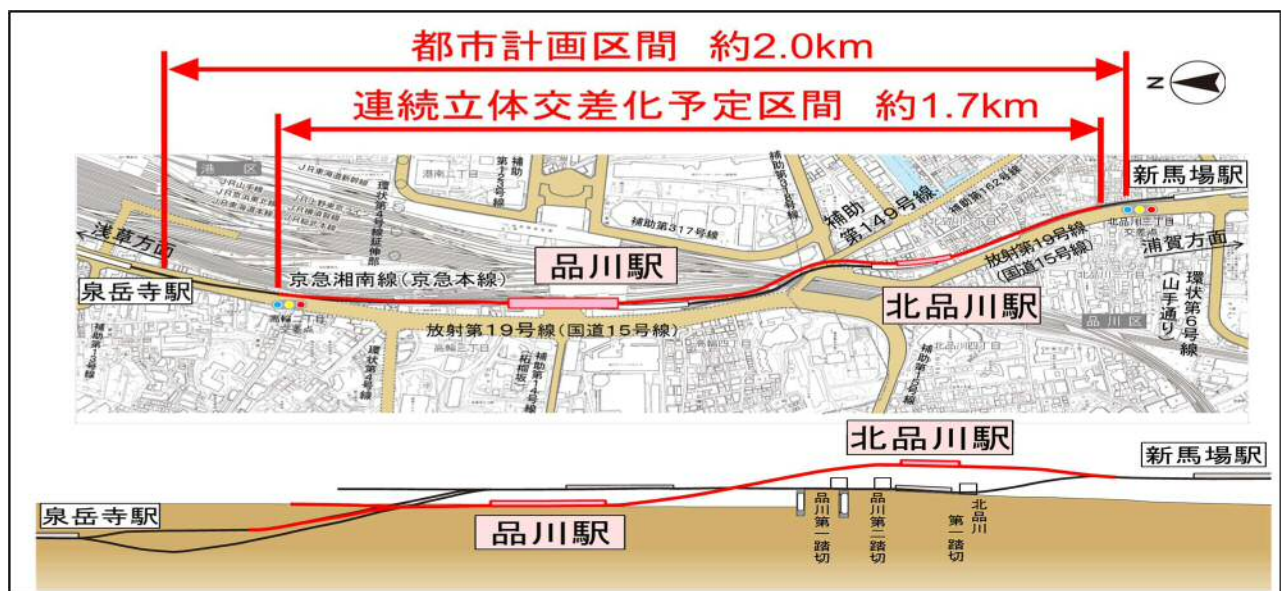
平成29年1月、東京都、港区、品川区、京浜急行電鉄株式会社の4者は、京急本線連続立体交差化計画等の都市計画素案説明会を行いました。（事業主体：東京都）

区では、これと併せ、北品川駅前広場等整備計画の提案を行いました。

平成29年度は、さらに具体の検討を進め、両計画の都市計画案説明会を予定しています。

駅前広場等整備計画案策定にあたっては、連続立体交差化計画および平成26年6月に策定した「品川駅南地域まちづくりビジョン」との整合を図るとともに、同地域で検討されている市街地再開発計画など、地域のまちづくりとの十分な調整を図りながら進めます。

京急本線連続立体交差化計画



北品川駅前広場の整備



平成29年度予算額 9,900千円

(2) 品川駅南地域周辺地区

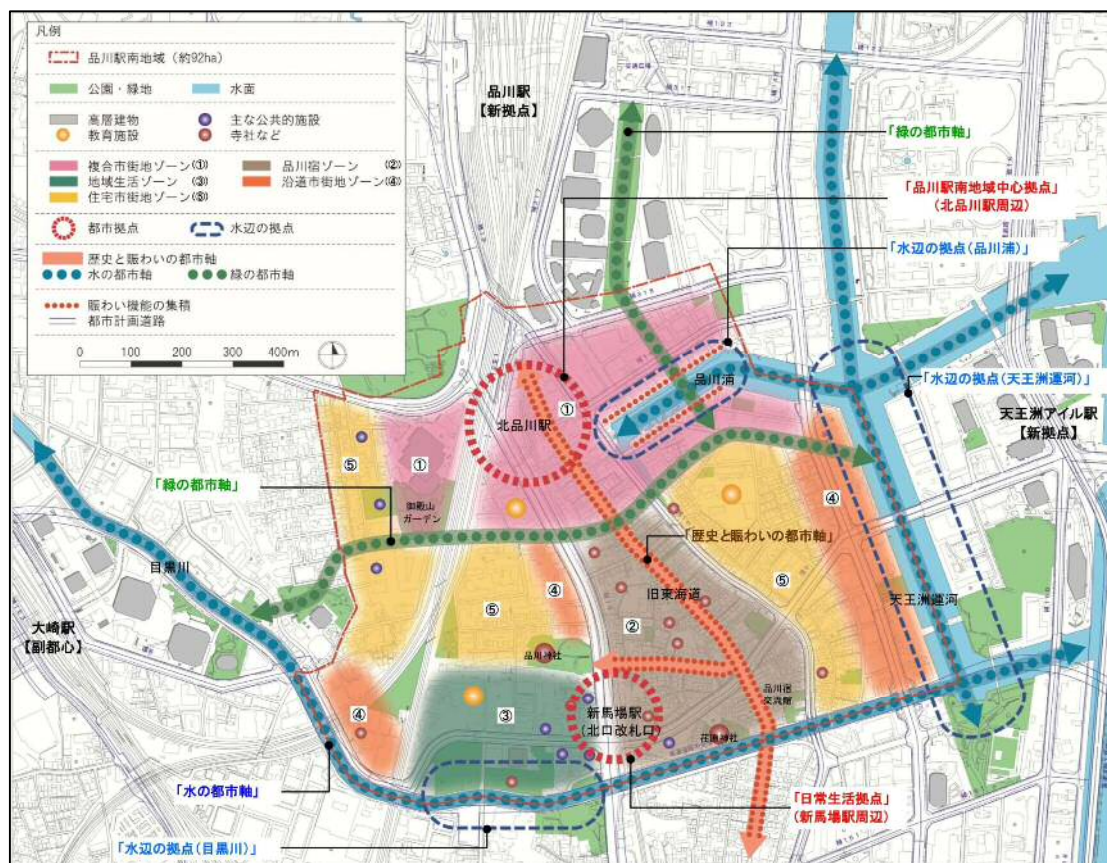
品川駅南地域周辺は、品川駅東口地区から続く、東は天王洲運河、南は目黒川、西は御殿山ガーデンに囲まれた約92haの地域で、当該地域の北端の一部区域（京急北品川駅、品川浦等）は「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」（平成26年東京都）の対象地区に含まれています。

近年では、羽田空港の国際化・24時間化やリニア中央新幹線の始発駅整備の計画などを受け、平成24年1月に「品川駅・田町駅周辺地域」（約184ha）が特定都市再生緊急整備地域に指定されるなど、当地域を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。

地域では、平成22年10月に「品川駅南地区の未来を創る推進協議会」が設立され、「品川駅南地域まちづくり構想」の作成やまちの将来像の実現化に向けた活動が進められ、平成29年度には、平成26年6月策定の「品川駅南地域まちづくりビジョン」の重点検討地区である品川浦周辺地区再開発協議会の設立が予定されています。

区では、地域のまちづくり組織との連携を図りながら、市街地再開発を支援するとともに、基盤施設等について関係機関との調整を行い、まちづくりを進めてまいります。

品川駅南地域まちづくりビジョン・市街地将来像



平成29年度予算額 15,000千円

(1) 東急大井町線（戸越公園駅付近）

区では、鉄道立体化の早期事業化を図るため、これに合わせて整備すべき駅前広場や環境側道等の整備方針検討にあたり、平成２９年度はまちづくり検討委員会を設け、助言を戴きながら検討を進めます。

(2) 戸越公園駅周辺地区

また、協議が進められている戸越五丁目１９番地区市街地再開発事業等のまちづくり支援を行い、まちの活性化を促進します。

商店街沿道の建築物の部分的除却

災害時の円滑な避難への支障が懸念される6箇所の踏切

戸越公園駅

戸越五丁目19番地区

南北につながる商店街の連続性の遮断

商店街の営業継続

凡例

- 幅員 4m 未満の道路
- 踏切
- 木造建築物
- 公共施設
- 公園、広場等

関-27

七. その他の拠点地区の整備 (立体化担当)

1 東品川二丁目地区（天王洲アイル）

天王洲地区では、昭和63年3月に東品川二丁目地区地区計画を定め、その後、平成3年2月の都市計画変更により南側に地区を拡大しました。

これまでに地区計画に沿って多くの民間開発事業が完了しているほか、モノレール天王洲アイル駅やりんかい線天王洲アイル駅も開業し、交通利便性も一段と向上しました。

平成17年3月にしゅん工した「サンウッド品川天王洲タワー」では、区と民間事業者が連携して、新規事業者が新たな分野やマーケットへの進出をする際の活動支援を目的とした「天王洲創業支援センター」の整備を行いました。



その後、平成18年2月には、初めて水域占用の規制緩和による観光振興施設が開設され、運河ルネッサンスガイドラインに基づく計画による水域利用と周辺まちづくりが進められています。平成27年度は、水辺の賑わい空間が拡大されました。

また、平成25年に天王洲総合開発協議会が「天王洲リテールマネジメント株式会社」を設立し、『エリアマネジメント』『天王洲エリアの集客力の強化』『天王洲エリア就業者・居住者への利便提供』『周辺自治会・企業・学校法人等との協力』を運営方針として街の活性化に向けた活動を行っています。また、平成29年度は、持続的な活動体制構築のため、新たな法人の組織化が予定されています。

区では地元協議会と協働して、人が集まり暮らす街となるよう、まちづくりの活性化に向けた持続的な取り組みについて引続き検討していきます。

八. 鉄道新線に関すること (立体化担当)

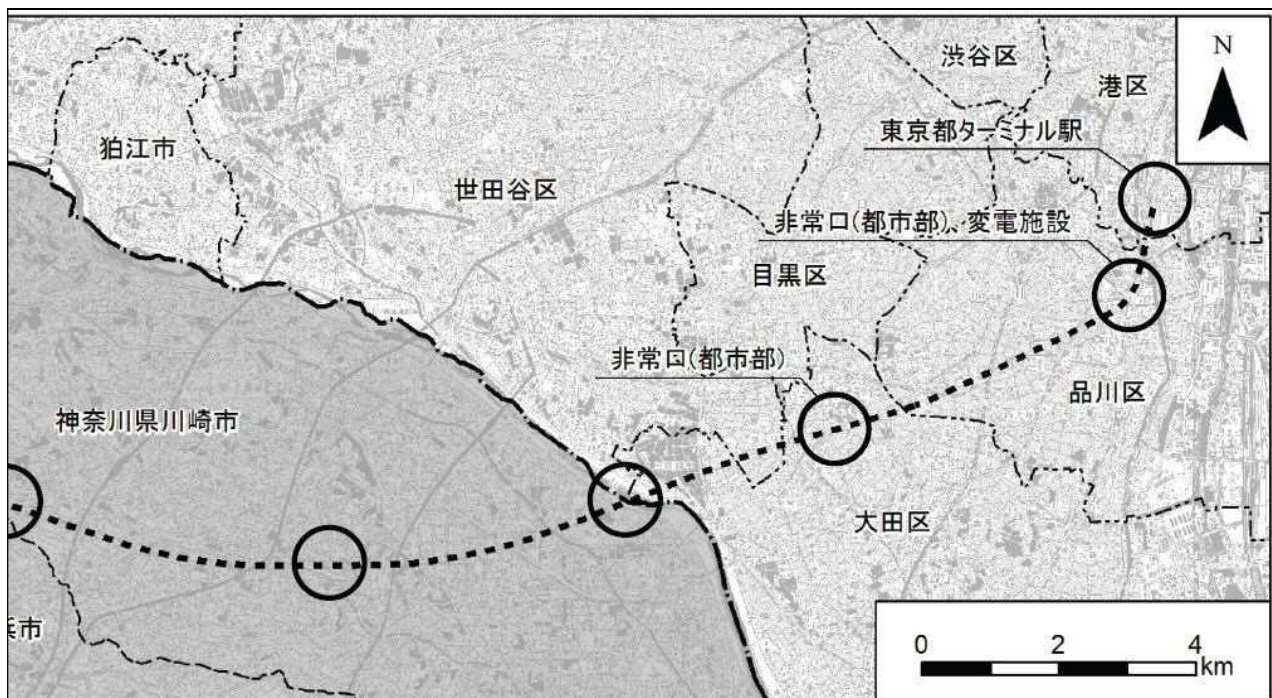
1 リニア中央新幹線の整備

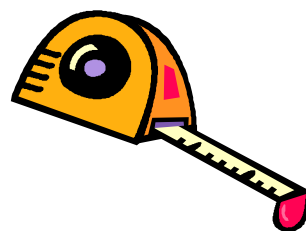
リニア中央新幹線は、昭和48年に基本計画が決定し、地形・地質調査等が実施されました。平成23年5月には営業主体・建設主体として東海旅客鉄道株式会社が指名され、整備計画が決定しました。

その後、平成23年から平成26年にかけて環境影響評価が実施され、平成26年10月17日に「品川駅～名古屋駅間」の事業が認可されました。平成27年9月に品川駅新設（北工区）工事、平成27年10月に品川駅新設（南工区）工事が着手されました。品川区においては、平成28年4月より、北品川非常口及び変電施設（地下部）新設工事が着手されました。（工期：H28.4～H33.6）

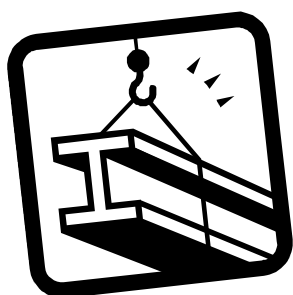
- ・整備時期：平成39年に名古屋まで、平成57年に大阪まで開通予定
- ・移動時間：東京～名古屋 最速40分（想定）、東京～大阪 最速67分（想定）
- ・停車駅：品川、相模原、甲府、飯田、中津川、名古屋

東京都路線概要図





建築課



建 築 課

係別事務分掌

事務調査係

- 1 建築に係る確認、許可申請書等の受理および通知書の交付ならびに手数料の収納に関すること。
- 2 住宅金融支援機構融資対象建築物に係る申請書の受理および判定書の交付に関すること。
- 3 建築物に係る証明に関すること。
- 4 建築関係の統計および調査報告に関すること。
- 5 建築指導行政に係る企画および調整に関すること。
- 6 優良宅地造成認定等の申請に係る審査に関すること。
- 7 課内他係に属しないこと。

審査担当

- 1 建築物および工作物の確認、許可、承認に係る次に掲げる事項の審査に関すること。
 - ア 意匠
 - イ 構造
 - ウ 設備
- 2 建築物および工作物の検査および指導に関すること。
- 3 住宅金融支援機構融資対象建築物の設計審査、現場審査および指導に関すること。
- 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく申告、届出または通知の受理等に関すること。
- 5 特殊建築物、建築設備および昇降機の定期報告に関すること。
- 6 建築工事現場の危険防止の指導に関すること。
- 7 地域地区の照会を含む建築確認の事前相談に関すること。
- 8 被災建築物の応急危険度の判定に関すること。
- 9 長期優良住宅の認定申請に係る審査に関すること。

監察担当

- 1 建築物および工作物の違反の摘発、処分および是正指導に関すること。
- 2 建築物等の防災調査および指導に関すること。

細街路担当

- 1 細街路の拡幅整備に関すること。
- 2 建築法令に係る道路の調査および指導に関すること。
- 3 道路位置の指定、変更および廃止に関すること。
- 4 私道整備受託事業の調査、設計および工事に関すること。

耐震化促進担当

- 1 建築物の耐震化経費の助成に関すること。
- 2 耐震相談に関すること。

一．建築物等の確認審査・許認可

〔根拠法令等〕 建築基準法
建築基準法関係法令

1 事前相談（審査担当（意匠・設備・構造））

建築物の法令等の基準は年々複雑・多岐になってきています。このような状況を踏まえ、建築確認事務についての確かつ迅速な処理が図れるよう、建築物の計画段階において設計者などを対象に、法令等の相談業務を行っています。

また、相談窓口では用途地域、道路条件などの照会、物件調査に必要な事項についての相談も併せて行っています。

2 建築確認事務（審査担当（意匠・設備・構造））

建築確認申請を受付けてからの書類審査、確認済証交付などの確認審査事務、建築工事が着手後の中間検査、完了検査など、申請に基づく建築確認事務を行っています。

（1）確認審査事務について

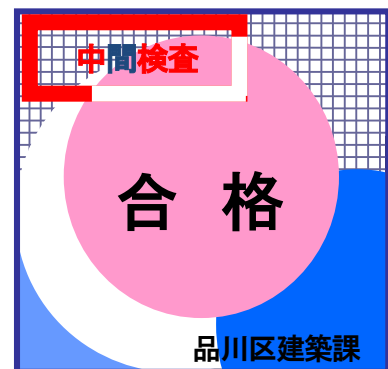
建築確認審査事務は、確認申請が建築基準法、都市計画法、バリアフリー法など関係法令に適合したものであるかの審査、指導を行うもので、審査内容は、意匠審査、構造審査、設備審査に大別されます。

- ① 意匠審査は、主に建築物の形態上の制限や防火上の制限、避難上の制限などについて審査、指導を行うものです。
- ② 構造審査は、主に建築物が自重や積載荷重、地震力などの外力に対し、構造計算などにより、安全な構造であるかについて審査、指導を行うものです。
- ③ 設備審査は、主に建築物に設置される給排水設備、排煙設備、換気設備、照明・電気設備、昇降機などの各種建築設備について、基準に基づき適正に設置されているかについて審査、指導を行うものです。

（2）中間検査・完了検査について

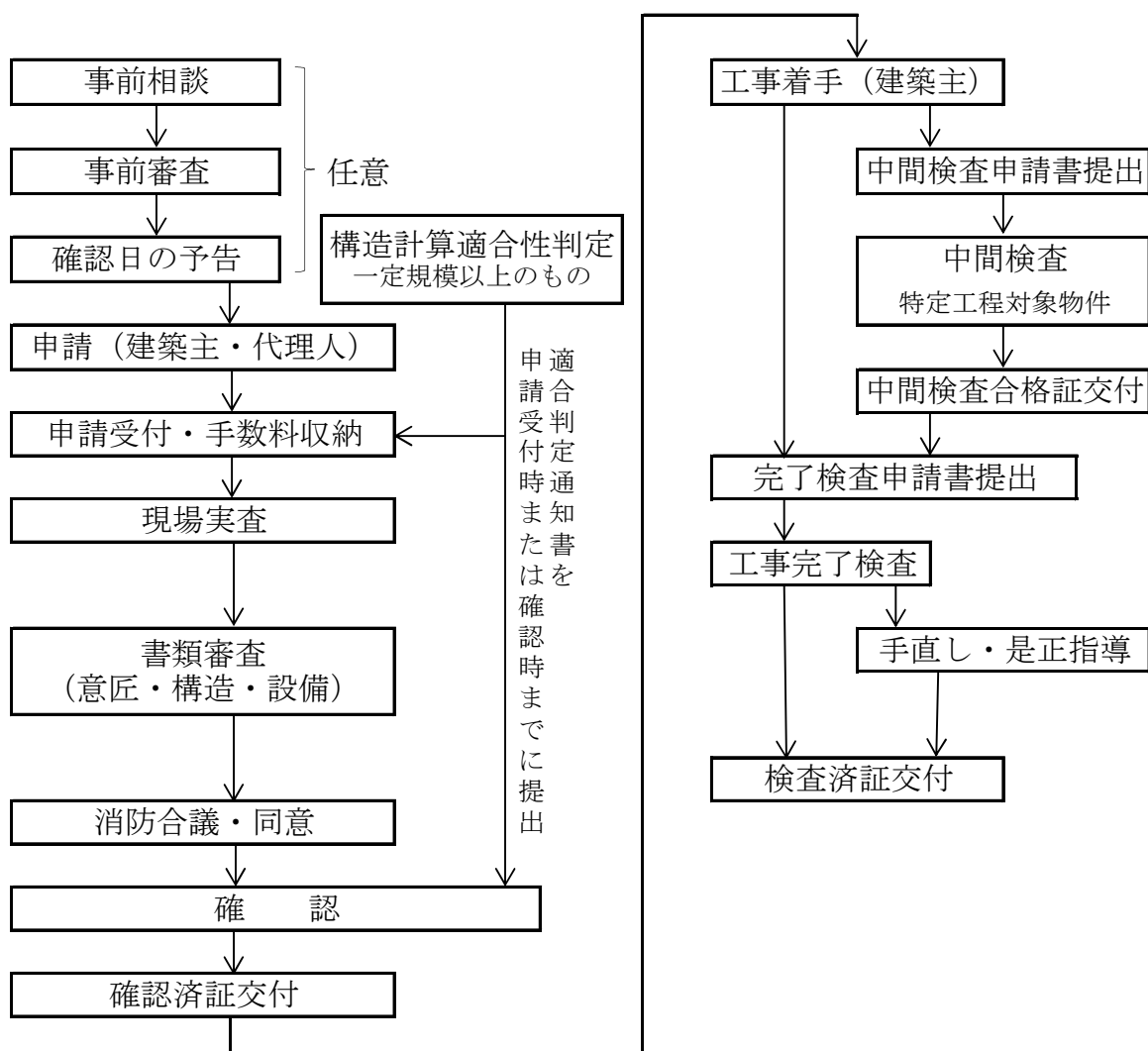
中間検査・完了検査などの検査業務は、建築物の工事の中間や完了時に、建築主の申請に基づき検査を行い、適合するものについては中間検査合格証や検査済証の交付を行っています。

- ① 中間検査は、木造3階建以上の建築物について、建て方の完了時など、一定の工程に達した際、施工状況について検査を行います。
- ② 完了検査は、建築物の完了時に、建築関係規定に適合しているかの検査を行います。



中間検査合格証シール

建築確認事務の流れ



3 特例許可等に関する事務（審査担当（意匠））

建築基準法や東京都建築安全条例などの法令に基づく特例許可等の事務を行っています。

主なものに、道路内に設ける建築物の許可、建築物の接道義務に係る許可、公共空間の確保と併せて土地の有効活用を図る総合設計許可などがあります。

また、一敷地に複数の建築物を認める一団地認定や地区計画区域内の制限に係る特例などの認定事務を行っています。

4 風俗営業等の建築物に対する意見照会（監察担当）

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」および「食品衛生法」に基づく営業許可申請の際、所轄警察署、保健所からの意見照会により、当該建築物の建築基準法上の適否について調査し、意見書の発行を行っています。

建築物確認等の申請件数

単位：件

年 度		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
一般確認	行政	86	1	87	60	0	60	30	1	31	34	1	35	20	2	22
	民間	1,005	16	1,021	1,104	36	1,140	948	31	979	948	35	983	966	39	1005
計画通知		11	4	15	7	0	7	9	0	9	10	0	10	15	0	15
仮使用認定	行政	6	2	8	6	3	9	11	2	13	8	1	9	0	3	3
	民間										0	0	0	1	2	3
	通知	4	1	5	0	1	1	1	0	1	2	0	2	0	3	3
仮設建築物許可		10	0	10	7	0	7	6	0	6	2	0	2	6	1	7
	通知	2	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	0	2
43条1項許可		0	0	0	4	0	4	1	0	1	5	0	5	2	0	2
44条1項許可		2	0	2	4	0	4	4	0	4	7	0	7	4	0	4
	通知	1	0	1	2	0	2	4	0	4	1	0	1	3	0	3
その他の許可・認定		2	0	2	2	3	5	5	6	11	6	11	17	3	2	5
	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政受付計		117	7	124	90	6	96	66	9	75	72	13	85	50	8	58

区所管は延べ床面積が1万㎡以下のもの。 通知：計画通知で内数。

設備・工作物等の確認申請件数（通知：計画通知で内数）

単位：件

年 度		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
建築設備確認申請	行政	26	13	17	17	0	17	12	3	15	10	0	10	10	2	12
	民間	144	43	0	175	67	0	171	64	0	163	25	0	166	75	0
	通知	16	13	29	2	0	2	4	2	6	7	0	7	5	2	7
工作物確認申請	行政	4	1	5	2	3	5	5	0	5	2	2	4	2	0	2
	民間	16	2	0	17	6	0	24	0	0	15	3	0	13	12	0
	通知	2	1	3	2	3	5	4	0	4	1	2	3	1	0	1
計	行政	30	14	44	19	3	22	17	3	20	12	2	14	12	2	14
	民間	160	45	0	192	73	0	195	64	0	178	28	0	179	87	0
	通知	18	14	32	4	3	7	8	2	10	8	2	10	6	2	8

構造別件数（一般確認申請、計画通知分のみ）

単位：件

年 度		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
木 造		42	0	42	24	0	24	12	0	12	17	0	17	10	0	10
鉄筋コンクリート造		15	3	18	15	0	15	8	0	8	9	0	9	6	0	6
鉄骨造		33	2	35	24	0	24	17	1	18	16	1	17	18	1	19
鉄骨鉄筋コンクリート造		5	0	5	4	0	4	1	0	1	2	0	2	1	1	2
コンクリートブロック造		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計		97	5	102	67	0	67	39	1	40	44	1	45	35	2	37

事前相談件数

単位：件

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
道 路	11,363	12,169	13,128	12,736	13,237
法令・その他	10,614	11,231	11,615	11,850	15,728
計	21,977	23,400	24,743	24,586	28,965

長期優良住宅認定件数

単位：件

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
85	92	89	92	77

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物の認定件数

単位：件

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0	7	12	9	13

(平成24年12月から開始)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく届出件数

単位：件

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
137	165	153	126	161

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）が今年4月1日に施行され、これまで届出だったものが、大規模非住宅建築物（非住宅部分の延べ床面積2,000㎡以上）の新築等を行う場合は、当該建築物を省エネ基準に適合させなければならないこととなり、建築基準法上の建築確認・完了検査においても省エネ基準への適合チェックが行われることとなりました。

二．建築物等の維持・保全

1 特定建築物等定期調査報告（審査担当（設備・構造））

不特定多数の者が利用する建築物、建築設備（特定建築物等）の所有者または管理者に対し、建築基準法第12条1項および3項に基づく定期調査報告を求め、建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

2 老朽建築物等の改善指導（審査担当（構造））

老朽工作物（擁壁等）や老朽建築物について、現地調査を行ない、必要に応じてその所有者に対して安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

3 防災査察（監察担当）

建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、建築物の状況等を調査し、指導を行っています。

特定建築物等定期調査報告件数

単位：件

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定建築物	681	362	288	744	392
昇降機	4,239	4,333	4,395	4,421	4,434
建築設備	1,191	1,287	1,315	1,376	1,418
防火設備					53
計	6,111	5,982	5,998	6,541	6,244

(特定建築物・建築設備は棟数、昇降機、防火設備は設置台数で報告のあった実数)



特定建築物報告済証



昇降機報告済証



建築設備報告済証



防火設備報告済証

三．違反建築物の取締り業務

1 違反建築物取締り事務（監察担当）

建築関係法令に基づいて、違反建築物および工作物の取締り、是正指導を行います。
また、違反発生を未然に防止するため「違反建築防止週間」の設定、「一斉公開パトロール」等を実施し、良好な市街地環境の形成に努めています。

(1) 違反建築物

単位：件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調査件数	517	452	456	198	230
違反取締り・是正指導件数 (違反建築取扱件数)	38	62	37	46	45

(2) 違反事項別延数(上記、違反建築取扱件数の内訳 重複有)

単位：件

違反事項	該当条項	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
建築確認申請手続	法第6条	10	33	26	16	21
敷地と道路の関係	法第43条	0	0	4	2	4
道路内の建築制限	法第44条	5	7	20	11	12
建ぺい率制限	法第53条	12	4	6	7	8
道路斜線制限	法第56条1項1号	4	3	0	2	0
高度地区の高さ制限	法第58条	3	5	0	1	0
防火・準防火地域内の建築物の構造	法第61・62条	5	5	0	15	18
その他	法第20・27・36・52・56条 条例第7・19条	14	53	22	24	40
計		53	110	78	78	103

法：建築基準法 条例：東京都建築安全条例

四．建設リサイクル法 受付事務

〔根拠法令等〕 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1 建設リサイクル法の目的と対象工事（監察担当）

特定の建設資材について、その分別解体および再資源化を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。

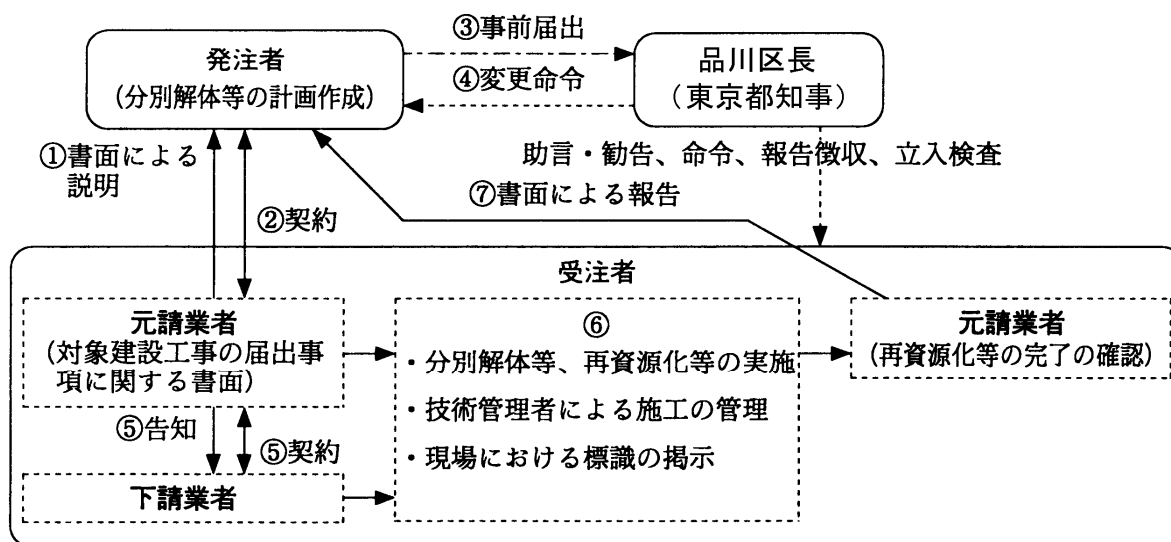
別表の対象工事について、届出書等により分別解体等の計画が適正であるかなどについて審査を行います。

また、必要に応じて現場検査を行い、適切な助言、勧告を行います。

別表

対象工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上

〔手順フロー〕



対象建設工事に係る受付件数

単位：件

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
届出 (民間)	解体	546	623	514	621	639
	新築等	89	104	82	89	83
	土木工事等	182	63	264	294	243
	計	817	790	860	1004	965
通知 (公共)	解体	3	3	6	5	11
	新築等	1	1	5	16	5
	土木工事等	105	33	167	181	166
	計	109	37	178	202	182

五．細街路拡幅整備事業

[根拠法令等] 建築基準法第42条2項、
品川区細街路拡幅整備要綱

目的：良好な住環境を確保し、安全で快適なまちづくりを促進するため、幅員4m未満の生活道路（細街路）を、建物の建替え等に併せて建築基準法第42条2項に基づく後退線まで後退する際に、後退費用の一部を助成するなどの誘導策を実施しています。

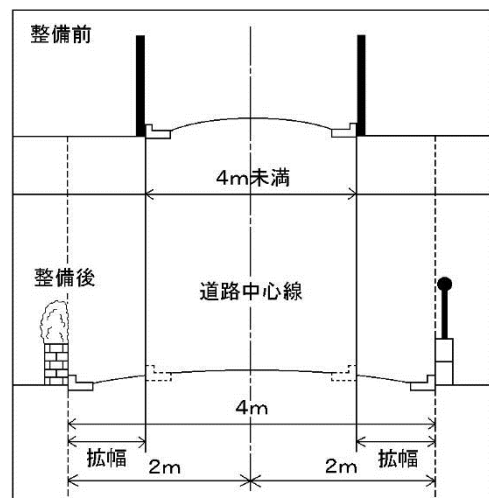
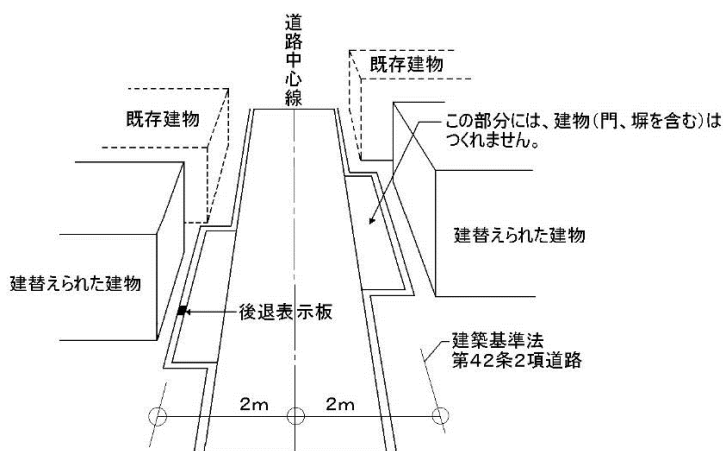
今年度より、行き止まり道路の助成対象区域を、不燃化特区事業エリアや防災生活圈促進事業エリア内に拡大し、事業連携による重点化かつ集中的な取り組みを推進し、細街路の解消とともに市街地環境と防災性の向上を図ります。

1 細街路拡幅整備（細街路担当）

幅員が4mに満たない道路（細街路）は、消防活動や交通、環境上、大きな障害となっています。そこで建築基準法第42条2項に指定されている道路については法令による後退線まで拡幅整備するため、整備に必要な費用の助成や、後退用地の寄付に際して奨励金を交付するなどの誘導策を実施し、細街路の解消に努めています。

[細街路拡幅整備のイメージ]

拡幅整備は、建物の建替えや塀の改修時に合わせて整備工事を行っていきます。そのため、その道路は凸凹の状態になりますが、その道路に面したすべての建物が建替わった時に4mの道路幅になります。



< 拡幅整備前 >



< 拡幅整備後 >

実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
協 議 (件数)	409	411	402	427	449
整 備 (件数)	249	305	213	234	318
助成金額 (千円)	3,979	6,279	6,915	3,581	3,653
(件数)	56	71	102	58	26
奨励金額 (千円)	2,902	5,996	1,033	2,296	8,435
(件数)	4	6	2	7	8

平成29年度予算額 272,929千円

2 道路位置の指定・取消等 (細街路担当)

建築物の敷地は、法令上幅員4m以上の道路に接していなければなりません。規定の道路に接しない土地を建築敷地として利用する場合は、一定の手続きや構造基準を踏まえて新たに道路を造ることで建築敷地とすることができます。

また、総合的な開発事業などで道路の位置を変更したり、不用となった道路は取消することも可能です。

これら道路位置の指定・取消・変更は申請に基づき行っています。

位置指定道路(1項5号)の指定・取消・変更件数

単位：件

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指 定	9	6	2	0	4
取 消	4	8	5	6	6
変 更	1	4	0	0	3
計	14	18	7	6	13

六．私道整備事業

[根拠法令等] 品川区私道整備に関する条例および同施行規則

1 私道整備助成 (細街路担当)

私道における通行の安全確保や生活環境の向上に資するため、私道整備に係る工事や排水設備・改修に係る工事を受託し、必要な助成を行っています。

[助成内容]

全額助成 ⇒ 幅員が2.5m以上で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通リ抜けられる私道(幅員2.5m以上)に接続している私道

90%助成 ⇒ 幅員が1.2m以上2.5m未満で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通リ抜けられる私道(幅員2.5m以上)に接続している私道

(ただし私道のうち、行き止まりの場合は2戸以上の利用がある場合に限りです。)

[助成工種]

●舗装 ●排水設備 ●階段手すり等補修 ●交通安全施設



<施工前>



<施工後>

実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
整備件数	57	57	64	45	35
助成額（千円） （工事請負費）	94,976	120,189	90,022	106,121	71,992

平成29年度予算額 84,374千円

七．指定道路等台帳整備事業

[根拠法令等] 建築基準法施行規則第10条・第10条の2、第11条の4関係

目 的：建築基準法における道路規定関係は、建築規制の根幹となります。正確な道路に関する情報は、建築確認申請時において建築主や設計事務所にとって必要不可欠な情報です。42条2項道路等の道路情報について図面および調書を作成し、情報提供を行い建築確認事務の円滑化を図ります。

1 指定道路台帳整備（細街路担当）

法施行規則の改正（平成19年）を踏まえ、既に指定されている2項道路を含め、特定行政庁が指定した路線毎の道路の位置と種類を明示した台帳（指定道路図）を整備し公開をしています。平成29年度は指定道路図のデータ更新や、道路判定の紙資料の電子化を進めるとともに、より正確で迅速な道路情報の提供のために、システムの改善を進めて参ります。

指定道路台帳整備経過

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ネット公開開始 データ更新	S33年航空写真 ネット公開・紙資料 電子化	データ更新・電子化 窓口システム検討	データ更新・電子化 窓口システム運用	データ更新・電子化 窓口システム運用

平成29年度予算額 4,800千円（指定道路等台帳整備事業）

八．被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業

1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業（審査担当（構造））

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、建築物の当面の使用の可否について判定を行なう防災ボランティアの活動を支援します。

平成29年度も引き続き、防災ボランティアの応急危険度判定の模擬訓練や講習会を実施するとともに、防災ボランティアのリーダーである判定コーディネーターの育成に向け、研修を行っていきます。

連絡網登録者数（平成29年4月現在） 単位:名

総数	区民		区民以外	
	在勤者	非在勤者	在勤者	非在勤者
163	53	65	45	0



平成29年度予算額 82千円

判定ステッカー

九．住宅・建築物耐震化支援事業（耐震化促進担当）

これまでの住宅・建築物耐震化支援メニューに加え平成29年度より、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、建物倒壊危険度が高く重点的な取り組みが必要な区域において、戸別訪問による直接的な情報提供や働きかけによる耐震化に向けた積極的な周知啓発を行い、木造住宅に対する耐震改修、除却工事費助成を拡充し、住宅建築物の耐震化促進に向けた更なる取組みを進めていきます。また、平成25年3月に改訂した品川区耐震改修促進計画については4年が経過し、計画期間の中間時期であることから耐震化率等、事業の進捗を確認するとともに計画の見直しを行います。

- ① 木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修・除却支援
- ② 非木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ③ マンションの耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ④ 耐震化アドバイザーの派遣
- ⑤ 品川シェルター設置支援
- ⑥ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計・耐震改修・建替え・除却支援

〔根拠法令等〕 耐震改修促進法

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

品川区耐震改修促進計画

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱

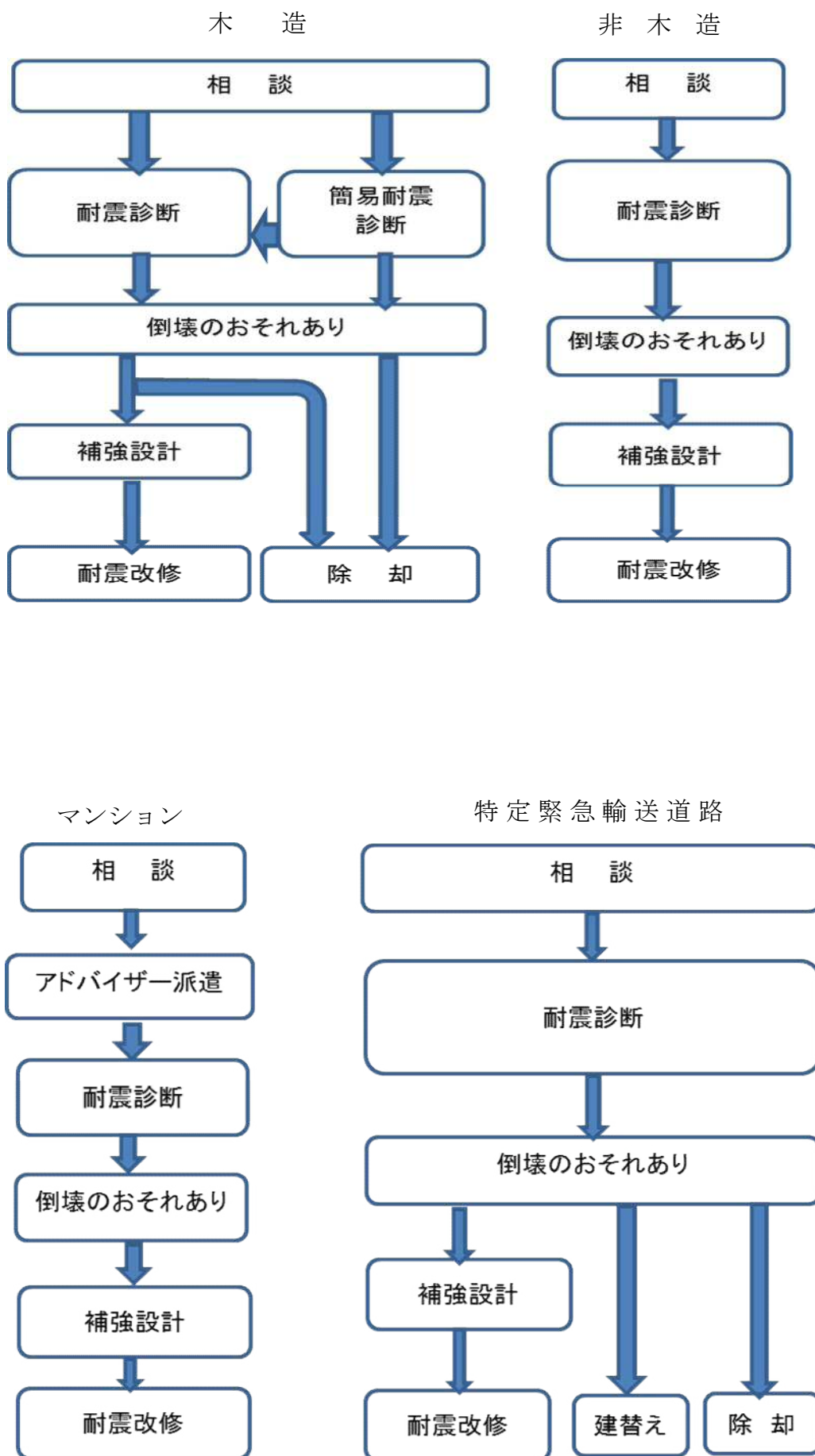
品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱

品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱

品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱

品川区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱

1 耐震化助成の流れ



2 助成額一覧

耐震診断支援

構造		要件	支援内容	助成限度額
木造	(戸建 長屋) 併用住宅含む	昭和56年5月31日以前の建築かつ 個人が所有する建築物	診断費用 の1/2	6万円
	共同住宅			12万円
	非木造住宅 (共同住宅含む)			10万円
マンション		昭和56年5月31日以前の建築かつ 個人が所有する建築物 で 3階以上の分譲マンションかつ1,000㎡以上 または啓開道路に接する建築物		150万円
町会会館		昭和56年5月31日以前に建築された 建築物で品川区町会・自治会館建設補助 金交付要綱で補助の対象となる会館	診断費用 の全額	なし

※対象区域は、区内全域

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）
町会会館においては町会、または町会代表者

補強設計支援

構造		要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅（戸建 長屋） 併用住宅含む	耐震診断の結果が構造耐震判定 指標値が基準値未満の建築物	耐震補強設計費用の 1/2	20万円
	共同住宅			
	非木造住宅 (共同住宅含む)			
マンション			耐震補強設計費用の 2/3	200万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

改修工事支援

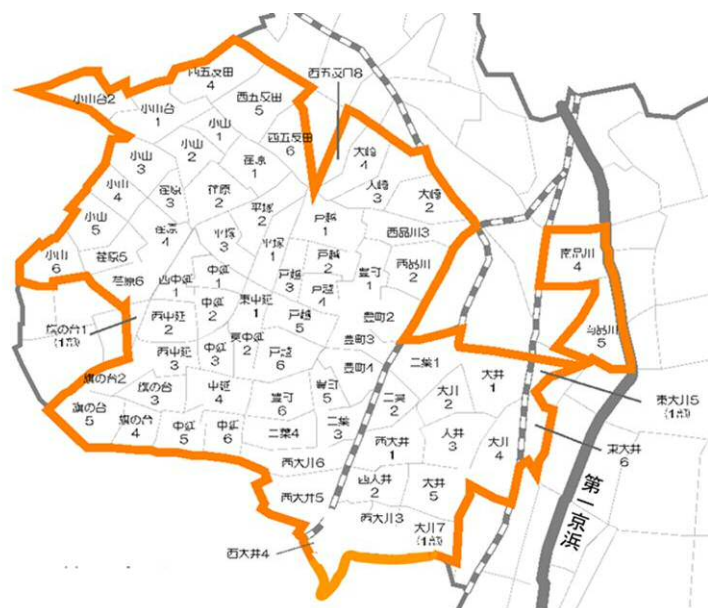
構造		要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅（戸建 長屋） 併用住宅含む	耐震診断の結果が構造耐震判定 指標値が基準値未満の建築物か つ補強設計の助成金の交付対象 となった建築物	耐震改修工事 費用の1/2	150万円
	共同住宅		耐震改修工事 費用の1/3	300万円
	非木造住宅 (共同住宅含む)		耐震改修工事 費用全額	150万円
	マンション		耐震改修工事 費用の1/3	2,500万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

除却工事支援

構 造		要 件	支援内容	助成限度額
木 造	住 宅 (戸建 長屋) 併用住宅含む	対象区域は整備地域または新防火 地域内耐震診断の結果が構造耐震 判定指標値が基準値未満の建築物 または、昭和56年5月31日以前に建築・個人が所有する建築物 ・簡易耐震診断で耐震性が不十分 と判断された建築物	耐震改修工事 費用全額	150万円
	共同住宅			300万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）



★ 木造住宅密集地域
(東京都防災都市づくり推進計画の整備地域または新防火地域)

南品川4・5、西品川2・3、西五反田4～6・8、大崎2～4、東大井5の一部・6、大井1～5・7、西大井1～6、小山台、小山1～6、荏原1～6、平塚、旗の台1の一部・2～5、中延、西中延、東中延、戸越、豊町、二葉

耐震改修工事費、除却工事費は上限額を30万円拡充（平成32年度まで）
対象地域：西品川2・3、大井2、小山3、旗の台4、中延5、戸越1. 2. 4、豊町5、二葉3

特定緊急輸送道路

補強設計支援

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

要件	助成限度額	
耐震診断支援による耐震診断 または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物	助成対象費用が 300万円以下	助成対象費用×5/6
	助成対象費用が 300万円を超え600万円以下	助成対象費用×1/2 +100万円
	助成対象費用が 600万円を超える場合	助成対象費用×1/3 +200万円

要件	助成対象費用※	助成限度額	
耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物	延べ面積5,000㎡以下の部分	助成対象費用が3,750万円以下	助成対象費用×5/6
		助成対象費用が3,750万円を超え7,500万円以下	助成対象費用×1/2＋1,250万円
		助成対象費用が7,500万円を超える場合	助成対象費用×1/3＋2,500万円
	延べ面積5,000㎡を超える部分	助成対象費用×1/6 延べ面積5,000㎡以下の部分で算出された限度額に加算	

※延べ面積が5,000㎡を超える建築物については、
助成対象費用を面積按分により5,000㎡以下の部分と5,000㎡以上の部分
に分け、それぞれ計算を行ったものを合計

※Is 値が0.3未満の建築物の耐震改修の場合、助成額を加算することが可能

品川シェルター

対象住宅	助成対象者	内 容	助成限度額
・昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物 ・階数2以下 ・木造の戸建て住宅（長屋、共同住宅含む）	・65歳以上の高齢者いる世帯 ・身体障害者（障害者等級2級以上）のいる世帯 ・世帯所得600万円未満	助成対象費用の全額	50万円



品川シェルター

3 実績

単位：件

区分		平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
無料簡易診断 【】 は、一般へ		64 【28】	44 【8】	18 【2】	4 【1】	11 【1】	18 【2】	159 【42】
耐震診断	木造住宅（戸建て）	509	179	126	15	30	34	893
	木造住宅（共同）	19	29	36	6	3	8	101
	非木造住宅	5	4	1	0	0	0	10
	マンション	12	5	6	5	2	8	38
	緊急輸送道路沿道建物 （H23.1月からは特定緊急輸 送道路の件数）	2	55	51	41	10	3	162
	町会会館	1	2	0	1	9	2	15
	計	548	274	220	68	54	55	1,219
耐震補強設計	木造住宅（戸建て）	22	49	25	13	18	19	146
	木造住宅（共同）	2	4	8	2	2	3	21
	非木造住宅	1	1	0	0	0	0	2
	マンション	0	2	0	0	2	2	6
	特定緊急輸送道路	0	0	5	12	14	1	32
	計	25	56	38	27	36	25	207
耐震改修	木造住宅（戸建て）	62	31	29	17	18	13	170
	木造住宅（共同）	1	1	4	4	4	3	17
	非木造住宅	0	2	0	0	0	0	2
	マンション	0	1	1	0	0	2	4
	特定緊急輸送道路	0	0	0	5	6	5	16
	計	63	35	34	26	28	23	209
建替え	木造住宅（戸建て）	63	59	47	31	1	113	314
除却	木造住宅（戸建て）	0	20	40	98	122	37	317
改修＋建替え＋除却		126	124	148	192	190	199	840
シェルター	品川シェルター	3	8	2	1	0	4	18
	耐震シェルター	1	4	0	0	1		6
	計	4	12	2	1	1	4	24
耐震化アドバイザー派遣		28	12	10	5	8	5	68

平成29年度予算額 1,828,036 千円

十．がけ・擁壁安全化支援

1 がけ・擁壁安全化支援(審査担当(構造))

〔根拠法令等〕 品川区がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣事業実施要綱
品川区がけ・擁壁の安全化対策支援事業実施要綱

土砂災害への対応として、今年度より、災害発生時の道路閉塞による避難や消火活動への支障となる危険性の解消に向け、専門家アドバイザーの派遣や擁壁の改修工事費の一部助成の「がけ・擁壁安全化支援事業」を開始します。

事業実施には、擁壁所有者等への直接的な事業周知や意識啓発が重要であることから、

窓口でのチラシ案内や広報紙、HPでの周知とともに、2か年をかけ区内全域で行った擁壁等の実態調査に基づき、安全性が低いと思われる擁壁等の所有者へは、直接、郵送や個別訪問により調査結果や事業案内を周知し、積極的な働きかけにより災害に強いまちづくりの促進を図っていきます。

(1)がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣

高さ2mを超えるがけ等の土地所有者または居住者の求めに応じ、専門家を1箇所、年度内2回まで無料で派遣

(2)がけ・擁壁改修工事費助成

①急傾斜地崩壊危険箇所（43箇所）のがけ等改修工事費助成

助成額：工事費の1/3かつ上限額5,000千円

②道路・公共施設沿いの高さ2m超のがけ等改修工事費助成

対象：大谷石造擁壁または自然斜面

助成額：工事費の1/3かつ上限額2,000千円

平成29年度予算額 30,784 千円

十一．その他の事業

1 各種証明発行（事務調査係）

(1)住宅用家屋証明の発行

居住用家屋の取得時における、登録免許税の軽減を受けるため、租税特別措置法に規定された専用住宅であることの証明を行っています。

(2)台帳記載事項証明、道路位置指定証明、建築計画概要書記載事項証明の発行

建築確認済証、検査済証等が発行済みであることの事実証明としての台帳記載事項証明、道路位置指定、変更、廃止等の証明としての道路位置指定証明、不動産調査等の利便性を図るため建築計画概要書記載事項証明を発行しています。

また、今年度、証明書セルフ発行窓口システムの運用を開始し、窓口の混雑緩和を図ります。

2 建築動態統計調査事務（事務調査係）

建築基準法第15条1項の規定による建築工事届および建築物除却届の受理ならびに建築統計の作成し東京都へ報告を行っています。

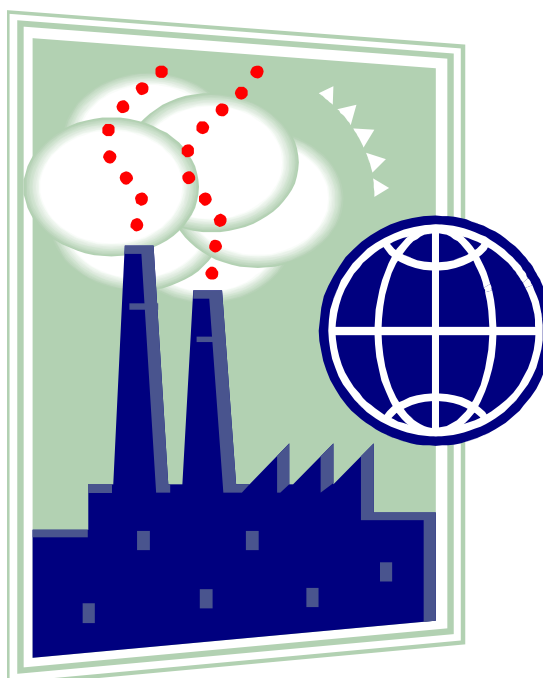
住宅用家屋証明等の発行件数

単位：件

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住宅用家屋証明	2,439	2,178	1,941	2,382	1,968
道路位置指定証明	1,116	1,137	1,078	1,133	1,206
台帳記載事項証明	2,871	3,660	4,440	4,707	5,686
建築計画概要書記載事項証明	11,381	12,622	13,784	15,013	16,031
計	17,807	19,597	21,243	23,235	24,891



環境課



環 境 課

係 別 事 務 分 掌

環境管理係

- 1 環境施策に係る計画に関すること。
- 2 環境マネジメントシステムに関すること。
- 3 環境情報活動センターに関すること。
- 4 課内他係に属しないこと。

環境推進係

- 1 環境の啓発に関すること。
- 2 環境学習の推進に関すること。
- 3 環境に係る区民、事業者、NPO等との連携に関すること。

指導調査係

- 1 公害関係法令および条例に基づく工場等に係る認可、届出、規制、調査および指導に関すること。
- 2 公害等に係る苦情、相談、指導および啓発に関すること。
- 3 環境に係る調査および監視に関すること。
- 4 環境影響評価に係る調査および調整に関すること。



一. 温暖化対策事業

区内における温室効果ガスを削減するため、「第二次品川区環境計画」および「品川区地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、区民・事業者等と協働して具体的な取組みを展開します。

- 〔根拠法令等〕 ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)
・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)
・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例)

1 太陽光発電システム設置助成事業（家庭用）（環境管理係）

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、区民が家庭に太陽光発電システムを設置する際の費用の一部を助成します。

- 〔根拠法令等〕 ・ 品川区太陽光発電システム設置助成事業実施要綱
・ 品川区太陽光発電システム設置助成事業事務取扱要領

平成29年度 対象機器 太陽光発電システム

助成額 上限90,000円 ・ 予定件数 30件

※平成25年度から1kWあたり100,000円から30,000円に変更

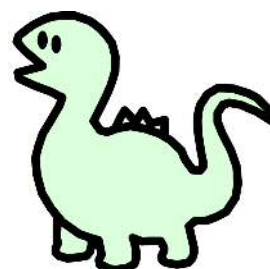
(1) 助成実績

金額：千円

対象機器	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
太陽光発電システム	89	24,642	58	4,776	54	4,624	43	3,673	37	3,179
太陽熱温水器	1	141	-	-	-	-	-	-	-	-
太陽熱ソーラーシステム	1	114	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	91	24,897	58	4,776	54	4,624	43	3,673	37	3,179

※太陽光発電システム等設置助成事業は平成23年度から開始

平成29年度予算額 2,718千円



2 太陽光発電システム設置助成事業（業務用）（環境管理係）

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、事業者が区内の事業所等に太陽光発電システムを設置する際の費用の一部を助成します。

- 〔根拠法令等〕 ・品川区太陽光発電システム設置助成事業実施要綱
・品川区太陽光発電システム設置助成事業事務取扱要領

平成29年度 対象機器 太陽光発電システム

助成額 上限150,000円 予定件数 5件

※平成25年度から1kWあたり100,000円から30,000円に変更

(1) 助成実績

金額：千円

対象機器	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
太陽光発電システム	9	4,202	11	1,587	10	1,404	2	300	0	0
太陽熱温水器	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
太陽熱ソーラーシステム	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9	4,202	11	1,587	10	1,404	2	300	0	0

※平成24年度の事業から助成対象を中小企業者のみではなく、医療法人・学校法人・一般財団法人等、大幅に拡大しました。

平成29年度予算額 761千円

3 事業所用LED照明設備助成事業（環境管理係）

品川区において区内施工業者を利用し、LED照明を設置する事業者に対し、その設置に要する経費の一部を助成し、省エネルギー効果の高いLED照明の普及を促進することで地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

- 〔根拠法令等〕 ・品川区事業所用LED照明設置助成事業実施要綱
・品川区事業所用LED照明設置助成事業事務取扱要領

対象となるLED照明

種別	基準
LED照明器具	1. 固有エネルギー消費効率が75lm/W以上であること。 2. LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること。
LEDを光源とした内照式表示灯	定格寿命が30,000時間以上であること。
電球形LEDランプ	1. エネルギー消費効率が70lm/W以上であること。 2. 定格寿命が30,000時間以上あること。

助成額 設置費用の10%（上限300,000円）

予定件数 5件

(1) 助成実績

金額：千円

平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	2	195	1	106

※事業所用 LED 照明設備助成事業は平成 26 年度から開始。

平成 29 年度より、以下の点を変更した。

助成額上限 50 万円→30 万円

LED 照明器具の固有エネルギー消費効率 60 lm/W 以上→75lm/W 以上

電球形 LED ランプのエネルギー消費効率 55 lm/W 以上→70lm/W 以上

平成 29 年度予算額 1, 507 千円

4 地球温暖化防止対策の推進（環境管理係）

(1) 現在の地球温暖化防止に関わる計画

三つの計画に基づいて地球温暖化防止の取組みを推進し、その指標として二酸化炭素排出量を公表しています。

①「第二次品川区環境計画」

区の環境施策の基本計画（平成 25～34 年度）

②「品川区地球温暖化対策地域推進計画」

民間含む区全体の二酸化炭素排出削減計画（平成 22～32 年度）

③「品川区地球温暖化防止対策実行計画(第三次)」

区役所の二酸化炭素排出削減計画（平成 25～34 年度）

(2) 計画の改訂

近年、パリ協定が発効するなど、国際社会の地球温暖化対策の動きが加速しており、国・都が新たな目標・計画を提示していることを踏まえて、平成 28 年度から三計画の改訂作業を進めています。区民・事業者へのアンケート、学識経験者を座長とする改訂協議会、パブリックコメントなど幅広く外部の意見を求めながら、各所管の調査・ヒアリングを行い、課長級・部長級の会議に諮って計画を改訂し、平成 30 年度開始を目指します。

平成 29 年度予算額 11, 900 千円

5 環境情報管理システム運用および環境法令に基づく届出（環境管理係）

自治体に課せられる複数の法令遵守※に対応する「環境情報管理システム」を運用することにより、正確かつ迅速なデータ管理と遅滞のない届出を行なうとともに、情報共有によるエネルギー使用量削減を図ることを目的とします。

※法令遵守等

- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく報告書制度への対応
- ・しながわエコリンクの対象範囲でのエネルギー使用量の把握
- ・品川区地球温暖化防止対策実行計画（第三次）でのCO₂排出量の把握

平成29年度予算額 3,506千円

6 グリーン電力証書システムの活用（環境推進係）

バイオマス等の活用により発電されたグリーン電力証書システムを活用し、イベント時に使用する電力についてグリーン電力証書を購入します。これにより、CO₂の削減と自然エネルギーの活用について、広く区民に啓発を図っていきます。

＜対象とするイベント＞

しながわECOフェスティバル2016	1000kWh
第34回品川区防災フェア	500kWh
みどりと花のフェスティバル（戸越公園会場）	500kWh
みんな集まれ ふくしまつり	500kWh
ビーチバレーボールフェスタ	500kWh
各地域センターで実施する「区民まつり」（500kWh×12地区）	

＜平成28年度 実績＞

・イベントでの適用電力量

しながわECOフェスティバル2015	1000kWh
第33回品川区防災フェア	500kWh
みどりと花のフェスティバル（戸越公園会場）	500kWh
みんな集まれ ふくしまつり	500kWh
各地域センターで実施する「区民まつり」（500kWh×13地区※）	

※例年行っている大井第2・3地区合同の区民まつりが、都知事選と重なり各地区で実施したため。

平成29年度予算額 110千円



二. 環境情報活動センター運営（環境管理係）

区民の環境学習や活動、交流の場を提供することで、区民の自主的な環境活動の活性化を図ります。

[根拠法令等] ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

1 品川区環境情報活動センターの運営

（１）環境情報が共有できる場の提供

環境 NPO による運営により、きめ細かに区民の環境活動を支援するとともに、セミナールームを提供することにより、区民主体の環境活動を推進します。

利用実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者団体数 (延べ)	264 団体	285 団体	303 団体	274 団体	280 団体
利用者数	5,048 人	5,407 人	5,074 人	5,888 人	6,488 人

（２）ホームページ等による情報発信

身近な環境情報をいち早く発信するため、ホームページを運営し、リアルタイムでの環境情報を発信しています。また、センター情報紙「しながわ ECO だより」も年 4 回発行します。

情報発信数（ECO トピックスへの掲載数）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
記事数	46	30	33	25	18

（３）環境記者による情報の収集発信

環境情報を提供してくださる方を「環境記者」として登録し、携帯電話やパソコンのメール等で気軽に環境情報を送信されることにより、広く区民から環境情報を収集します。また、提供された記事をホームページや情報紙で発信することにより、区民相互の環境情報の共有や活動の交流を豊かにします。現在 18 名が登録され、情報交換会も年 3 回開催し、活発な意見交換が行われています。

登録人数及び記事数実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録人数	22	22	19	19	18
記事数	56	63	50	44	50

平成 29 年度予算額 10,376 千円

2 環境学習講座等

(1) 環境学習講座

環境教養講座・環境リサイクル講座・体験型環境学習講座等、区民を対象にした環境学習講座を開催しています。開催にあたってはNPOなどの環境団体や区内企業等と連携し、場所はセミナールームだけでなく区内各施設等でも開催しています。

また、夏休みと春休みには「子ども環境学習講座」を開催し、実験や工作をとおして気象について学ぶ講座等、身近な環境を楽しく学ぶことで環境意識の向上を図ります。

環境学習講座実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
講座開催数	24	24	25	25	25
参加者数	644	561	625	878	728

夏休み・春の子ども環境学習講座実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
講座開催数	9	9	9	9	9
参加者数	343	321	327	337	351

(2) エコサポーターの登録・活用

環境について関心のある方や既に活動されている方に、各種講座・イベント等に参加協力してもらい、環境活動の芽を育て、あらたな活動や範囲を広げています。

登録実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録者数	15	15	13	10	8

平成 29 年度予算額 1, 5 4 8 千円



三. 環境マネジメントシステム運用管理（環境管理係）

しながわエコリンク（環境マネジメントシステム）の円滑な運用管理を実施し、継続的な環境保全活動を全庁的に推進します。

1 しながわエコリンクの運用概要

区では、率先して一層の環境保全・改善に取り組み、もって区民・事業者等の環境行動の促進を図るため、しながわエコリンクの運用をしていきます（平成27年4月1日より開始）。

しながわエコリンクの運用により、環境関連法令や実行計画に基づく省エネ・省資源活動を着実に推進していくために、年度ごとの環境目標を定め、その進行管理を行います。

また、区有施設における環境法令管理の強化を図り、適用を受ける環境法規制の遵守の徹底を図ります。

スケジュール（案）※平成29年4月1日現在。

作業項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実務担当者研修	●											
課長研修 施設長研修		●										
環境法令研修		●										
職場研修			●									
環境監査員研修			●									
環境監査				●								
環境対策推進会議											●	
表彰											●	
各所属長等による点検・評価				●			●			●		
区長による見直し											●	

2 各種研修の実施

実務担当者研修や環境法令研修等を実施することにより、しながわエコリンクの制度概要や運用方法、法令の知識等を担当者等が習得し、適切にシステムを運用します。

平成29年度予算額 432千円

3 環境監査の実施

しながわエコリンクが適切に運用されているかを確認するため、課長級職員を主任環境監査員とする環境監査を実施します。昨年度の監査では所属長（課長・施設長）とのヒアリングを通して監査部署の運用状況を確認するとともに、関係書類等の確認や、優れた環境改善・保全活動の発見等を行った結果、指摘事項10件、改善・提案事項6件、適切事項56件、優良事項33件が報告されました。

4 表彰の実施

各部署における環境に関する取組みについて、優良と認められるものについては表彰を行います。

平成29年度予算額 32千円

四. しながわ環境未来事業（環境管理係）

1 しながわ環境ミュージカル

平成29年1月22日スクエア荏原にて、区民・事業者・区の協働による、「しながわ環境ミュージカル」を公演しました。本年度より録画DVDや使用された曲を環境教材として貸出しを行います。

また、環境推進委員を講師に区内すまいるスクールにて、環境ワークショップ「環境啓発物語」を実施しました。

しながわ環境ミュージカルの上演実績

(1) 28年度実績（「NOW BEGAINS AGAIN」の上演）

① 上演 平成29年1月22日（日）昼・夜2回公演

② 会場 荏原平塚総合区民会館（スクエア荏原）
ひらつかホール

③ 来場者数 昼 338人 夜 328人

(2) 27年度実績（「NOW BEGAINS AGAIN」の上演）

① 上演 平成28年3月30日（水）昼・夜2回公演

② 会場 荏原平塚総合区民会館（スクエア荏原）
ひらつかホール

③ 来場者数 昼 245人 夜 281人



2 環境啓発物語

環境啓発物語参加人数

実施日	実施校	参加数
① 8月 3日(水)	伊藤学園	40人
② 8月 10日(水)	小山小学校	30人
③ 9月 7日(水)	鈴が森小学校	45人
④ 11月 30日(水)	荏原平塚学園	25人
⑤ 2月 8日(水)	城南第二小学校	30人

五. 環境活動推進経費

環境保全の取り組みを、社会を構成するすべての人々と協働して進めていくため、環境活動推進会議を運営し、区民・事業者・行政とのパートナーシップに基づく環境問題への取り組みを広げます。また、毎年「第二次環境計画」に基づく指標・目標や重点プロジェクトなどの進捗状況を把握していきます。

[根拠法令等] ・品川区環境活動推進会議設置要綱
・品川区環境活動推進会議事務取扱要領

1 環境活動推進会議（環境管理係）

（1）経過

平成15年10月に設置され、現在、第八期（任期2年・平成29年4月1日～平成31年3月31日）の委員が活動しています。第八期は「食品ロス」をテーマの1つとして、会議運営を行います。

（2）第八期委員構成 22人（29年4月8日第1回会議現在）

- ① 区長が指定する者（学識経験者、小・中学校長等） 3人
- ② 区内の関係団体が推薦する者（町会、青年会議所、商店街、消費者団体、小・中学校PTA） 6人
- ③ 区内の事業所が推薦する者（東京電力、東京ガス） 3人
- ④ 公募により委員とする者 10人

（3）第七期推進会議の主な活動実績

・環境学習

平成28年度は、年4回の推進会議で、平成25年度からの第二次環境計画の進捗管理のほか、学識経験者の講義を聴く等、環境学習を行いました。

・環境活動

しながわECOフェスティバル2016、しながわ環境ミュージカル、打ち水大作戦など、イベントの企画運営を行いました。

平成29年度予算額 714千円

2 しながわECOフェスティバル（環境推進係）

区民が環境問題を身近に感じ、生活スタイルを見直す契機とするため、環境活動推進会議、一般参加者および出展団体により構成されるイベント実行委員会を推進主体として啓発イベントを開催します。

しながわECOフェスティバル2017

① 開催日時 5月28日（日）午前10時～午後3時

② 会場 しながわ中央公園、中小企業センター

③ 主催内容

・展示ブース（環境展示、環境工作教室、環境体験コーナーなど）

・フリーマーケット

・燃料電池車、電気自動車運行

・ステージアトラクション

eco 実験パフォーマンスショー、エコレンジャーショー、和太鼓演奏、
創作竹楽器演奏 など

・グラウンドステージ・アトラクション

アニマルジャングルスライダー、ダンス、楽器演奏、
オリンピック・パラリンピック体験 など

・ソーラー工作教室

・しながわECOクイズラリー

（イベントの特色）

①区民への節電の啓発をかねて廃油精製燃料による自家発電と自然エネルギーによるグリーン電力でイベントの電力を賄い、電力使用を極力控える節電型のイベントとして開催します。

②区民との協働の体制を充実させます。

③大崎高校ボランティア・地域のガールスカウトとの協働体制を強化しイベントの拡充を図ります。

（本年度の特色）

①イベントPRの充実し、各出展団体の出展理由や環境取組み（出展団体ECO宣言）の掲示と当日各ブースの出展内容チラシ（出展団体PRチラシ）を作成し、来場者にわかりやすいPRを図ります。

②来場者への“もったいない”啓発のため、各飲食ブースに食品の量を調整し提供していただく等の協力を仰ぎ、イベントで出る「フードロス（食べ残し）」の削減を目指します。

(1) 28年度実績

しながわECOフェスティバル2016

開催日時 5月22日(日) 午前10時～午後3時

※ ソーラー工作教室(環境推進係)

会 場 中小企業センター3階小会議室

参加者数 11名

(2) 実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来場者数	約21,400	約25,000	約26,400	約30,000	約31,500
参加団体数	85	91	92	84	93
フリマーケット出店数	47	49	50	50	50



平成29年度予算額 8,384千円

3 打ち水大作戦しながわ(環境推進係)

都市部の温度が上昇する夏季に、古くから日本にある「打ち水」で涼を取り、区民が節電や低炭素化社会の実現について考える機会とします。

当事業は平成18年度より区が主体となり実施しています。

打ち水大作戦しながわ2017

昨年度に引き続き、打ち水を実施する際にじょうろやひしゃくなどの用品を貸し出しする事業および打ち水百景写真コンクールを行っていきます。

(1) 28年度実績

打ち水大作戦しながわ2016

① キャンペーン

7月22日(金)～8月23日(火)

区民まつり、児童センター、保育園、幼稚園、小学校など

② 打ち水用品貸し出し

ひしゃく、バケツ、木桶を必要数に応じて計13団体に貸し出し

- ③ 打ち水百景写真コンクール実施 応募 47団体・個人（計113作品）
 最優秀賞 東五反田保育園、優秀賞5作品、佳作10作品
 写真展開催 9月27日(火)～10月5日(水)
 （中小企業センター1階ロビー）

（2）実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
累計参加者数	9,975	5,890	5,736	5,524	4,795
写真展応募作品数	118	119	125	130	113

平成29年度予算額 444千円



六. 環境経営支援事業（環境推進係）

企業が自主的に環境改善の取り組みを行うことにより、競争力・収益力の向上に結びつく経営促進の推進を支援します。

1 エコアクション21認証取得支援事業

地球温暖化対策の推進を図るため、区内の中小規模事業者に対し、エコアクション21の導入から認証取得までの支援を行います。

- 【根拠法令等】 ・品川区エコアクション21認定取得支援助成金交付要綱
 ・品川区エコアクション21認定取得支援助成金交付事務取扱要領

（1）内容

- ① エコアクション21の認証取得を検討している中小規模事業者に対し、エコアクション21の概要および利点等に係る導入説明会を実施します。
- ② エコアクション21中央事務局が実施する「自治体イニシアティブプログラム」を活用することにより、専門家による集団指導および個別指導を実施し、実際の認証取得に向けた支援を行います。
- ③ 認証取得に係る経費の1/2（15万円を上限とする。）を助成します。
 - ・エコアクション21導入セミナー 募集人数： 30名
 - ・エコアクション21認証取得支援セミナー(全4回程度) 募集数：5事業者
 - ・エコアクション21認証取得に係る費用の一部助成 上限150,000円・4件

(2) 助成実績

金額：千円

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人数	日程	人数	日程	人数	日程	人数	日程	人数	日程
導入セミナー	3 名	6/4	9 名 ・3 名	6/3・ 10/22	7 名	6/6	9 名	5/28	7 名	5/26
認証取得セミナー	2 社	6/20～ 11/6 (全 6 回)	5 社 ・3 社	6/26～ 11/8 11/7～2/10	5 社	6/26～ 10/30	5 社	6/26～ 10/30	5 社	6/24～ 10/24

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
エコアクション 21 認証取得に 係る費用助成	3	310	7	633	2	157	3	340	2	216

※平成 23 年度より事業開始。

(3) セミナー実績

※平成 23 年度より事業開始。

平成 29 年度予算額 604 千円

2 環境経営セミナー実施事業

企業の社会的貢献をさらに向上するとともに、自主的に環境改善に取り組めるよう支援します。

(1) 事業内容

区内中小規模事業者を対象に、地球温暖化対策の現状や具体的な省エネルギー対策等の情報を提供することにより、事業所が効果的に環境活動に取り組めるよう、テーマを定め、講師・出席者同士でのグループ討議などを行っています。

< 28 年度実績 >

- ・日 時 平成 28 年 11 月 11 日(金)午後 1 時 30 分～3 時
- ・会 場 荏原第五区民集会所第一集会室
- ・講演内容 (1) スマートエネルギー都市の実現に向けた都の取組
(2) 区内企業の環境に関わる取組みのご紹介
(3) 中小企業の省エネメリット～電力自由化を踏まえて～

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加事業所数	45	27	20	20	22
参加者数	53	33	27	26	27

平成 29 年度予算額 297 千円

3 サマールック、ウォームビズキャンペーンの実施

エネルギー需要が増大する夏季・冬季期間中、省エネの取組みを推進し、地球温暖化防止を図るため、サマールック・ウォームビズキャンペーンを実施します。

(1) 内容

省エネルギーと節電対策を推進するため、冷房の設定温度を室温が28℃になるように設定します。また、暖房の設定温度は、庁舎ではおおむね室温が19℃を超えない範囲で過度とならないよう設定し、一般事業所については、室温20℃の設定に協力を要請します。

体感温度は、まず服装で調整することとし、夏季には、上着を脱ぎ、ネクタイをはずし、軽装で執務を行い、冬季においても服装による調整への協力を求めます。

平成29年度サマールックキャンペーンについては「5月1日から10月31日」まで実施します。なお「7月23日（大暑）から8月23日（処暑）」の期間を、スーパーサマールックキャンペーンとして、軽装で執務を行うことに対する意識の強化期間とします。

ウォームビズキャンペーンにつきましては「平成29年11月1日から平成30年3月31日」まで実施予定です。

(2) 連携

東京商工会議所、東京ガス(株)、東京電力パワーグリッド(株)と連携して実施します。

平成29年度予算額 838千円

七. エコライフ普及事業（環境推進係）

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のため、環境にやさしいライフスタイルを区民に普及します。

1 地球にやさしい環境運動推進事業

区内における地球温暖化対策を推進するためには、家庭部門での省エネルギー・節電の取組みが重要な課題となっています。そこで、区内商店街の持つメディアネットワークを最大限に活用し、区民に向けて省エネ・節電の啓発活動を普及するため地球にやさしい環境運動を推進します。

〔根拠法令等〕 ・地球にやさしい環境運動推進事業補助金交付要綱

(1) 目的

商店街での広報活動を利用し、区民に向けた省エネ・節電啓発

(2) 内容

(ア) 環境学習

- ・環境学習講座「まなびや」の開催
グリーンコンシューマー体験 in 商店街
区内商店・企業の“ミセエコ”見学ツアー

(イ) 普及啓発・宣伝活動

- ・クールシェアスポット
- ・エコカップスポーツ大会
ママさん大会、サッカー3年生大会・4年生大会
親子バレーボール大会
- ・エコバッグ製作
- ・節電などをテーマにしたフラッグの作成・掲示（区内商店街）

(3) 28年度実績

(ア) 食による環境学習

- ・エコ・クッキング選手権
- ・環境学習講座「まなびや」の開催
- ・エコ・クッキング教室
- ・グリーンコンシューマー体験 in 商店街

(イ) 普及啓発・宣伝活動

- ・節電イベント
- ・クールシェアスポット
- ・エコカップスポーツ大会
ママさん大会、サッカー3年生大会・4年生大会
親子バレーボール大会
- ・節電などをテーマにしたフラッグの作成・掲示（区内商店街）

平成29年度予算額 5, 074千円

2 国産間伐材の有効活用事業

国産間伐材の有効的な活用は環境保全につながります。そこで、間伐材の利用効果等を周知するとともに、使用した物品を紹介し活用できるような仕組みづくりをします。

〔根拠法令等〕 ・国産間伐材の有効活用事業補助金交付要領

(1) 目的

区民に向け、国産間伐材の有効的な活用が環境保全につながるという意識啓発

(2) 内容

- ① 1 dayschool 木の学校 間伐材でマイ下駄作り、花緒すげ体験
- ② 品川区産“間伐材”探検ツアー
 - ・夏休みこどもECOツアー（品川区民公園）
 - ・東京の森あそび木づかいツアー
- ③ 間伐材啓蒙冊子制作
6年目を向かえた本事業の総括として、過去5年間で展開してきた内容をまとめ、区内の間伐材を利用した活動や、間伐材をとりあつかっている商店を紹介する冊子を制作し、学校や商店街にて配布する。

(3) 28年度実績

区民に間伐材の存在をよりPRしていくことを重点に展開し、事業、ワークショップを実施

- ① 1 dayschool 木の学校 間伐材でマイ下駄作り、花緒すげ体験
- ② 品川区産“間伐材”探検ツアー
 - ・夏休みこどもECOツアー（品川区民公園）
 - ・東京の森あそび木づかいツアー
「東京の森あそび 東京の森に入ろう！」
青梅市成木（なりき）で、間伐前～木材加工を知る日帰りツアー
「東京の木づかい カッティングボードを作ろう！」
品川区の池田元一商店にて、カッティングボード作成
- ③ イベント屋台制作費（早川町の間伐材利用）
地域活動課で行なっている市町村交流事業と連携し、早川町で間伐した木材で制作、区内商店街のイベントなどに貸出し活用した。

平成29年度予算額 2,976 千円

八. 地域エコ活動推進事業（環境推進係）

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のために、区民の自主的な環境活動を推進するとともに、広く区民に環境啓発を図ります。

1 環境講演会

環境問題についての区民の環境意識の向上、また、環境配慮への動機付けとなることを目的に講演会を開催します。

同時に、地域で優れた環境活動を行っている団体等を顕彰する「環境表彰式」を開催し、活動の紹介も行います。

平成29年度は、平成30年2月に実施予定です。

（1）28年度実績

平成29年2月25日（土）

スクエア荏原 ひらつかホール

品川区制70周年記念

環境表彰式&環境講演会（環境表彰式と同時開催）

・ 講師 服部 幸應氏

「食育力—大切なものを失った日本人—」



（2）実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加者数	163	132	222	246	177

平成29年度予算額 966千円

2 環境表彰式

平成18年度より区民の環境保全に関する自主的な取り組みを進めるため、優れた環境活動を展開している団体や個人を顕彰しています。

平成28年度より、「環境表彰式」と改名し、また、募集形式を改め環境に関する表彰事業を行っている関係部署（公園課・品川清掃事務所）と連携を取り、環境に係る事業に対する表彰を合同で実施します。（みどりの顕彰式含む）

〔根拠法令等〕 環境保全活動顕彰制度実施要綱

28年度実績

環境保全活動顕彰

企業大賞	日産東京販売ホールディングス株式会社 東京日産自動車販売株式会社 日産プリンス東京販売株式会社 日産プリンス西東京販売株式会社 「日産グリーンショップ」
企業賞	第一三共株式会社 品川研究開発センター 「地球温暖化防止に関する活動」
地域大賞	永尾 章二 「しながわ花海道創設期からの花壇の継続運営」
地域賞	西品川二丁目会 猫基金グループ 「地域猫対策活動」
	平塚二丁目町会 花と緑の部 「ECO循環サイクルを中心とした「花いっぱい運動」」
	喜楽会 「リサイクル活動」

もったいない選手権 最優秀賞

喜多 智子	各家庭で使っていない傘を集め、「わ！しながわ」のステッカーを貼り、区内公共施設で再利用するアイデア。
-------	--

平成29年度予算額 380千円

3 エコライフアイデアコンテスト事業 (もったいない選手権)

本事業は、平成28年度3カ年実施経過をもって終了とする。

(1) 目的

第二次品川区環境計画の基本目標の一つである「快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる」を達成するために、「身近にある『大切な環境』発見プロジェクト」の一環として、コンクールを実施します。平成29年度については、3カ年の成果として、各イベントにおいてこれまで集まったアイデアの一部を発表します。

これを契機に、区民の環境に対する意識向上と環境保全活動への参加につなげていきます。

28年度 実績 「もったいない選手権」

平成28年度は「もったいない」をテーマにした生活全般・省エネルギー・フードロス等に焦点を当てたアイデアを募集し、優れた作品は表彰し広く区民に周知します。

・応募総数 3,442件

(一般70件 ECOフェス252件 しながわ家庭エコチャレンジISO 3120件)

・最優秀賞 1件 (賞状・副賞5千円 トロフィー 環境表彰式にて贈呈)

・優秀賞 6件 (賞状 副賞3千円)

・アイデア賞 100件 (副賞5百円)

4 しながわ家庭エコチャレンジ

平成 27 年度より名称を「しながわ家庭エコチャレンジ」に変更しました。
小学生のいる家庭にリーフレットを配布し、家庭での環境意識の向上と、実践による環境負荷の軽減を図ります。

(1) しながわ家庭エコチャレンジの流れ

- ・啓発リーフレットは学校を通じて配布（低学年用・中学年用・高学年用）
- ・それぞれの内容の違った取組みを夏期に実施します。（低学年は環境絵日記の記載、中学年はもったいないアイデアの提出。高学年はCO₂削減に取り組めます。）
- ・記入したシートは学校ごと取りまとめ、環境課に提出（9 月／年 1 回実施）
- ・チャレンジした児童には、学校を通じて認定証を交付します。

(2) 実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加校	37	38	38	38	38
取り組み児童数	5,933	7,315	7,734	7,978	8,909
環境情報送付希望家庭数	498	—	—	—	—

※本事業は平成 18 年度より実施

平成 29 年度予算額 2,587 千円

5 暮らしの中の電力シェイプ作戦

エコワット（簡易型電気料金表示器）を一定期間区民に貸し出し、使用の家電製品の消費電力や使用料金、CO₂排出量を調べていただきます。区民が直接目で見て体験し、その効果を実感することで省エネ意識の向上と経費の削減につなげていきます。

(1) 内 容

- ・区民にエコワット【簡易型電気料金表示器】を一定期間貸し出し、使用の家電製品の消費電力や使用料金、およびCO₂排出量を調査
- ・返却時に調査結果を区に報告

区はその体験を返却時に報告していただき、その取組みや情報をホームページやイベント等で周知します。

(2) 平成 28 年度実績

貸出し数実績 1 件 2 台



6 SHINAGAWA “もったいない” プロジェクト

2020年に迫った東京オリンピックは、日本発の世界共通語“もったいない”の精神を普及させ、環境を優先して行われます。数種の競技会場となる区でも、“もったいない”の精神を普及啓発することで、オリンピック開催までに区内の環境意識・イメージの向上と、外国人観光客等にとって魅力あるまちづくりにつなげていきます。

(1) 内容

“もったいない”の普及啓発として「食品ロス」をテーマに取り上げ、区内商店街の飲食店や個店を対象に一定の条件を満たした店を、食品ロス削減に取り組んでいる店であるとして区が紹介します。

(2) 平成28年度実績

品川区商店街連合会の協力を得て、本事業に協力してくれる商店街を紹介してもらい、登録店舗数増加に努めました。現在11の商店街と個店に協力を得、89店舗の推進店が誕生しています。（平成29年3月31日現在）

商店街	店舗数
旗ヶ岡商店街	3
旗の台東口通り商店街	9
親友会通り商店街	9
立会川駅前通り繁栄会	8
立会川駅前商店会	4
大井銀座商店街	2
大井サンピア商店街	2
不動前駅通り商店街	11
桜新道商盛会	3
荏原町商店街	13
戸越公園駅前南口商店街	4
個店	21
合計	89



平成29年度予算額 1,165千円

7 ボトルキャップ回収運動

「ボトルキャップ回収運動」を通じて、環境について職員が考える機会とし、さらなる環境意識の向上を図るとともに、分別排出のルールを継続的に周知することをねらいとしています。

(1) 内容

職員等が出したペットボトルのキャップを社会福祉法人福栄会のペットボトルキャップリサイクル事業に提供することとおし、資源循環意識の向上を図ります。

平成29年度予算額 48千円

8 エコプロ（オール東京 62 市区町村共同事業）

（1）目的

国内最大級の環境展示会である「エコプロ」にオール東京 62 市区町村共同事業の一つとして出展する。各自治体はそれぞれの環境施策等を広く来場者に紹介をし、広く周知する。

（2）概要

オール東京 62 市区町村共同事業としては平成 23 年より参加

※品川区としては平成 25 年より参加

平成 28 年度実績

【日時】平成 28 年 12 月 8 日（木）～10 日（土）

【場所】東京ビックサイト 東ホール

【平成 28 年度テーマ】

オール東京 62 『みどり東京ミュージアム』

『山から、まちから、島から～エコ活動の博物館』

【出展方法】

・ブース出展・・・品川区環境施策紹介

- ① しながわ環境ミュージカル紹介
- ② 区商連補助金事業 木の学校紹介
- ③ もったいない推進店 クイズラリー

・ステージ・・・・・・ 朋優学院アトラクション部による、環境戦隊エコレンジャーショウ

【観客数】 116 人

・ワークショップ・ ボランティアによるペットボトルで雲を作ろう

【参加者数】 30 人

平成 29 年度予算額 68 千円

九. 低公害車買換え支援事業（環境管理係）

区内中小企業者に対し環境保全活動を促進し良好な環境の確保に寄与するため、低公害車への買換え助成をおこなっています。

中小企業者が低公害・低燃費車への買換えのため、都の融資あっせんを受けた際、利子については都が 1／2 を補助し、信用保証料については 2／3 を補助しますが、補助されない自己負担分を区が助成します。

(1) 目的

低公害車を購入する区内中小事業者（個人事業者も含む）に対して、必要な費用の一部を助成することにより、環境性能の優れた自動車への普及促進を行い、地球温暖化防止対策の推進・大気汚染の低減を図ります。

[根拠法令等] ・品川区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱

(2) 助成実績

合計額

金額：円

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	計
台数	33	33	32	24	26	
金額	1,954,086	2,017,541	914,039	566,767	621,510	6,073,943

※平成 25 年度までの助成実績は、事業終了した「ディーゼル自動車買い換え利子補給」の助成額を含む

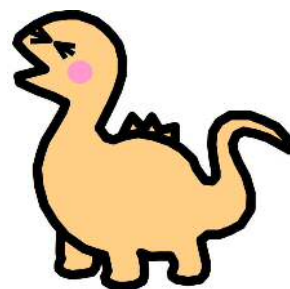
(3) 助成金支出予定額

合計額

金額：円

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	計
台数	21	17	17	6	3	
金額	619,179	350,555	145,680	54,272	3,716	1,173,402

平成 29 年度予算額 846 千円



十. カラス及び外来種対策事業（指導調査係）

鳥獣のうち、カラス及び外来種（アライグマ・ハクビシン）に関する相談・苦情に対応します。カラス対策については、環境課・道路課・公園課・庶務課・清掃事務所と連絡体制を図り対応しています。カラス対策全体の調整は環境課が行っています。

「カラス・外来種総合窓口」の新設

平成28年度から「カラス・外来種総合窓口」を新設しました。専用電話による相談受付業務を一本化し委託することにより、カラス・外来種対策の充実を図ります。

- 〔根拠法令等〕
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

1 カラス対策

（1）カラスの巣、落下ヒナの撤去

平成17年度より、カラス被害を受けている区民や区内事業者に対し、カラスの巣や落下ヒナを撤去した場合撤去費用の一部助成を開始し、平成22年度からは業者委託により対応しています。



（2）カラスの相談および巣の撤去実績等

年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談実績件数	巣の撤去	307	302	248	267	216
	ゴミの散乱等	346	362	437	388	474
	鳴き声	0	2	3	6	8
	死骸の処理	25	21	40	36	42
	その他	9	0	22	37	47
	小計	687	687	750	734	790
撤去実績件数	巣の撤去	229(85)	195(67)	186(56)	159(47)	135(37)
	落下ヒナの撤去	77(28)	41(6)	28(7)	41(7)	47(4)
	小計	306(113)	236(73)	214(63)	200(54)	182(41)

（ ）内は民有地内の撤去数

2 外来種対策

【外来種（アライグマ・ハクビシン）】

平成25年度から実施しています。この外来種動物とは、特定外来生物に指定されているアライグマ及び有害鳥獣に指定されているハクビシンのことであり、隣接する県や区市では生態系への被害が発生しています。

更に国外においてはヒトへの重症感染症の報告もされている上、今後さらに生息域拡大の恐れがあるため効果的に防除を進める必要があります。

(1) 外来種情報提供

アライグマ・ハクビシンに関する区民からの相談に対応し、チラシ等により生態・出没情報の周知等を行っています。

(2) 箱わなの設置・捕獲

アライグマ・ハクビシンの被害を受けている区民の家屋に対し、箱わなを設置し捕獲・回収処分を委託により行います。

外来種駆除事業は東京都の補助金制度を活用しています。(経費の1/2)



(3) 外来種相談および捕獲実績等

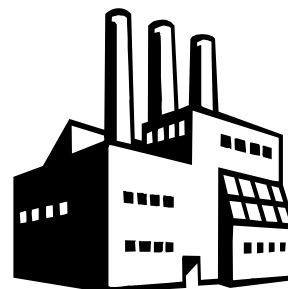
年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
目撃情報	65	62	95	92
箱わな設置件数	20	25	20	15
捕獲件数	2	3	3	3

【特定外来生物（アルゼンチンアリ）】

平成27年度6月より八潮2丁目付近におけるアルゼンチンアリの防除を品川区アルゼンチンアリ防除実施計画の下、実施しています。

ベイト剤の設置および液剤の散布を月1回委託により実施。完全防除が達成されるまでおおむね3年を目途に防除します。東京都の補助金制度を活用しています。(経費の1/2)

平成29年度予算額 8,644千円



十一. 環境指導相談 (指導調査係)

区民の生活環境の保全及び公害の未然防止の為、法令に基づく工場・指定作業場・特定施設等の指導を行い、特定建設作業・石綿含有建築物解体工事等の届出の受付・指導等を行います。

また、典型7公害等の公害苦情相談に対応しています。

[根拠法令等]

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）・環境基本法
- ・公害紛争処理法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・大気汚染防止法他

1 工場指導

(1) 工場公害対策

区内には、平成28年度末現在、約1,600件の工場と約800件の指定作業場¹があります。工場・指定作業場を設置または変更する際には、環境確保条例に基づき、事前の認可および届出をしなければなりません。

環境課では、工場などの設置や変更を計画したとき、その内容を検査し（施設²により構造基準が定められています）条例を遵守するように指導を行います。

申請等の受理実績件数（工場）

種別 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置認可申請	7	12	6	7	7
変更認可申請	10	8	7	6	6
工場完成届	29	16	15	5	9
氏名変更届	44	48	40	15	29
承継届	12	10	4	4	5
現況届	1	2	2	0	4
廃止届	88	59	52	23	51
合計	191	155	126	60	111

届出の受理実績件数（指定作業場）

種別 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置届	19	12	15	13	17
変更届	7	8	5	10	5
氏名変更届	29	50	37	46	39
承継届	28	8	5	14	13
廃止届	10	13	12	6	14
合計	93	91	74	89	88

(2) 化学物質の適正管理

化学物質取扱事業者は、事業所で使用する化学物質の取り扱い状況を正確に把握し化学物質を適正に管理する必要があります。

環境確保条例では、テトラクロロエチレン・硫酸・イソプロピルアルコールなどの59種類の化学物質（適正管理化学物質という）を取り扱う事業者は、毎年、化学物質ごとの使用量・製造量・出荷量・排出量・事業所外への移動量について「適正管理化

¹ 環境確保条例別表第2 自動車駐車場、洗濯施設を有する事業場、焼却炉等を有する事業場等32種別

² 構造基準が定められている施設は、粉じんを発生する施設、有害ガス取扱施設、炭化水素系物質を貯蔵する施設、有害物質取り扱い施設

学物質使用量等報告書」³の提出を、また、一定規模以上の事業所については、「化学物質管理方法書」⁴を作成、変更した時に届出をしなければなりません。

化学物質届出受理実績件数

年度 種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
工 場	報告書	59	49	48	46	48
	方法書	5	0	13	0	1
指定 作業場	報告書	43	38	37	35	39
	方法書	1	2	3	6	2

(3) 土壌汚染対策

有害物質により汚染された土壌の、大気中への飛散又は土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため「環境確保条例」および「土壌汚染対策法」で規制しています。

有害物質取扱事業者⁵は、工場若しくは指定作業場を廃止し、又は主要な部分を除却しようとするときは、土壌汚染状況を調査し、その結果を届け出なければなりません。

土壌汚染状況調査に係る届出実績件数

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
工 場	14	12	14	5	10
指定作業場	1	5	5	3	4
合 計	15	17	19	8	14

(4) 地下水揚水規制

地盤沈下の防止や地下水の保全を図るため、地下水の揚水施設の構造及び揚水量が制限されています。環境確保条例に基づき、地下水を揚水するための揚水施設（規則で定める規模以上のもの⁶）を設置する際には届出を行い、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナー⁷の位置、揚水機の出力を規則で定める基準に適合させる必要があります。また、揚水量の測定結果の報告を求めています。

³ 59 種類の適正管理化学物質の報告書 年間 100kg 以上取り扱っている事業者対象

⁴ 従業員数 21 人以上 化学物質の性状や製造工程などの応じた取扱い方法を文書化したもの

⁵ 条例に規定する工場または指定作業場を設置している者で、有害物質を取扱い、又は取り扱ったことがある者

⁶ 揚水機の出力が 300W を超える揚水施設⁶ 井戸の下部に設置する地下水を集水するための細孔を多数設けた管

⁷ 井戸の下部に設置する地下水を集水するための細孔を多数設けた管

地下揚水量報告実績件数

種別 \ 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
工場	4	4	4	4	4
指定作業場	27	27	24	30	19
その他(個人・非常用)	7	8	8	4	13

(5) 特定施設の規制・指導

「騒音規制法」・「振動規制法」に基づき、指定地域内⁸において工場・事業所に著しい騒音・振動を発生する機械（特定施設）の設置または変更する際には、届出が必要です。届出を検査し、法令を遵守するように指導を行います。

騒音規制法に基づく特定施設届出実績件数

種別 \ 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置届	11	16	9	7	6
数等の変更届等	3	0	5	3	1
氏名変更届	30	48	51	33	38
承継届	11	8	4	9	8
使用全廃届	24	16	20	8	21
計	79	88	89	60	74

振動規制法に基づく特定施設届出実績件数

種別 \ 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置届	4	8	4	3	2
数等の変更届等	2	1	4	4	0
氏名変更届	12	25	17	10	13
承継届	4	3	1	4	2
使用全廃届	21	12	19	5	17
計	43	49	45	26	34

(6) 建設作業公害規制・指導

建設作業の中で、解体・杭打ち・杭頭処理などの工事は、著しい騒音・振動を発生させることから、騒音規制法・振動規制法は、これら作業のうち特定の機械を使用する工事を「特定建設作業」と位置付け、施工者は作業内容の届出をしなければなりません。低騒音・低振動型の建設機械の使用や防音シートで囲うなどの対策を指導します。

⁸ 品川区の指定地域は、東品川5丁目1番～8番、10番、八潮1丁目1番～2番、八潮2丁目1番～10番、東八潮を除く全域です。

特定建設作業に係る届出実績件数

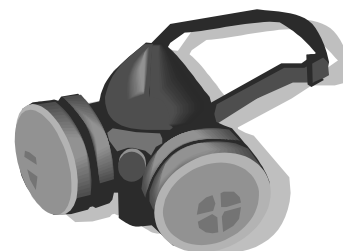
年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
騒音規制法	350	424	368	422	448
振動規制法	216	242	226	241	265
計	566	666	594	663	713

(7) 石綿含有建築物解体工事の届出

石綿含有の建築物の解体・改修工事の際には、大気汚染防止法および環境確保条例に基づく届出が必要です。届出について、工事計画を審査するとともに、工事上の遵守事項などについて必要な指導を行います。

届出実績件数

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
石綿含有建築物 解体工事届	29 (大防法のみ 2)	32 (大防法のみ 1)	29 (大防法のみ 2)	44 (大防法のみ 1)	37 (大防法のみ 2)



(8) 公害防止管理者の選解任受付

特定の工場については、工場からの公害発生を防止するため、環境確保条例等により、公害防止管理者を選任することが定められており、その選解任届出の受付や指導を行います。長期優良な東京都公害防止管理者は区民表彰の対象となります。

届出実績件数

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京都公害防止管 理者等届出	31	16	14	8	12

(9) 悪臭対策

悪臭防止法と環境確保条例に基づき工場・事業所における事業活動に伴い発生する悪臭を規制しています。条例は、臭気指数⁹による規制。

⁹人がかいで、においの強さを測る。対象になる気体が入ったものを含めポリ袋を三つ用意し、6人以上の測定者にかがせ、どれがにおうか当ててもらふ。中の空気を薄めていき、測定者が当てられなくなった時点の希釈倍率数を平均して出す。

種 別	悪臭防止法に基づく規制	環境確保条例に基づく規制
対象地域	島しょ地域を除く都内全域	都内全域
対 象	工場・事業場(事業活動を営むものすべて。ただし、建築作業は、適用外)	工場・指定作業場(環境確保条例で指定された業種)
適用範囲	その不快なおいにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるとき(周辺住民からの苦情が発生しているとき)	工場の設置認可・変更認可、指定作業場の設置届・変更届の際の審査時

2 環境相談

(1) 公害苦情

公害紛争処理法をはじめ環境関係法令に基づき、騒音・振動・大気汚染・水質汚濁等の典型7公害に関する区民からの苦情申立てにより、現場確認・調査等を行い改善対策などの指導をします。

現象別苦情受付件数（典型7公害等）

区分 \ 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ばい煙	15	8	2	4	3
粉塵	18	18	15	13	11
有害ガス	0	0	0	0	0
悪臭	34	30	28	19	18
汚水	0	0	0	0	0
騒音	137	132	148	99	81
振動	39	38	13	14	12
その他(雑草)	23(23)	28(26)	32(28)	21(19)	23(22)
計	266	254	238	170	148

(2) 環境一般相談

典型7公害以外の環境相談に対応します。

環境一般相談実績件数（典型7公害以外）

区分 \ 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
環境一般相談	179	523	527	1,050	933
土壌汚染相談	1,345	1,671	1,971	2,072	1,949
計	1,528	2,194	2,464	3,122	2,882

アスベスト相談実績件数

種別 \ 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
建築物中のアスベスト	11	8	2	5	17
分析・処理業者の紹介	0	0	1	6	2
解体時の手続	9	15	19	66	72
行政への要望等	0	0	1	2	3
その他（融資・健康等）	10	9	8	16	20
合 計	30	32	31	95	114

（３）測定機器の貸出

区民を対象に、公害発生源からの騒音・振動を区民自身で計測し、影響を把握してもらうため、騒音計・振動計の貸出を行います。

貸出実績件数

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
騒音計	60	55	59	52	64
振動計	8	10	19	13	13

平成 29 年度予算額 6, 136 千円

十二．環境調査測定（指導調査係）

大気汚染、騒音、振動、また、公共用水域（目黒川・立会川・海域）の水質汚濁状況を把握し、環境基準の達成状況を監視、区民に情報を提供することで、区民の健康と生活環境の保全を図ります。

【根拠法令等】 ・ 環境基本法・騒音規制法・振動規制法・環境庁告示「環境基準」

1 環境調査測定

（１）大気汚染調査

① 一般環境大気測定¹⁰

一般環境（八潮小学校）における大気汚染物質の濃度を常時測定し、環境基準達成状況や経年変化をモニタリングし、測定結果は区のホームページで公表しています。

最近の傾向としては、浮遊粒子状物質については、改善が進み、環境基準を達成しており、二酸化窒素については環境基準前後で横ばいの状況が続き、ここ数年は

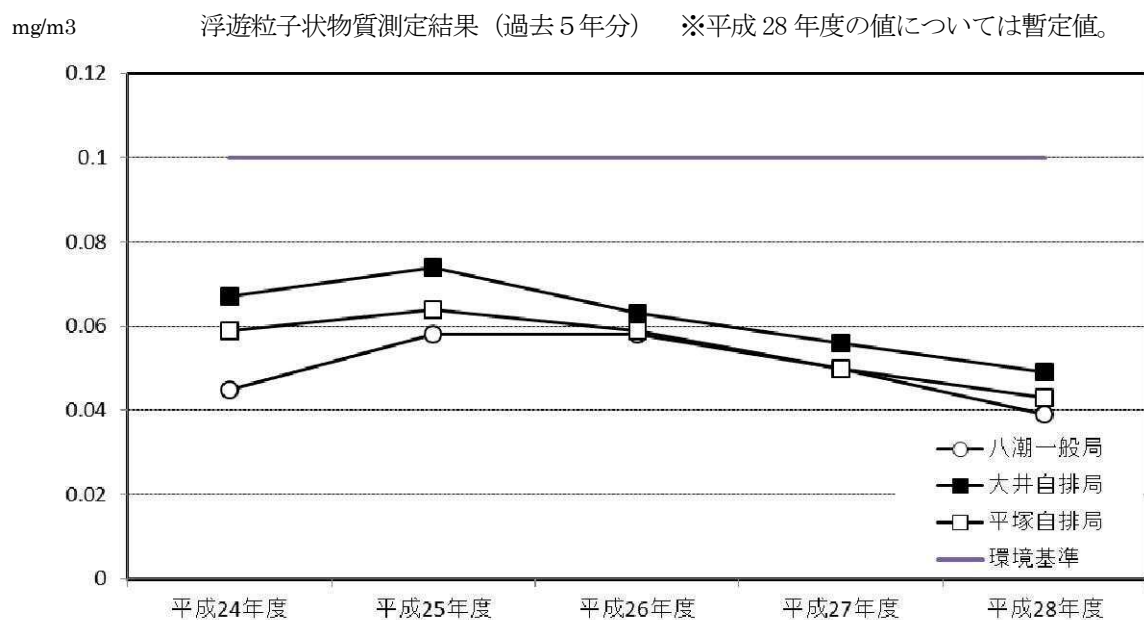
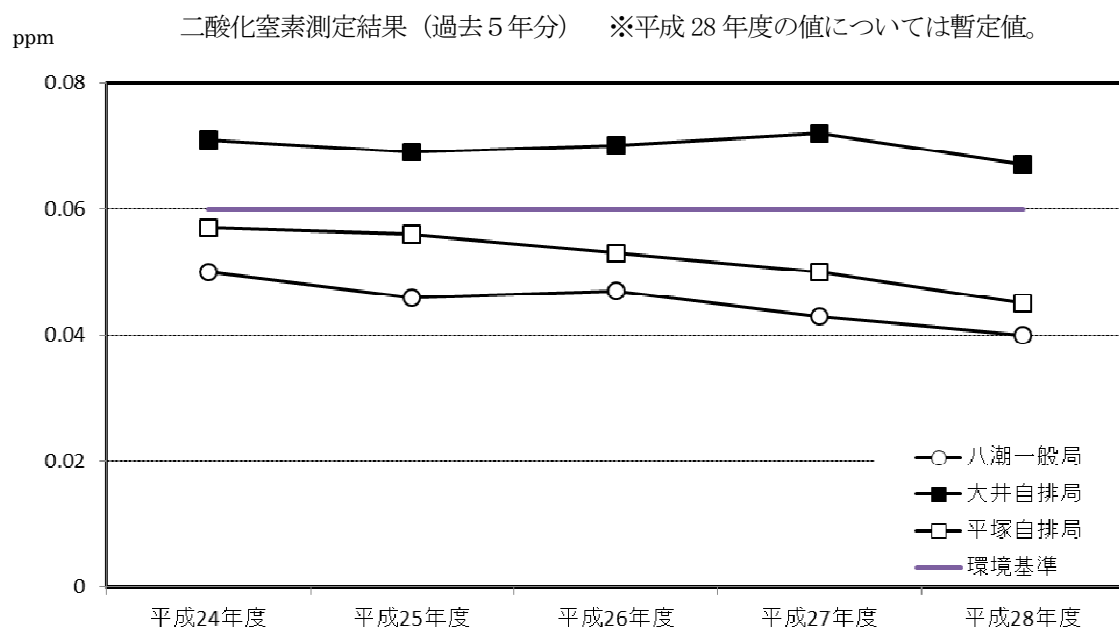
¹⁰ 一般環境大気を測定する測定局を一般環境大気測定局（一般局）という。

基準を達成してきています。

② 自動車排出ガス測定¹¹

幹線道路の交差点付近（平塚橋交差点、大井中央陸橋下交差点）で、大気汚染物質の濃度を常時測定します。

最近の傾向としては、浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、二酸化窒素は基準未達成です。



③ 光化学スモッグ緊急時対策

都からの光化学スモッグ注意報等の発令情報を区がFAXにて受信し、区内の小・中学校、幼稚園、保育園等へ庁内LAN・FAXで通知します。

¹¹ 自動車排出ガスを測定する測定局を自動車排出ガス測定局（自排局）という。

注意報が発令された場合は、防災無線放送を利用し注意喚起を行います。

区 分	光化学スモッグ緊急時の発令基準
学校情報	オキシダント濃度が 0.10ppm 以上になり、その状態が続くと認められる時
注 意 報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、その状態が続くと認められる時

光化学スモッグ発令日数

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
学校情報	8	15	7	14	5
注 意 報	3	7	4	7	1

④ 現在の区内大気状況のリアルタイム公開システム（しながわの空）

平成 18 年から区のホームページによるデータ公開を開始。前述の区有の一般測定局・自動車排出ガス測定局のほかに、都内の一般測定局（豊町）・自動車排出ガス測定局（中原口交差点・北品川交差点）など合計 6 局の大気汚染測定データを表・グラフ・地図などを用いて表示し、リアルタイムで公開しています。

ホームページ「しながわの空」アクセス数

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
アクセス数	38,806	41,098	66,240	51,183	48,699

⑤ 浮遊粉じん調査

区内 2 箇所、一般環境（品川区役所屋上）と道路沿道（南大井文化センター）にて年 6 回ハイボリュームエアサンプラーにて浮遊粉じんの測定を実施しています。

（２）騒音・振動調査

① 自動車騒音振動要請限度調査

主要幹線道路における自動車騒音・振動及び交通量を測定し、要請限度¹²の超過状況や経年変化をモニタリングします。国・都の道路管理者へ情報提供し、低騒音舗装など騒音対策の資料として活用されます。調査結果は区のホームページにて公表しています。

② 自動車騒音常時監視調査

幹線道路に面する地域について、環境基準の達成状況を把握するため、5 年サイ

¹²環境省令に基づく自動車騒音・振動の限度。市町村長は、限度を超えることにより、生活環境が著しく損なわれると認めるとき、東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができる。

クルで14路線（26区間）の調査をします。24時間騒音調査・背後地騒音減衰調査・交通量調査・住居戸数等の沿道状況調査等を行います。（法定受託事務）

平成28年度自動車騒音振動要請限度調査結果

平成28年度は全ての時間帯で騒音・振動とも要請限度を下回っています。

調査期間：平成28年度10月24日～26日、11月7日～8日、9日～10日

調査路線	騒音 LAeq (dB)		振動 L10 (dB)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道1号（桜田通り）	69	67	34	30
一般国道1号（第二京浜）	71	69	44	40
国道357号線（八潮バイパス①）	69	65	49	43
国道357号線（八潮バイパス②）	71	69	49	46
白金台等々力線（目黒通り①）	68	66	43	39
白金台等々力線（目黒通り②）	67	65	39	34
環状六号線（山手通り）	70	67	51	46
東品川下丸子線（池上通り）	67	65	43	38
特別区道7号（競馬場通り①）	68	63	37	31
特別区道7号（競馬場通り②）	68	64	43	39
特別区道31号（天王洲通り）	68	66	44	41

平成28年度自動車騒音常時監視調査結果

平成28年度は3路線で環境基準を超過しました。

調査期間：平成28年10月26日～10月27日

単位：dB

調査路線	基準点等価 騒音レベル(LAeq)	
	昼間	夜間
一般国道15号（東大井3-18-34）	<u>74</u>	<u>71</u>
一般国道15号（南大井2-12）	<u>72</u>	<u>70</u>
芝浦大森線（東品川1-2-5）	67	63
鮫洲大山線（東大井1-8-21）	66	62
東品川下丸子線（東品川4-3-1）	70	<u>66</u>

太字及びアンダーラインは基準超過

③ 鉄道騒音・振動

鉄道騒音振動の苦情が発生した場合、各鉄道会社・関係機関との調整を図り、対応します。

④ 航空機騒音

国が検討している羽田空港の機能強化に伴い、区内の航空機騒音の調査を行います。

(3) 水質汚濁調査

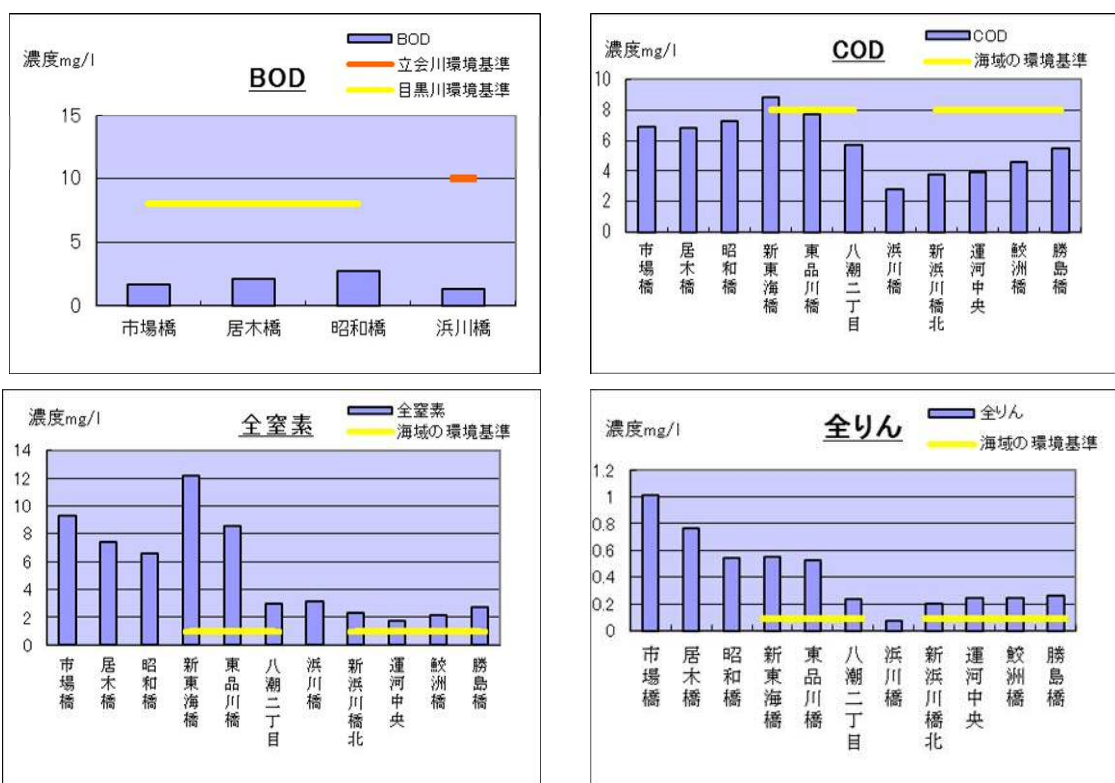
① 公共用水域水質調査

年間4回、目黒川3地点・立会川1地点・運河6地点・海域1地点、計11地点すべてで表層水と下層水を採取し、化学的・生物学的¹³な分析を行うとともに、年間2回、河川2地点で底質の調査を行ない、区内の公共用水域の実態を把握します。

また、水質異常事故等において、現象に応じ調査し、原因究明を行ないます。目黒川・立会川の水質汚濁指標であるBODや運河・海域のCODは、改善してきており、新東海橋のCODを除き環境基準を達成しています。しかし、全窒素・全りんは海域の環境基準を満たしておらず、富栄養化しています。

なお、平成29年度からは立会川の水域類型¹⁴が見直されたため、立会川の環境基準は目黒川と同等になります。

平成28年度 公共用水域水質調査結果



¹³ 水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素量 (DO)、生物的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、全窒素、全りん、重金属、プランクトン等

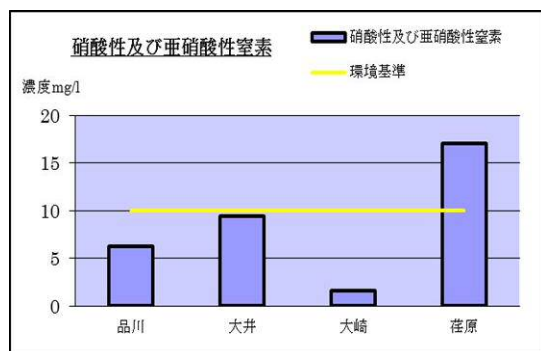
¹⁴ 水域ごとに利用目的や水質の状況に応じて設定される基準値の区分で、概ね5年ごとに見直される。

AA～Eの段階に分けられ、目黒川・立会川ともにD類型となっている。

② 地下水水質調査

品川・大井・大崎・荏原の各地区の地下水水質を年1回測定し、汚染状況等を監視します。測定項目は六価クロム・カドミウム・鉛などに加え揮発性有機化合物について分析しています。平成28年度の調査結果では、荏原地区の井戸で硝酸性及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えていました。植栽に使用された肥料が影響していると思われます。

平成28年度 地下水水質調査結果



(4) 放射線測定（空間放射線量）

平成23年3月11日の東日本大震災により発生した、東京電力福島第一原子力発電所事故に際し、放射性物質が大気中へ放出されたことから、区内における影響を把握し区民の不安を解消することを目的としています。

① 定点測定

品川保健センター及び荏原保健センターの2地点において空間放射線量の定点測定を実施しています。

平成23年度は専門業者による測定を実施しました。平成24年度からは品川保健センターおよび荏原保健センターの職員による測定を毎週実施しています。

これまでの測定結果は、全て基準値未満であり、区のホームページで公表しています。

② 測定機器貸出

放射線測定機器を区民に貸し出し、区民自身が区内の空間放射線量を測定することにより、放射線に対する不安解消につなげています。

貸出実績件数

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸出件数	181	156	59	45	25	20

*平成23年度2,3月のみ。

(5) 環境影響評価

環境アセスメント（環境影響評価）とは、大規模な開発事業などを実施する際にあらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいいます。

品川区では、環境影響評価法、東京都環境影響評価条例等に基づく事案等に関して、他課との調整を図り、関係機関に意見書等を提出します。

[平成24年度から28年度までに、品川区に関連した環境影響評価]

時 期	事 業 名
平成 24 年度 (5 件)	・ 川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸設備増設計画（準備書） ・ 中央新幹線（東京都・名古屋市間）（方法書） ・ 川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸設備増設計画（評価書） ・ 西品川一丁目地区再開発計画（評価書） ・ 東雲地区開発事業（事後調査報告書）
平成 25 年度 (4 件)	・ 中央新幹線（東京都・名古屋市間）（準備書） ・ 西品川一丁目地区再開発計画（事後調査計画書） ・ (仮称) 目黒駅前地区第一種市街地再開発事業（事後調査計画書） ・ 東雲地区開発事業（完了届）
平成 26 年度 (5 件)	・ 東京都市計画道路環状第 2 号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業（事後調査報告書） ・ (仮称) 環二再開発（Ⅲ街区：虎ノ門街区）建設事業（事後調査報告書） ・ 西品川一丁目地区再開発計画（事後調査報告書） ・ 目黒清掃工場建替事業（調査計画書） ・ 中央新幹線 品川・名古屋市間（評価書・事後調査計画書）
平成 27 年度 (2 件)	・ 目黒清掃工場建替事業（評価書案・見解書） ・ 川崎天然ガス発電所 3・4 号機増設計画（配慮書・方法書）
平成 28 年度 (3 件)	・ 目黒清掃工場建替事業（評価書） ・ 京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業（環境影響評価調査計画書） ・ 東京都市計画道路幹線街路環状第 4 号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業（特例環境配慮書）

[環境影響評価の予測・評価項目]

大気汚染、悪臭、騒音・振動、風環境、土壌汚染、地盤、地形・地質、廃棄物、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス、水質汚濁、水環境

平成 29 年度予算額 46,740 千円

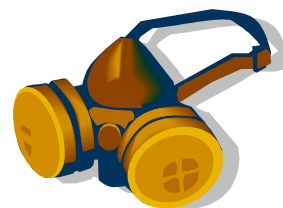
十三. アスベスト対策事業（指導調査係）

アスベスト（石綿）は断熱性・絶縁性に富み、安価であるため、様々な建設資材に使用されています。しかし、空気中に飛散したアスベストを吸引すると肺がん・中皮腫等の原因となり、暴露から10年以上経過してから発症するおそれがあります。

このアスベストを使用した建築物等が、現在、解体・改修の時期を迎えており、工事にあたり飛散防止対策を確実に行うことが必要です。

平成23年度より実施してきたアスベスト調査助成に加え、平成25年度から除去助成を実施し、アスベスト対策を確実に行うことにより、区民の不安を解消するとともに健康被害の未然防止を図ります。

【根拠法令等】 ・大気汚染防止法
・環境確保条例



事業内容

助成対象者：建築物の所有者

助成対象建築物：区内の住宅・事務所・作業所・店舗・倉庫・駐車場等

（１）アスベスト調査助成（年間5件）

1棟につき調査費用の全額(上限25万円)を助成

(国の補助金制度を活用・・・助成金額の10/10) ※平成23年度から開始

（２）アスベスト除去助成（年間3件）

1棟につき除去費用の2/3(上限300万円)を助成

(国の補助金制度を活用・・・助成金額の1/2) ※平成25年度から開始

助成実績件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
アスベスト分析調査	2	4	1	3	0
アスベスト除去	—	2	2	3	1

（３）アスベスト計画誘導

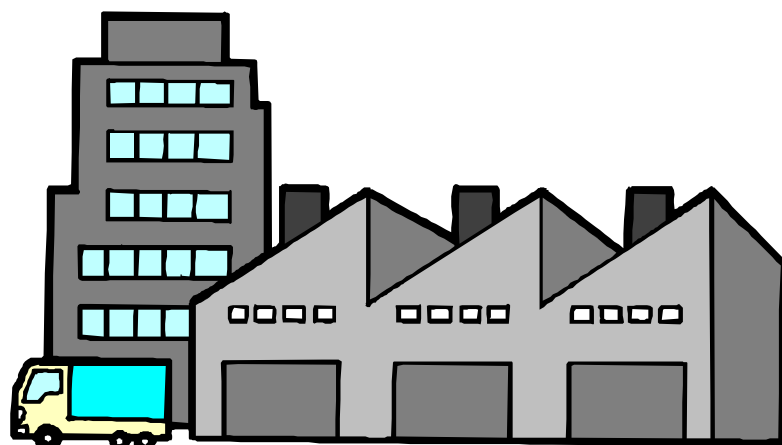
パンフレット等を作成し、広く区民に計画誘導の周知を図ります。

(国の補助金制度を活用・・・作成金額の1/2) ※平成26年度から開始

平成29年度予算額 10,367千円



品川区清掃事務所



品川区清掃事務所

係別事務分掌

庶務係

- 1 所の予算、決算および会計に関すること。
- 2 所の人事に関すること。
- 3 所の事業の進行管理に関すること。
- 4 統計および調査に関すること。
- 5 所内の取締りおよび施設、設備等の維持管理に関すること。
- 6 清掃およびリサイクル事業の企画調整に関すること。
- 7 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- 8 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 9 他の特別区および東京二十三区清掃一部事務組合との事務調整に関すること。
- 10 所内他係に属しないこと。

事業係

- 1 一般廃棄物(し尿を含む。)の収集および運搬に関すること。
- 2 大規模建築物(事業用大規模建築物を除く。)の廃棄物保管場所等に関すること。
- 3 作業用自動車の運行管理(修理を含む。)に関すること。
- 4 清掃事業の普及啓発に関すること。
- 5 家庭廃棄物の排出指導に関すること。
- 6 資源物の持ち去りの防止に関すること。

リサイクル推進係

- 1 リサイクルの普及啓発に関すること。
- 2 資源物の分別回収および集団回収に関すること。
- 3 資源化センターの管理運営に関すること。
- 4 分別収集計画に関すること。
- 5 廃棄物減量等推進員に関すること。

許可指導係

- 1 一般廃棄物処理業の許可および指導に関すること。
- 2 事業用一般廃棄物の排出指導に関すること。
- 3 事業用大規模建築物の保管場所等に関すること。
- 4 浄化槽に係る届出および指導に関すること。

一. ごみ・資源収集実績量の推移 (事業係・リサイクル推進係)

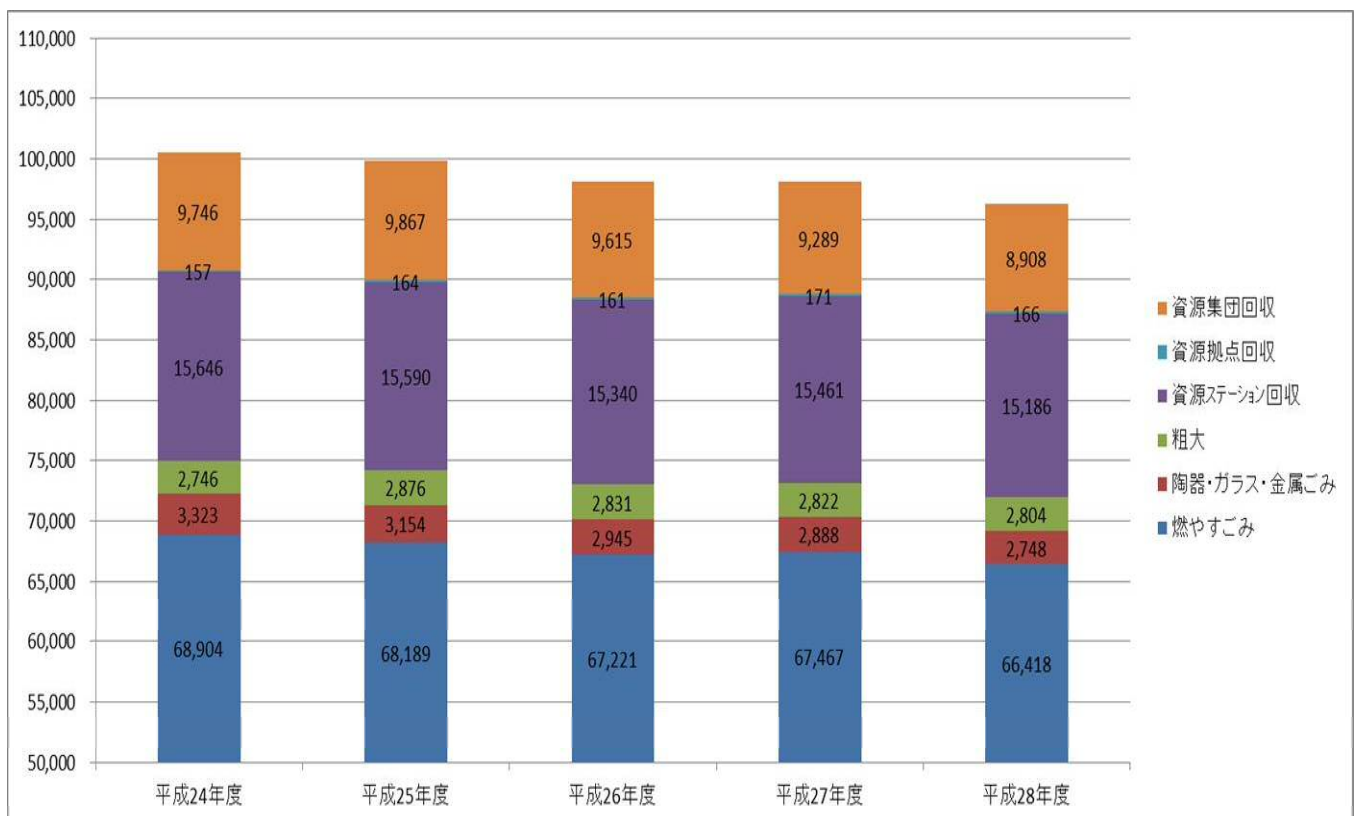
単位：トン

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	前年度比
ご み	74,973	74,219	72,997	73,177	71,970	98.4%
燃やすごみ	68,904	68,189	67,221	67,467	66,418	
陶器・ガラス・金属ごみ	3,323	3,154	2,945	2,888	2,748	
粗 大	2,746	2,876	2,831	2,822	2,804	
資 源	25,549	25,621	25,116	24,921	24,260	97.3%
資源ステーション回収	15,646	15,590	15,340	15,461	15,186	
拠点回収	157	164	161	171	166	
集団回収	9,746	9,867	9,615	9,289	8,908	
合 計	100,522	99,840	98,113	98,098	96,230	98.1%

※平成 28 年度は速報値 ※燃やすごみは週 2 回、陶器・ガラス・金属ごみは月 2 回、粗大ごみは個別申込・随時回収

※資源ステーション回収は週 1 回収 ※資源回収には区施設資源回収を含まない。

※ごみ・資源には区収集事業系ごみを含む。



二. 直営事業の経営資源等 (事業係)

1 清掃関係施設のあらまし

平成29年4月1日現在

区分		品川区清掃事務所(品川庁舎)	北品川分室
所在地		品川区大崎1-14-1 TEL3490-7051	品川区北品川3-10-19 TEL3474-5240
施設	敷地面積	1,318.04 m ²	986.50 m ²
	建 物	延床面積 5,371.84 m ² (うち地下駐車場 1,475 m ²) RC造地上4階 地下2階 平成8年8月竣工 駐車場 55 台分	延床面積 720.90 m ² RC造地上3階 昭和43年建築 (平成9年全面改修)
職員数 174 人 常勤職員 139 人 再任用 14 人 非常勤 21 人		事務 19 統括技能長 1 技能長 15 再任用 3 収集 57 自動車運転 14 非常勤 16 自動車整備 2 計 127 人	再任用技能長 1 収集 31 再任用 10 非常勤 5 計 47 人
所管する地域		品川区内のうち品川・大井・大崎・八潮地区、粗大収集は全域	
業務の概要		ごみ・資源・し尿の収集・運搬、動物死体の収集作業 清掃事業の普及啓発、排出指導 大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理 廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関すること 集団回収に対する支援に関すること 廃棄物減量等推進員に関すること 資源の持ち去り防止に関すること 一般廃棄物処理業の許可に関すること	
収集体制		容器班 8 班 24 組 大型班 3 組体制 (10 月より 4 組体制) 指導班 8 人 軽小班 8 組	
配車計画		燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ 小型プレス車 23 台(直営 10 台、雇上 13 台) 新大型特殊車 3 台(雇上) 小型特殊車 3 台(雇上) 軽小型貨物車 7 台(直営 4 台、雇上 3 台) 小型ダンプ車 1 台 (雇上) 天蓋車 1 台 (雇上) 粗大ごみ 小型ダンプ車 5 台(委託) 中型プレス車 2 台(委託) し尿収集 小型吸上車 1 台(杉並区との協定締結により杉並区が収集) 計 45 台	

区分		荏原庁舎	西小山分室
所在地		品川区平塚 1 - 1 0 - 1 1 TEL3786-6552	品川区荏原 7 - 7 - 2 TEL3784-6505
施設	敷地面積	500.93 m ²	235.87 m ²
	建 物	延床面積 838.63 m ² RC 造地上 4 階 昭和 44 年 3 月建築 (昭和 63 年全面改修)	延床面積 318.92 m ² RC 造地上 3 階 昭和 62 年 11 月建築
職員数	81 人	統括技能長 1	
常勤職員	63 人	技能長 6 再任用 2	収集 21 再任用 1
再任用	3 人	収集 35 非常勤 12	非常勤 3
非常勤	15 人	計 56 人	計 25 人
所管する地域		品川区内のうち荏原地区	
業務の概要		ごみ・資源の収集・運搬、動物死体の収集作業 清掃事業の普及啓発、排出指導 大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理 廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関すること	
収集体制		容器班 7 班 19 組 指導班 7 人 軽小班 6 組	
配車計画		燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ 小型プレス車 18 台(雇上) 小型特殊車 2 台(雇上) 軽小型貨物車 6 台(直営 3 台、雇上 3 台) 軽小型ダンプ車 1 台 計 27 台	



品川庁舎



荏原庁舎

三. 主な委託事業等の概要（リサイクル推進係）

	資源ステーション	資源中間処理 (品川区資源化センター)	資源 拠点回収	区施設回収	資源 集団回収
委託作業 の概要	週 1 回 古紙、 びん、缶、ペットボ トル等の資源をステ ーション回収する。 平成 28 年度 速報値 資源回収実績 量：15,186t (清-13 頁参照)	回収した資源を中間処 理（選別・圧縮・梱包） し、再商品化ルートに つなぐ。 敷地面積 7,208.80 m ² 延床面積 2,387.14 m ² 管理棟 174.96 m ² 工場棟 2,091.20 m ² 保管庫 70.93 m ² 計量棟 50.05 m ² 古紙圧縮梱包機 1 台 処理能力 115.0t/日 スチール缶圧縮機 1 台 処理能力 5.1t/日	地域センター、小 学校等 31 か 所の拠点で、 毎月第 2・4 土曜日の午前 中、古着・廃 食用油・不用 園芸土・小型 家電を回収す る。 平成 28 年度 速報値 回収実績： 24 回 166t	区 166 施設の 資源物を回収 し、再商品化 ルートにつな ぐ。 平成 28 年度 速報値 回収実績： 271t	町会・自治会や マンション管理組合 等が地域で自主 的に取り組む資 源回収・リサイクル活 動を支援するた め、実施団体の 相談や用具の貸 出、回収業者の 紹介や報奨金の 支給を行う。 平成 28 年度 速報値 登録 616 団体 回収実績： 8,908t
物的資源	車両（委託/日） (1) 古紙 (普通貨物車) 9 台 (2) びん、缶、ペ ットボトル等 (軽小 7 台・普 通貨物 7 台・新 小特 14 台・小型 プレス 7 台)	アルミ缶圧縮機 1 台 処理能力 1.5t/日 びん選別ライン 1 台 処理能力 16.5t/日 ペットボトル圧縮機 2 台 処理能力 5.1t/日	回収・ 運搬委託 普通貨物車 16 台/回 平成 28 年度 計 374 台/回	回収・ 運搬委託 1 回/月 月計 延 28 台	
従事者等	回収委託 運転手 44 人 作業員 53 人 計 97 人	作業委託 管理・職員・作業員等 計 30 人	拠点管理 委託従事者 98 人/回		
予算額 (平成 29 年度)	回収運搬委託等 785,630 千円	事業委託等 千円 225,548 (資源化センター) 102,671 (再商品化)	管理委託等 21,607 千円	回収運搬委託 7,431 千円	報奨金等 66,250 千円

四. 収 集 作 業 計 画（平成 29 年度）（事業係）

品川区計

ごみ種別	回数	作業計画自動車			搬入先と日量(t)
		計画日量(t)	台数	車両の種類および台数	
燃やすごみ	週 2 回	271.3	63 台 (10/1～ 64 台)	新大型特殊車 3 台 (10/1～4 台) 小型プレス車 39 台 小型特殊車 5 台 軽小型貨物車 13 台 軽小型ダンプ車 2 台 (狭小路地対策) 天蓋車 1 台	品川工場 271.3
陶器・ガラス・金属ごみ	月 2 回	19.7			京浜島不燃ごみ処理センター 19.7
粗大ごみ	週 1 回	15.0	7 台	小型ダンプ車 5 台 中型プレス車 2 台 (中継作業用)	中継(東品川) 15.0
資源	週 1 回	50.7	44 台	普通貨物車 16 台 新小型特殊車 14 台 軽小型貨物車 7 台 小型プレス車 7 台	品川区資源化センター 46.9 民間事業者 3.8
し尿	隔週	0.3	1 台	小型吸上車(月曜日)1 台	品川清掃作業所 0.3
合計			115 台 (10/1～ 116 台)		



小型プレス車

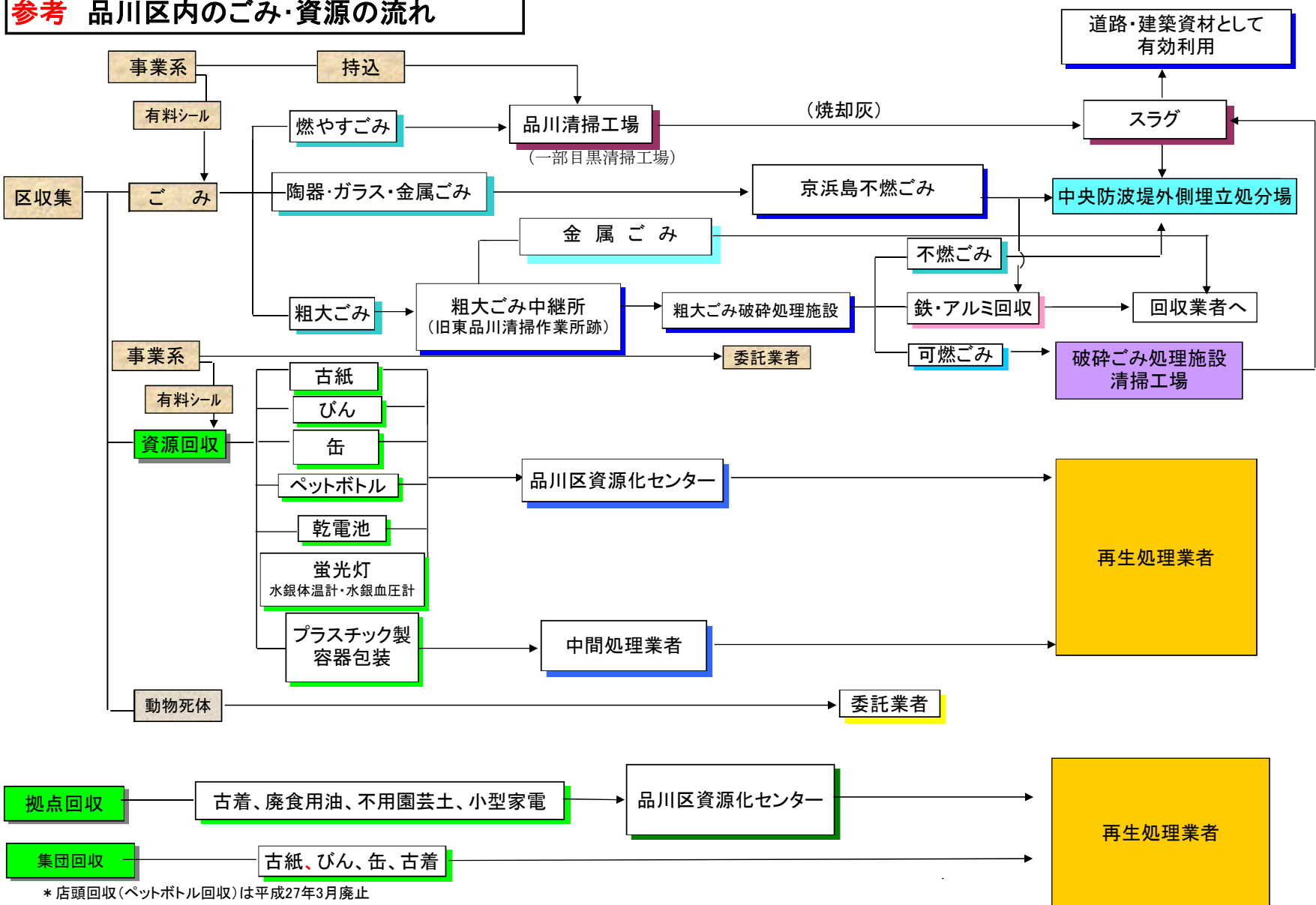


軽小型貨物車



小型ダンプ車

参考 品川区内のごみ・資源の流れ



* 店頭回収(ペットボトル回収)は平成27年3月廃止

五. ごみ収集（事業係）

1 ごみの収集運搬作業

- ①事業目的 ごみを適正に回収することにより、生活環境の維持・保全および公衆衛生の向上を図ります。
- ②事業概要 燃やすごみは週2回、陶器・ガラス・金属ごみは月2回の収集を原則としています。なお、収集は直営事業ですが、収集車両は直営車に加え雇上車両を活用しています。
- また粗大ごみは平成24年度から事業委託により収集しています。
- ・早朝各戸収集（平成12年5月開始）
少しでも早くまちをきれいにしカラスによる被害を防ぐため、区内の主な商店街では午前7時台にごみの収集を開始しています。
＊品川区清掃事務所：五反田駅東側、大井町駅西側・東側
＊荏原庁舎：武蔵小山商店街、戸越銀座商店街
 - ・住宅地での各戸収集（平成17年7月から区全域開始）
ごみの分別意識の向上やごみ減量の促進、周辺環境の美化を目的に住宅地での各戸収集を実施しています。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実績 清－2頁参照
- ⑤平成29年度予算額 1,244,720千円



2 排出指導

（1）大規模建築物（住宅）における保管場所等の排出指導

- ①事業目的 大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物（住宅）から排出される一般廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進等の調査・指導および助言を行います。
《対象大規模建築物（住宅）》
住戸数が20戸以上または居室のある階数が3階以上の集合住宅で、主として一の居室からなる住居形式で、その床面積が30㎡未満の住宅の数が15戸以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の3分の1以上の建築物
- ③根拠 事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱
- ④実績

単位：棟

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
3,000㎡以上	20	17	12	15	15
1,000㎡ ～3,000㎡未満	36	37	43	45	32

(2) 廃棄物の排出指導

- ①事業目的 ごみ・資源の分別、事業系廃棄物の有料シール貼付など、適正な排出について指導または助言を行い、ごみの減量と資源の有効活用を図ります。
- ②事業内容 ・区民および事業者に対し、ごみ・資源の分別、事業系廃棄物の有料シール貼付などの指導または助言を行います。
・資源回収ステーション等に排出された適正処理困難物、指定場所以外へのごみの不法投棄に対しての指導を行います。
・資源回収ステーションステッカーの製作
・ごみ・資源の排出指導チラシ作成他
- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 ※平成25年度より実績数値を把握

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
3,195 件	6,742 件	7,660 件	9,351 件

⑤平成29年度予算額 1,207 千円

3 不法投棄対策

- ①事業目的 資源回収ステーション等に不法投棄された適正処理困難物を処分し清潔で良好な住環境を保全します。
- ②事業概要 資源回収ステーション等に不法投棄された消火器、廃タイヤ等の適正処理困難物を委託により処分します。また、家電4品目については再商品化委託をしています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 単位：台

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
エアコン	1	1	0	0	1
テレビ	25	38	8	31	28
冷蔵庫（冷凍庫含）	10	7	7	2	6
洗濯機（乾燥機含）	40	40	44	4	43
パソコン	16	15	20	16	4
電気・ガス・石油器具	239	283	276	235	246
家具・寝具	287	270	397	413	228
OA機器	20	23	16	24	25
趣味用品	23	22	20	17	25
その他	125	154	145	117	140
合計	786	853	933	859	746

⑤平成29年度予算額 1,927 千円

4 し尿収集作業

- ①事業目的 区民の生活環境と公衆衛生の向上を図ります。
- ②事業概要 吸上車を雇い上げ、し尿収集を行っています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
世帯数	17	14	14	11	10
収集量 (t)	20.1	10.7	9.87	8.6	8.54

※平成 25 年度から杉並区との協定締結により杉並区が収集する。

5 動物死体収集

①事業目的 道路等の動物死体および飼い主等からの依頼を受け、亡くなった飼い犬などの死体を適切に処理し、生活環境および公衆衛生の保全を図っています。

②事業概要 区内の飼い主等から動物 (25 kg未満) の死体処理を依頼された場合に、区で引き取り民間業者に委託し火葬後埋葬しています。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
動物死体作業処理要綱

④実 績 動物死体処理件数 単位：件

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
届出(有料)	230	243	226	218	460
区道・公園	747	622	597	597	298
都 道	18	18	17	39	56
計	995	883	840	854	814

⑤平成 29 年度予算額 2, 571 千円 (歳入予算額 587 千円)

6 粗大ごみの収集運搬

(1) 粗大ごみ受付および収集

①事業目的 粗大ごみ受付センターの運営と収集の委託により、区民の利便性と迅速な収集を確保します。

②事業概要 粗大ごみ受付センターを委託により開設し、併せて受付時間の延長、インターネットによる 24 時間申込みも可能にしました。

(平成 14 年 4 月開始)

・電話による受付

月曜日～土曜日の午前 8 時～午後 9 時

(日曜日および 12 月 29 日～1 月 3 日休み)

・受付電話番号 : 5715-1122

・インターネット受付 : 年中無休 24 時間

URL : <https://www.tokyosodai.jp/shinagawa/index.html>



③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受付件数	115,759	123,606	121,988	129,999	124,450
収集点数	264,747	277,789	267,868	294,552	297,135

⑤平成 29 年度予算額 37,765 千円

(2) 区民による粗大ごみの日曜直接持ち込み

- ①事業目的 日曜日に区民が直接粗大ごみを資源化センターに持ち込めることで迅速な粗大ごみの処理を可能にします。
- ②事業概要 平成 19 年 7 月 1 日(日曜日)から開始しました。
さらに 8 月からは、インターネットによる申し込みも可能にしました。
日曜日の持ち込み受付業務は委託により運営しています。
- ・持ち込み：毎週日曜日に 200 件程度
 - ・持込場所：品川区資源化センター（八潮 1－4－1）
 - ・持込時間：午前 9 時から午後 4 時まで
- ※粗大ごみ処理手数料が割引になります。

《持ち込みの方法》

- (1) 粗大ごみ受付センターに電話するか、またはインターネットで申し込みをします。
- (2) 持ち込む日までに、区内ごみ処理券取扱所で手数料分の粗大ごみ処理券を購入します。
- (3) 持ち込み日の時間内に、購入した粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼って資源化センターへ持ち込みます。

- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受付件数	3,425	3,499	3,812	3,780	4,187
受付点数	14,215	14,196	15,263	18,531	18,255

- ⑤平成 29 年度予算額 4,381 千円

7 その他、付帯する事務・事業

(1) 有料ごみ処理券経費（庶務係）

- ①事業目的 事業系一般廃棄物、粗大ごみの収集・運搬・処理・処分に要する手数料を有料ごみ処理券によるシール制とし、区民・事業者の利便性を図ります。
- ②事業概要 事業系ごみ、粗大ごみを排出する場合には、有料ごみ処理券を貼付して排出します。有料ごみ処理券は、区内のコンビニ、スーパーなどの「有料ごみ処理券取扱所」で販売しています。清掃事務所では、有料ごみ処理券の販売、印刷発注などの業務を行っています。
- ・粗大ごみ処理券 A 券（200 円） B 券（300 円）
品目毎の処理料金に合わせて貼付します。
 - ・事業系ごみ処理券 排出する袋の大きさに合わせて貼付します
- ※事業系ごみ処理券は、平成 29 年 10 月 1 日に料金を改定します。

券種	現在の料金		改定料金	
	1セット	1枚あたり	1セット	1枚あたり
10 $\frac{1}{2}$ 円券（1セット10枚）	690円	69円	760円	76円
20 $\frac{1}{2}$ 円券（1セット10枚）	1,380円	138円	1,520円	152円
45 $\frac{1}{2}$ 円券（1セット10枚）	3,100円	310円	3,420円	342円
70 $\frac{1}{2}$ 円券（1セット5枚）	2,415円	483円	2,660円	532円

③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例

④実 績 有料ごみ処理券販売数 単位：枚（上段）、セット（下段）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
粗大ごみ	432,587	455,330	440,414	457,338	461,069
事業系ごみ	95,620	91,303	87,461	85,322	83,240

※平成28年度は速報値

⑤平成29年度予算額 27,747千円（歳入予算額 345,054千円）

（2）ごみのカラス対策

①事業目的 カラス被害によるごみの散乱防止を図ります。

②事業概要 カラス被害によるごみの散乱を防止するため、集合住宅への防鳥ネットの貸し出しを行います。

③根 拠 品川区防鳥ネット貸出要綱

④実 績 集合住宅用防鳥ネット貸出数 単位：件

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
349	354	485	386	359

⑤平成29年度予算額 1,000千円

（3）ふれあい収集事業

①事業目的 ごみの排出が困難な高齢者世帯等を対象に、利便性の向上を図るためごみ等の個別収集を行います。

②事業概要 日常のごみ出しができない高齢者等世帯を対象に、玄関または集合住宅の部屋の前まで個別収集に行き、あわせてごみの排出状況から安否確認を行っています。また、福祉部のひとり暮らし高齢者対応との連携を図りつつ、高齢者等各戸収集のチラシを作成・配布し、希望者に対応しています。

③根 拠 品川区高齢者および障害者世帯のごみ・資源各戸収集事業実施要綱

④実 績 ※平成25年度より実績数値を把握

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
392件	397件	462件	343件

⑤平成29年度予算額 910千円

六. 資源回収事業（リサイクル推進係）

1 資源ステーション回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区内約 10,000 ヲ所の資源回収ステーション（集積所）で、資源回収を実施しています。
- ②事業概要 資源回収品目は、古紙、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル、乾電池、汚れていないプラスチック製容器包装、蛍光灯、水銀体温計、血圧計等 8 品目 12 種類で、事業委託による週 1 回の回収を行っています。
（事業開始：平成 9 年 6 月 ※平成 12 年 4 月に東京都から事業移管）
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 資源回収事業による回収量 単位：kg

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
古 紙	7,919,650	7,793,970	7,673,380	7,911,420	7,713,440
びん類	3,609,700	3,718,270	3,697,970	3,703,290	3,615,680
缶 類	1,239,470	1,260,590	1,195,160	1,156,970	1,149,090
ペットボトル	1,440,450	1,387,110	1,366,420	1,412,930	1,470,990
店 頭 ペットボトル	165,150	152,060	136,940		
プラスチック 製容器包装	1,182,100	1,189,900	1,177,360	1,179,510	1,141,010
乾電池	51,635	51,285	56,965	62,231	64,247
蛍光灯 ※水銀体温計・ 血圧計	37,229 ※体温計 109 本 血圧計 7 台	36,746 ※体温計 87 本 血圧計 11 台	35,580 ※体温計 116 本 血圧計 8 台	34,732 ※体温計 121 本 血圧計 14 台	31,256 ※体温計 201 本 血圧計 39 台
回収量	16,051,125	15,645,384	15,339,775	15,461,083	15,185,713

※28 年度は速報値

※汚れていないプラスチック製容器包装、割れていない
蛍光灯は平成 19 年 9 月よりモデル回収、平成 20 年
10 月より区内全域で回収

※水銀体温計・血圧計は、平成 24 年 7 月より回収

※店頭ペットボトルは、平成 27 年 3 月で回収終了

⑤平成 29 年度予算額 785,630 千円



2 拠点回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため拠点で資源を回収します。
（事業開始：平成 2 年 6 月【区役所】平成 4 年 11 月【学校等】）
- ②事業概要
- ・回収品目 古着、廃食用油、不用園芸土、小型家電（特定品目）
 - ・日 時 毎月第二・第四土曜日 午前 10 時から正午
 - ・回収場所 小学校等 31 か所

・回収場所（平成 29 年度）

1	品川第一地域センター	北品川 3-11-16	16	品川区役所	広町 2-1-36
2	台場小学校	東品川 1-8-30	17	大井第一小学校	大井 6-1-32
3	浅間台小学校	南品川 6-8-8	18	大井第三地域センター	西大井 4-1-8
4	城南第二小学校	東品川 3-4-5	19	伊藤小学校	西大井 5-6-8
5	第三日野小学校	上大崎 1-19-19	20	後地小学校	小山 2-4-6
6	日野学園	東五反田 2-11-1	21	小山小学校	小山 5-10-6
7	大崎第一地域センター	西五反田 3-6-3	22	第二延山小学校	旗の台 1-6-1
8	第一日野小学校	西五反田 6-5-32	23	京陽小学校	平塚 2-19-20
9	品川区清掃事務所	大崎 1-14-1	24	延山小学校	西中延 2-17-5
10	芳水小学校	大崎 3-12-22	25	宮前小学校	戸越 4-5-10
11	三木小学校	西品川 3-16-28	26	旗台小学校	旗の台 4-7-11
12	立会小学校	東大井 4-15-9	27	大原小学校	戸越 6-17-3
13	鈴ヶ森小学校	南大井 4-16-2	28	豊葉の杜学園	二葉 1-3-40
14	大井第二地域センター	大井 2-27-20	29	八潮地域センター	八潮 5-10-27
15	伊藤学園	大井 5-1-37	30	源氏前小学校	中延 6-2-18
			31	小山台小学校	小山台 1-18-24

③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実績

単位：kg

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
古 着	125,910	134,290	124,560	127,260	126,550
廃食用油	5,065	5,806	5,530	5,230	5,580
不用園芸土	25,625	28,690	28,790	36,260	31,460
小型家電		1,356	2,177	2,440	2,349
回収量計	156,600	168,786	161,057	171,190	165,939
拠点数	29 か所	29 か所	29 か所	29 か所	31 か所

※不用園芸土の回収は平成 23 年度より開始

※小型家電の回収は平成 25 年度より開始

⑤平成 29 年度予算額 21,607 千円

3 区施設資源回収

①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区施設の資源物を回収します。
(事業開始；平成9年4月)

②事業概要

- ・回収品目 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル
- ・回収頻度 月1回
- ・回収場所 130 か所 166 施設

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績 単位：kg

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
紙 類	243, 253	250, 125	239, 612	267, 496	246, 328
びん類	6, 143	6, 850	6, 692	5, 716	5, 605
缶 類	10, 673	10, 212	10, 103	10, 866	10, 794
ペットボトル	8, 450	8, 617	8, 447	8, 285	8, 667
回収量計	268, 519	275, 804	264, 854	292, 363	271, 394
施設数	174 施設	173 施設	174 施設	169 施設	166 施設

⑤平成29年度予算額 7, 431 千円

4 資源の持ち去り対策（事業係）

①事業目的 古紙やアルミ缶等の資源物の持ち去りを防止し、適正な資源回収ルート
を維持することにより、区のリサイクル秩序を守り、区民のリサイクル
に対する意識を高めるとともに、区民との信頼関係に基づく資源リサイ
クルの推進を図ります。

②事業概要

- ・条例により行政回収および集団回収の排出場所からの資源物持ち去り
行為の禁止等を明確化します。
- ・持ち去り行為等を行った者に対し、運搬の禁止および原状回復を命令
し、当該命令に従わなかった者に対し、5 万円以下の過料を科します。
- ・持ち去り行為の抑止のため、軽四輪乗用自
動車2 台による巡回パトロール、集団回収
団体等へは資源回収を表示するもの等を配
付します。
- ・平成 24 年度より、資源持ち去り防止対策
を強化するために、結束用持ち去り禁止テ
ープを作製しています。



③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績 ※平成25年度より実績数値を把握

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1, 892 件	2, 214 件	1, 586 件	820 件

⑤平成29年度予算額 11, 152 千円

5 リサイクル資源の売払

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を目的に、区民から出された資源物を売払い事業経費に充当します。
- ②事業概要 資源ステーション回収等で集められた資源品の中間処理後、再商品化のための材料や製品を生産する各会社へ搬出します。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実績

品目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
古紙	搬出量(kg)	7,735,830	7,868,120	7,723,720	7,772,930	7,501,500
	売却額(円)	76,056,745	71,975,660	70,641,270	70,545,345	67,931,345
びん	搬出量(kg)	2,258,515	2,314,226	2,279,481	2,348,516	2,304,741
	売却額(円)	1,378,978	1,479,326	1,551,190	1,549,721	1,501,860
缶	搬出量(kg)	962,000	990,550	930,780	912,080	923,550
	売却額(円)	52,519,610	72,353,036	83,487,832	64,902,915	58,186,663
ペットボトル	搬出量(kg)	1,438,280	1,438,866	1,397,400	1,304,680	1,397,200
	売却額(円)	67,574,426	57,012,592	75,202,397	47,476,095	31,654,705
その他金属	搬出量(kg)	585,190	773,670	718,060	657,200	562,080
	売却額(円)	1,741,828	6,762,487	3,743,764	562,547	56,208
古着	搬出量(kg)	110,430	118,710	111,550	117,790	114,980
	売却額(円)	331,290	712,260	669,300	706,740	689,880
携帯電話等 小型家電	搬出量(kg)		1,356	2,064	2,338	2,481
	売却額(円)		89,458	154,093	180,944	110,365
家電製品 (家電リサイクル法対象外)	搬出量(kg)		119,241	160,856	160,261	
	売却額(円)		1,001,623	1,389,792	123,465	
紙パック	搬出量(kg)	5,441	5,320	4,051	3,438	
	売却額(円)	12	63,840	48,606	41,256	
合計	搬出量(kg)	13,095,686	13,630,059	13,327,961	13,279,233	12,806,532
	売却額(円)	199,602,889	211,450,282	236,888,244	186,089,028	160,131,026

※平成28年度ペットボトル売却額については、金額未定のため、3月の日本容器包装リサイクル協会引渡分は含まず。

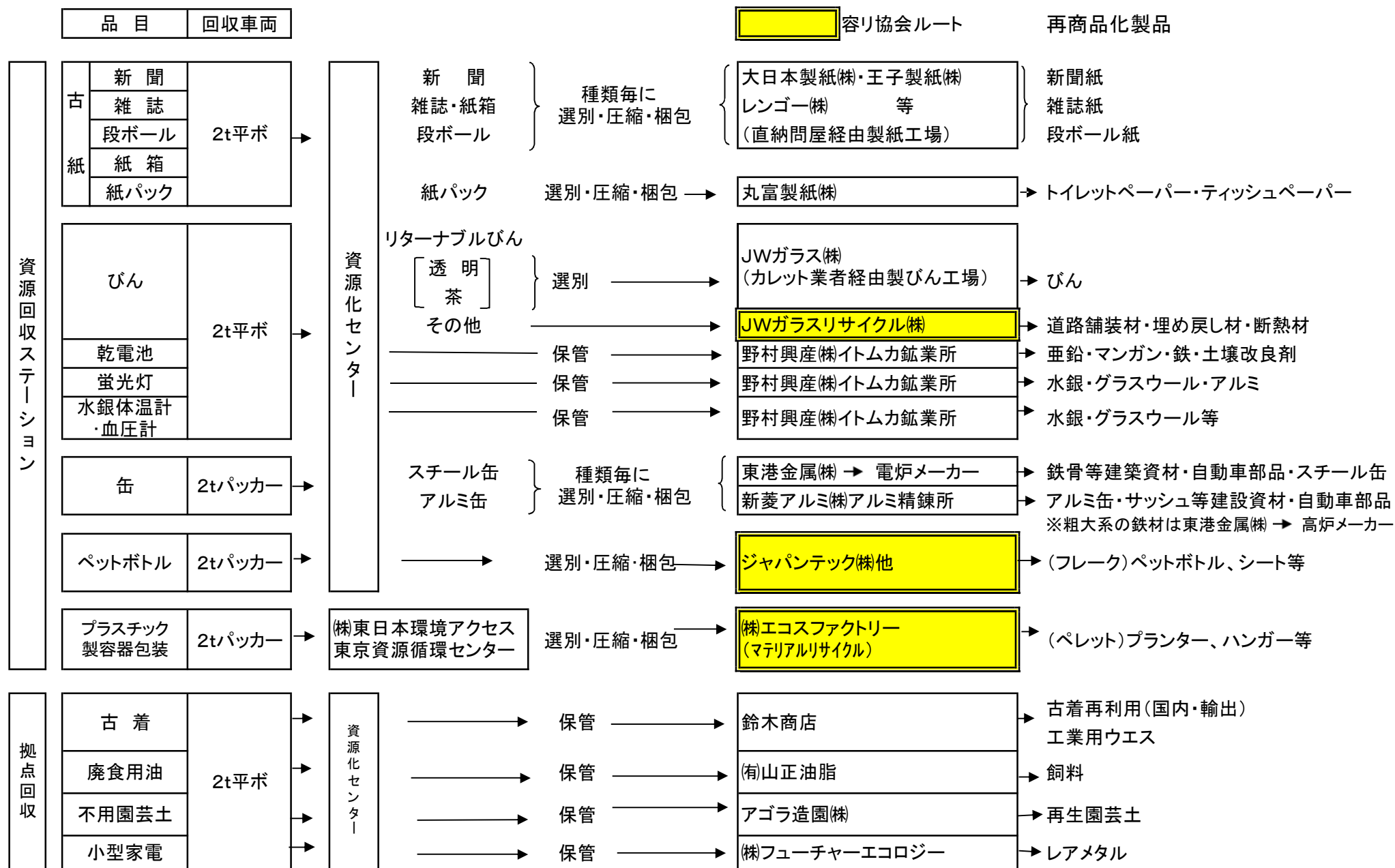
※家電製品については、平成28年度から市況の悪化により売却が不可能となっています。

※紙パックについては、平成27年度まで区が集団回収に配車していた分を計上。近年、回収ルートが確立されてきたため、平成28年度から配車を終了しました。

⑤平成29年度(歳入予算額 144,162千円)

平成29年度 資源処理フロー図

清一17



七. リサイクル活動支援事業（リサイクル推進係）

1 資源集団回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区民のリサイクル活動を推進し、地球環境を守る資源循環型社会を目指します。
- ②事業概要 地域の集団回収団体を支援するため、実施団体の登録、相談や指導、用具等の貸し出し、回収業者への協力等を行います。
- 事業開始 昭和 34 年（平成 4 年 7 月都より移管）
- 支援内容
- ・報奨金の支給
集団回収団体に対し回収実績に応じて 1 kg につき 6 円を支給します。
 - ・回収補助用具の貸出し、消耗品（PP ひも・軍手・資源持ち去り防止テープ・標識旗等）支給
 - ・優良リサイクル団体等への感謝状の贈呈
- ③根拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
品川区資源リサイクル活動団体報奨金支給要綱

④実績 ●集団回収団体による回収量 単位：kg

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録団体数	587 団体	585 団体	607 団体	618 団体	616 団体
新聞	5,314,672	5,346,357	5,117,369	4,784,987	4,381,481
雑誌	2,185,060	2,226,590	2,138,354	2,066,936	1,980,058
段ボール	1,932,243	1,955,851	2,001,324	2,090,478	2,209,853
紙パック	30,313	31,879	32,253	28,268	25,039
その他紙類	29,089	60,565	68,584	61,781	56,767
古着	43,605	46,201	46,830	41,878	39,082
アルミ缶	144,158	157,456	168,781	174,970	175,151
スチール缶	29,046	26,978	26,990	24,602	25,387
生きびん	18,275	434	0	0	0
その他	19,908	15,078	14,959	14,629	15,380
総回収量	9,746,369	9,867,389	9,615,444	9,288,529	8,908,198

●集団回収に係わる経費 単位：円

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
報奨金および協力金	68,048,634	61,485,842	57,927,714	55,682,784	54,128,454
ルート対策費	0	0	0	0	0

⑤平成 29 年度予算額 66,250 千円

2 家庭用生ごみ処理機購入助成

- ①事業目的 家庭用生ごみ処理機の購入を助成し、資源の有効利用とごみの減量および地球にやさしい暮らしの啓発を図ります。

②事業概要 区民が家庭用電気式生ごみ処理機を購入する場合に費用の一部を助成します。

- ・事業開始 平成 12 年 6 月
- ・申込要件 区内在住で、区内で継続して使用できること
- ・申込方法 はがき・電子申請サービスで申込を行う
- ・助成額 電気式家庭用生ごみ処理機本体購入価格の 3 分の 1（購入価格が 6 万円を超えた場合は 2 万円を限度。）

③根拠 品川区家庭用電気式生ごみ処理機購入助成要綱

④実績 単位：台

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
乾燥型	35	37	44	49	48
バイオ型	0	0	0	0	0
合 計	35	37	44	49	48

⑤平成 29 年度予算額 783 千円

3 事業系生ごみ処理機の普及（許可指導係）

①事業目的 区内の事業所から排出される生ごみの資源化および減量化の促進を図るため、生ごみ処理機を購入する事業者に対して助成金を交付します。

②事業概要 購入する生ごみ処理機の本体購入価格の 3 分の 1 を、次の金額を限度に助成します。

○生ごみの処理能力が日量 10kg 以上の機器…40 万円

○生ごみの処理能力が日量 10kg 未満の機器…15 万円

③根拠 品川区事業系生ごみ処理機購入助成要綱

④実績 ※平成 29 年度新規事業

⑤平成 29 年度予算額 1,108 千円

4 リサイクルショップ運営支援

①事業目的 リサイクルショップの運営を支援し、資源の有効利用とごみ減量を図ります。

②事業概要 資源の有効利用とごみ減量を図り、資源循環型社会の形成に寄与する拠点として、NPO によるリサイクルショップの運営を支援しています。また、家庭で不要となった物を交換するため、不用品交換情報紙の発行を支援しています。

リサイクルショップの概要

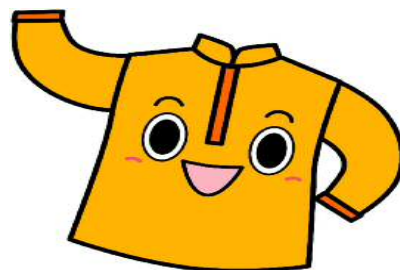
- ・リサイクルショップ「リボン」旗の台店

所在地 旗の台 5-13-9

営業時間 午前 11 時から午後 7 時

定休日 毎週水曜日、12 月 30 日から 1 月 4 日
お盆（8 月中旬）

取扱品目 日用品、雑貨、衣料品、小型家具



・リサイクルショップ「リボン」大井町店

所在地 広町2-1-36

営業時間 午前10時から午後5時30分

定休日 毎週水曜日、12月30日から1月4日
お盆（8月中旬）

取扱品目 大型家具、インテリア、贈答用品



- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
リサイクルショップ補助金交付要綱

④実 績 リサイクルショップ登録者実績等

リサイクルショップ「リボン」旗の台店

各年度末現在

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録者数(人)	8,876	9,269	9,632	9,969	10,254
受託件数(件)	83,692	80,483	78,795	81,728	77,821
販売件数(件)	78,907	77,864	73,738	73,433	70,196

リサイクルショップ「リボン」大井町店

各年度末現在

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録者数(人)	5,057	5,468	5,813	6,213	6,498
受託件数(件)	6,376	7,603	8,624	9,674	9,267
販売件数(件)	9,793	10,361	9,644	10,181	10,965

⑤平成29年度予算額 17,555千円

5 フリーマーケット

- ①事業目的 家庭で不用になった生活用品を持ち寄り、それらを自主販売し再活用することにより、資源循環型社会に寄与します。

②事業内容 ●フリーマーケットの実施（区主催）

しながわECOフェスティバル2017（平成29年5月28日（日）開催）

●地域型フリーマーケットの支援（区民主権）

地域団体が自主的に実施するフリーマーケットに次の支援を行います。

- ・各種用具（のぼり等）の貸出し
- ・区民への周知（区広報紙・ホームページへの掲載）
- ・区立公園の使用申請の代行

- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則
フリーマーケット実施団体支援要綱

④実 績 ●区主催フリーマーケット（平成28年度実績）

- ・第45回 しながわECOフェスティバル2016
開催日 平成28年5月22日（日）
会 場 しながわ中央公園
出店数 50店

●区民主催フリーマーケット

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数
団 体	19	281	14	234	9	140	13	219	13	262
商店街	2	122	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21	403	14	234	9	140	13	219	13	262
来場者数	16,720 人		4,310 人		5,810 人		3,070 人		4,215 人	

⑤平成 29 年度予算額 640 千円

八. 事業系廃棄物に係る指導と許可（許可指導係）

1 一般廃棄物処理業の許可指導

①事業目的 一般廃棄物の処理（自己処理を除く）は、原則的には区の固有事務であり他の者が業を行う事は禁止されています。この禁止された業を、関係法令等で定める諸条件を満たした者に許可するとともに、業者指導を行い、事業系一般廃棄物を適正に処理することを目的としています。

②事業概要 一般廃棄物処理業は収集運搬業と処分業の2つに区分されています。

○許可対象廃棄物

区では事業系一般廃棄物を許可の対象としています。その種類は、普通ごみ（厨芥ごみ、紙ごみ等）、道路・公園ごみ、しさ・ふさ、汚でい、動物死体、医療廃棄物、廃家電とし、種類ごとに許可をしています。

○許可の区分

ア 一般廃棄物収集運搬業

*収集・運搬（保管・積替えを除く。）

*収集・運搬（保管・積替えを含む。）

*運搬（保管・積替えを含む。）

*運搬（荷卸しに限る。）

イ 一般廃棄物処分業

○許可期間 許可日から2年間

③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱

品川区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱

一般廃棄物処理業者に対する行政処分要綱

④実績

・許可業者数

単位：業者

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
許可業者数	315	310	308	301	306

・立入検査件数（指導を含む）

単位：件

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指導件数	15	29	47	38	50

⑤平成 29 年度予算額 429 千円

2 事業系廃棄物の排出指導

（1）中小規模事業者への適正排出の誘導

①事業目的 中小規模事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の区別や分別方法を周知し、廃棄物の減量と適正排出を図ります。

- ②事業概要 中小規模、業態別の減量マニュアルを作成・配布し、廃棄物減量と資源分別の促進を図るとともに、事業所向けの有料ごみ処理券の貼付徹底と、事業系一般廃棄物処理業者への移行を促します。あわせて、排出事業者への直接訪問指導を実施します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 関係団体と協議し、減量マニュアルを1,000部作成しました。その後、誘導事業者を抽出するために、約3か月間にわたり排出状況調査を早朝に実施し、平成28年度は895事業者に資源化と減量の推進を図りました。

⑤平成29年度予算額 293千円

(2) 医療廃棄物排出指導

- ①事業目的 医療機関から排出される感染性医療系廃棄物の適正な排出方法を指導し、環境の保全と労働安全を図ります。
- ②事業概要 医療廃棄物処理申請の承認期間が2年のため、冊子「医療廃棄物処理マニュアル」を隔年毎に作成し、配布しています。また、随時、区内の病院・診療所等の医療機関に対し、感染性医療系廃棄物の適正な排出方法の指導を行っています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
医療廃棄物取扱要領
- ④実 績 マニュアル配布実績（平成28年度・隔年）
病院16件、診療所443件、
歯科診療所367件、動物病院18件 合計844件

⑤平成29年度予算額 0千円

(3) 一般廃棄物処理業者との連携による排出指導

- ①事業目的 区が許可している一般廃棄物処理業者と連携して、廃棄物排出事業者に資源分別の徹底と適正な廃棄物排出を促し、廃棄物の減量化を図ります。
- ②事業概要 資源分別と適正排出の啓発チラシを作成し、一般廃棄物処理業者と連携して排出事業者に配布します。また、排出状態の悪い事業者への排出指導も実施します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 啓発チラシを5,000枚作成しました。その後、事業協力が得られた40社に啓発チラシを送付し、許可業者による排出事業者への配布を実施しました。さらに啓発チラシを送付した許可業者のうち4社を訪問し、区内排出事業者の現状について調査を行いました。

⑤平成29年度予算額 239千円

3 事業用建築物に係る指導

(1) 大規模建築物保管場所等設置および排出

- ①事業目的 事業用の大規模建築物に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上の建築物の所有者に対し設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用の促進等の調査・指導および助言を行います。
- ・ 廃棄物管理責任者講習会の実施(年 2 回)
 - ・ 再利用計画書の発送、受理他
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱

④実 績

品川区大規模建築物の物件数

単位：件

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
用 途	延べ床 面積 3,000～ 10,000 m ²	延べ床 面積 10,000 m ² 以上	合計	延べ床 面積 3,000～ 10,000 m ²	延べ床 面積 10,000 m ² 以上	合計	延べ床 面積 3,000～ 10,000 m ²	延べ床 面積 10,000 m ² 以上	合計
オフィスビル	164	83	247	160	86	246	156	86	242
店舗ビル	5	7	12	6	10	16	6	11	17
ホテル等	9	7	16	8	7	15	9	7	16
病 院	5	4	9	5	5	10	5	5	10
駅 舎	10	0	10	10	0	10	11	0	11
工場・倉庫・研究所	12	30	42	19	27	46	22	24	46
学 校	5	15	20	5	15	20	4	16	20
区立小中学校	42	6	48	41	5	46	38	8	46
そ の 他	30	14	44	31	13	44	31	15	46
合 計	282	166	448	285	168	453	282	172	454

用 途	平成 27 年度			平成 28 年度		
	延べ床 面積 3,000～ 10,000 m ²	延べ床 面積 10,000 m ² 以上	合計	延べ床 面積 3,000～ 10,000 m ²	延べ床 面積 10,000 m ² 以上	合計
オフィスビル	159	91	250	158	87	245
店舗ビル	5	11	16	5	12	17
ホテル等	9	7	16	9	7	16
病 院	5	6	11	5	6	11
駅 舎	10	1	11	10	1	11
工場・倉庫・研 究所	22	22	44	23	23	46
学 校	4	16	20	4	16	20
区立小中学校	38	8	46	38	8	46
そ の 他	30	16	46	31	16	47
合 計	282	178	460	283	176	459

大規模建築物立ち入り調査件数（延べ床面積 3,000 m²以上）

単位：件

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件 数	153	137	118	117	118

⑤平成 29 年度予算額 7 1 4 千円

（２）事業用建築物に係る指導対象の拡大

- ①事業目的 3,000 m²以上の建築物に対する指導等の対象を拡大し、廃棄物の約 5 割を占める事業系廃棄物の排出抑制と資源化を推進し、廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 事業用建築物の管理者（使用者）の指導対象を 1,000 m²以上 3,000 m²未満にも拡大し、再利用計画書および処理・リサイクルフロー図の提出を求めます。また、必要に応じて個別訪問し、計画書の提出内容の確認と現場立入調査を実施します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱
- ④実 績 再利用計画書の発送、およびパンフレットを 500 部作成し、対象と見込まれる 403 建築物に発送した。
その後、対象とならない建築物であることが明確になりつつも、140 建築物から再利用計画書等の提出がありました。
また、提出があった建築物のうち 15 建築物に訪問指導を実施しました。

⑤平成 29 年度予算額 4 4 6 千円

4 浄化槽清掃業の許可指導

①事業目的 浄化槽とは水洗トイレの汚水や台所、風呂等の雑排水を下水道以外（河川等）に放流する場合に必要な水処理設備です。関係法令等で定める諸条件を満たした者に清掃を許可するとともに業者指導を行い、浄化槽を適正に維持することを目的としています。

②事業概要 許可をした浄化槽清掃業者が、浄化槽の中から汚でい等を引き抜いて、槽の中の洗浄、掃除を行います。

○許可の区分 浄化槽清掃業

○許可期間 期間の定めなし

③根 拠 浄化槽法
品川区浄化槽清掃業の許可に関する条例
品川区浄化槽の清掃および保守点検に関する規則

④実 績

許可業者数

単位：業者

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
許可業者数	48	47	47	45	45

区内浄化槽数

単位：基

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
浄化槽数	51	51	47	47	47

⑤平成 29 年度予算額 1 3 0 千円

九. 計 画 と 普 及 啓 発

1 品川区一般廃棄物処理基本計画（庶務係）

- ①事業目的 区市町村は、一般廃棄物の処理責任を負うため、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画を定める必要がある。
- ②事業概要 基本計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策、分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分等を記載する。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 ・第1次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成12年3月策定）
計画期間は平成12年度から23年度の12年間
（本計画は東京都一般廃棄物処理基本計画を継承することから期間は都の計画期間の終期に合わせた。）
・第2次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成20年2月策定）
計画期間は平成19年度から28年度の10年間
・第3次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月策定）
計画期間は平成25年度から34年度の10年間
一般廃棄物処理基本計画は、策定から概ね5年を目途に見直しを行います。計画の前提状況に大きな変動が生じた場合など、必要に応じて弾力的に計画の見直しを行うこととしています。

⑤平成29年度予算額 0千円

2 品川区分別収集計画（リサイクル推進係）

- ①事業目的 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく計画で、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の削減や資源の有効利用の確保を図ります。
- ②事業概要 平成28年6月に第8期（平成29年度から33年度までの5年間）の分別収集計画を策定しました。
この計画は、3年ごとに見直しを行うこととしており、次回はこれまでの実績や社会状況を踏まえ、平成31年6月に第9期品川区分別収集計画（平成32年度から36年度までの5年間）を策定します。
- ③根 拠 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 第7期（平成26年度から30年度までの5年間）
第8期（平成29年度から33年度までの5年間）

⑤平成29年度予算額 0千円

3 廃棄物減量等推進審議会（庶務係）

- ①事業目的 区長の附属機関として、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進および廃棄物の適正な処理に関する諮問事項を審議する為に設置しています。
- ②事業概要 審議会は、区議会議員、学識経験者および区民のうちから、区長が委嘱する委員 20 名以内で構成し、任期は 2 年。
- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績
- ・ 第 8 期
「ライフスタイルの多様化と住環境の変化に適合したごみの収集・運搬や資源回収システムの再構築など効果的な清掃事業のあり方について」
平成 27 年 7 月～
 - ・ 第 7 期
「品川区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）に掲げた「循環型都市しながわ」の実現に向けて取り組むべき家庭ごみの減量化・資源化の具体策について」
平成 25 年 7 月～平成 27 年 6 月
 - ・ 第 6 期
「資源循環型社会の構築に向けた今後の清掃・リサイクル施策のあり方について」
平成 23 年 7 月～平成 25 年 3 月 7 回開催
 - ・ 第 5 期
「ごみ減量化の現状と今後の取り組むべき課題について」
平成 21 年 11 月～平成 23 年 1 月 7 回開催
 - ・ 第 4 期
「清掃事業における区民・事業者との協同のあり方について」
平成 19 年 8 月～平成 21 年 5 月 8 回開催
 - ・ 第 3 期
「ごみ減量をさらに推進するための区民の取り組みについて」
平成 17 年 9 月～平成 19 年 2 月 7 回開催
 - ・ 第 2 期
「廃棄物減量目標の設定と費用負担のあり方について」
平成 15 年 9 月～平成 17 年 4 月 8 回開催
 - ・ 第 1 期
「一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進および適正な処理を図るための区民・事業者・行政のあり方について」
平成 13 年 7 月～平成 15 年 2 月 7 回開催
- ⑤平成 29 年度予算額 1, 389 千円

4 廃棄物減量等推進員（リサイクル推進係）

- ①事業目的 廃棄物減量等推進員制度を通して、より一層のごみ減量およびリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 20 歳以上の区内在住または在勤者で、ごみ減量およびリサイクル活動に協力できる方を町会・自治会からの推薦および公募により選任。任期は 2 年とし区長が委嘱します。推進員はごみの減量および適正な処理、リサイクルの推進に関し、区の施策への協力その他必要な活動を行います。

*委嘱人数 512 人（平成 29 年 4 月 1 日現在）

*委嘱期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（推進員の主な活動）

- ・ ごみ減量およびリサイクル活動に関する会議・研修等への参加
- ・ ごみの発生抑制と分別徹底の実践
- ・ 地域における廃棄物の排出状況の報告
- ・ 地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談
- ・ 清掃およびリサイクル事業の普及啓発
- ・ 地域の集団回収への協力
- ・ 清掃およびリサイクル事業に関する調査等の報告

- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
廃棄物減量等推進員の活動等に関する要綱・要領

④実績 【平成 28 年度の活動実績】

平成 28 年 5 月・6 月：地区連絡会（8 会場）

平成 28 年 11 月・12 月：施設見学会 東京ペットボトルリサイクル(株)
(ペットボトルのリサイクル工場)

平成 29 年 2 月・3 月：地区連絡会（8 会場）

【過去 5 年間の委嘱数】

平成 25 年 4 月：514 名（第 7 期）

平成 27 年 4 月：507 名（第 8 期）

平成 29 年 4 月：512 名（第 9 期）

⑤平成 29 年度予算額 2,478 千円

5 啓発事業（リサイクル推進係）

（1）環境学習（事業係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 スケルトン車両等を使った環境学習（平成 14 年 4 月開始）
区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車のしくみが分かるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、子どもの頃からの環境に対する意識を啓発します。

- ③根拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
幼稚園・保育園(園)	31	33	34	37	33
小学校(校)	12	13	15	11	11

⑤平成 29 年度予算額 なし(事業経費 充当)

(2) ごみ・リサイクル出前講座

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 区内在住の町会・自治会・PTAその他各種グループを対象にした出前講座をテーマにそって実施します。

テーマ(例)

- ・資源のゆくえ(資源として回収された物がどのようにリサイクルされるのか)
- ・品川区のリサイクル活動(品川区実施のリサイクル事業の説明)
- ・ごみ減量の合言葉『3R(スリーアール)』について
- ・ごみ・資源の分け方・出し方

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
申込件数(延)	8 件	14 件	12 件	12 件	10 件
実施回数	7 回	14 回	11 回	11 回	8 回
参加者数	245 人	496 人	388 人	311 人	220 人
資材貸出のみ	—	—	1 回	—	—

⑤平成 29 年度予算額 155 千円

(3) ごみ・資源追っかけ隊

①事業目的 区民が日ごろ排出しているごみや資源が回収された後どのように処理されているかを区民自らが追いかけて、取材することで、適正排出の促進・リサイクルの理解を深め、ごみの減量・リサイクルの推進を図ります。

②事業概要 区で回収しているごみ・資源の処理工場等(ごみ・紙類・瓶・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装など)を見学するバス見学会を実施。(区民参加を年 5 回、教師向けを年 1 回開催)

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則



④実 績

年度	回	テーマ	実施日	見学先	参加者数
28年度	1	アルミ缶	6月11日 (土)	・資源化センター ・三菱アルミニウム㈱ (アルミ缶再生業者)	34名 (14グループ) 大人17名 子供17名
	2	プラスチック製 容器包装	7月27日 (水)	・東日本環境アクセス (プラスチック中間処理施設) ・エム・エム・プラスチック (プラスチック再生業者)	36名 (15グループ) 大人16名 子供20名
	3	段ボール	8月24日 (水)	・資源化センター ・レンゴー八潮工場 (段ボール再生業者)	44名 (16グループ) 大人19名 子供25名
	4	アルミ缶②	12月10日 (土)	・資源化センター ・ユニバーサル製缶㈱結城工場 (アルミ缶再生業者)	25名 (10グループ) 大人13名 子供12名
	5	紙パック	3月29日 (水)	・資源化センター ・丸富製紙㈱沼津工場 (牛乳パック再生業者)	29名 (13グループ) 大人13名 子供16名
		教職員 (1日)	8月4日 (木)	・資源化センター ・丸富製紙㈱沼津工場 (牛乳パック再生業者)	大人10名

⑤平成29年度予算額 1,223千円

(4) 啓発展示

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
 ②事業概要 各種イベントでごみ減量やリサイクル推進の啓発展示をします。

③実 績

- ・しながわECO フェスティバル 5月
- ・児童センターまつり 10月
- ・品川区消費生活・社会貢献活動展
平成30年2月



④平成29年度予算額 146千円

(5) ポスター展示

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
 ②事業概要 小学生ポスター展 (平成28年11月15日(火)～11月30日(水))

③実 績

- 平成28年度実績
- ・応募作品 27校 284点
 - ・優秀賞 12点
- (優秀賞はPRシールを作成し、清掃車
に各一ヶ月間貼付)

④平成29年度予算額 579千円

6 普及広報 (リサイクル推進係・事業係)

(1) リーフレットの発行

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
 ②事業概要 ○小学生用啓発冊子
- ・小学四年生副読本 2,800冊
- 平成29年4月配布





○ごみ・リサイクルカレンダーの発行

ごみと資源の分別方法やごみの減量、環境に優しい暮らしの提案などを載せた「ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し地域センター・図書館等にて希望者に配布しました。30,000部印刷

○「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子

(日本語・英語・中国語・ハングル)

平成26年度に分け方や出し方をわかりやすく記載した

「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子を作成し、全世帯に配付しました。また、分別変更以降に区内へ転入された方には、転入手続きや外国人登録の際に配付しています。

③平成29年度予算額 4,497千円

(2)「ごみ・リサイクル通信」発行

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 平成24年度より実施。広報紙で伝えられない情報、時節に合わせた情報を「ごみ・リサイクル通信」として年4回(1回あたり13,000部)発行しています。全町会に回覧を依頼しているほか、廃棄物減量等推進員を通じて住民への周知を依頼しています。また地域センターや文化センター等区の施設において区民に配布しています。さらに若い主婦層への周知を図るため、平成28年7月号から児童センターでも配布を始めました。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績 24年度7月号・10月号・1月号

25年度4月号・7月号・10月号・臨時号・1月号

26年度4月号・7月号・10月号・1月号

27年度4月号・7月号・10月号・1月号

28年度4月号・7月号・10月号・1月号

⑤平成29年度予算額 1,014千円

(3)不用品交換情報紙「くるくる」発行

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 毎月、1日に不用品交換情報紙「くるくる」を発行

・発行部数 1,900部(毎月1日発行)

・配布場所 地域センター、図書館、文化センター等区施設、品川・大崎・荏原各郵便局

③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

品川区リサイクル情報紙発行要領

④実 績

不用品交換情報紙「くるくる」の掲載実績

(各年度末現在) 単位: 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ゆずります	240	265	173	174	188
ゆずってください	53	27	24	22	36

7 リユース（再利用・再生）促進事業（リサイクル推進係）

- ①事業目的 区内にある家具や家電製品の修理・修繕が可能な店等を紹介することでごみの排出段階での抑制を図ります。
- ②事業概要 平成 24 年度より実施し、家具や家電製品等の修理が可能な店舗（29 店舗）を紹介したチラシを 3,400 部作成して地域センターや文化センター等区の施設において区民に配布します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績（掲載店舗数） 単位：店

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
25	30	29	29	29

⑤平成 29 年度予算額 290 千円

8 区民やリサイクル団体との協働事業（リサイクル推進係）

- ①事業目的 区民やリサイクル団体との協働事業を推進することにより、区民のごみ減量や資源の有効利用に対する自主的な活動を支援しています。
- ②事業概要
- ・講習会や講演会等の実施
 - ・施設見学会の実施
 - ・エコ・クッキング講習会の実施
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 平成 28 年度
- ・エコ・クッキング講習会の実施

実施 平成 28 年 9 月 14 日実施で 28 人参加

内容 暑さで疲れたからだにやさしい E C O メニュー

講師 品川栄養士会長 高井 好恵氏
 - ・施設見学会の実施

実施 平成 28 年 11 月 15 日実施で 21 人参加

内容 石坂産業株式会社
(埼玉県入間郡三芳町にある産業廃棄物処理業者。徹底した分別、循環型処理を行い、リサイクル率 97% (業界 1 位) を実現している。また、1 町 3 市にまたがる 178,570 m² におよぶ敷地の約 87% を占める雑木林の再生プロジェクトも行っている。)
 - ・講習会や講演会の実施

実施 平成 29 年 3 月 2 日実施で 27 人参加

内容 豊かに楽しく生きるために

講師 品川区商店街連合会副会長・しながわ観光協会常任理事
綱嶋 信一氏

⑤平成 29 年度予算額 399 千円



～ しながわECOフェスティバル2016 ～



～ 中延二丁目旧同潤会地区 完成図 ～

事務事業概要（平成29年度版）

品川区都市環境部

平成29年5月発行

住 所 東京都品川区広町 2-1-36

電 話 03(3777)1111(代)

